


621-114



1200501537781





陸軍中將 佐藤清勝 著

支那事變と東亞の將來

春秋社刊行



著者寄贈本



62/-114,

自序

歐洲大戦の慘禍に悸けたる白人等は、戦後に於てあらゆる人爲的小策を弄し、戦争防止の技巧を爲し、曰く國際聯盟、曰く九箇國條約、曰く不戦條約と、斯くして、彼等は銃砲の炎を絶ち、劍戟の影を消し、泰平の晩宵枕を高くして睡眠し得べしと安心の胸を撫で下ろした。豈圖らんや、金鼓の音鐵火の響は天外より來りて彼等の安眠を驚かし、咄咄怪事の罵聲を張り上ぐるも、何等の効果がなかつた、愚かなるものは彼等白人である。

自序

よろしい

以上 満長七

自序

...の對する白人である。  
 ...の同様の效果  
 ...の響は天外より來りて  
 ...の安眠  
 ...の晩宵枕を  
 ...の胸を撫で下ろした。  
 ...の安眠  
 ...の罵聲を張り上ぐるも、  
 ...の効果がなかつた、  
 ...の愚かなるものは彼等白人である。

見よ、世界の現實は白人の空想の如く一刻も停滯し靜止しては居らぬ、嘗て世界的舞臺の中心たりし歐洲の天地は漸次に回轉して、今や舞臺の裏面に隠れんとしつゝある、過去に於て永く潛みたる亞細亞は漸く黎明を告げて、舞臺の正面に出現せんとしつゝある、斯くして、歐米が酣醉に耽り晝眠を貪らんとしつゝある間に、亞細亞は活動を始め飛躍を試みんとするのが、現下の世界的大勢である。

斯様なる世界的大勢を作為し、その先驅をなしたるものは實に我が日本民族であつた、過去の亞細亞人は到底白人に敵對し能はざるものと觀念し斷念して居つたが、日本が世界最強の露軍を粉齧し撃破し、白人の鼻柱に白人の誇負に一大痛棒を加へたる以來、亞細亞人は醒覺した、曰く白人も人なり我等も人なりと、斯くして、支那の對等絶叫も、印度の獨立運動も、波斯の興起も、土耳其の發奮も、一齊に躍動して亞細亞の總活動となつた、而して、今や夕日落陽の將に沒せんとする所に、歐洲が影黒く存在するのである。

日本は滿洲に於て露軍を撃破したる以來、滿蒙を以てその生命線なりと認識し、その經營に當つたが、支那の排

外運動の爲め、その施設は事毎に蹉跌し、白人迎合の拙劣外交の爲め、その計畫は事毎に萎縮し、遂に滿洲より總退却をなさざるを得ざるの窮地に墜ち、煩悶と苦惱とに七轉八倒しつゝありし際、天あるかな祐なるかな、滿洲の一角に烽火が揚つた、而して此の火は焰々として遼原に擴がり、遂に支那本土の所々にまで飛び火し、我が陸軍の健兒と海軍の勇士は、時至れりとなし、各所に勇戦奮闘し、滿洲の舊政權を一掃して遂に獨立國家を建設し、滬寧の支那兵を撃破して遂に國際都市の確保を見るに至りて、漸く活劇の一段落を告ぐるに至つた。

國際聯盟を組織せる白人等は驚き且つ怖れた、而かも東亞の事情に通ぜず、日支の關係を知らざる彼等は、その慣用の法理に捉はれて現實を解せず、幾多の饒舌論難も何等の効果を呈せず、僅かに調査委員を送りて、體面の保持に汲々たるは笑止千萬であるが、然かも、是よりも大なる關心を以て、事態を瞻望しつゝある米國があり、是よりも大に痛心し、事變を靜觀しつゝある露國があることを忘れてはならぬ。

我等民族が大なる活動をなしつゝある事態に對し、世界の諸國が我に快からざるは勿論である、從來世界を我

物顔に振舞うたる白人等は、是の事態を見て嫉妬の角を生やし、憎悪の焰を燃やしつゝ、機會あらば我が弱點に乗せんと刃を磨ぎつゝある、此に我等の前途に幾多の難關が存在するのである、而して、是の難關を如何に突破すべきかが將來に於ける最大問題である

然しながら、是等難問題解決の鑰は我等日本民族の掌中に存在する、敢て他を顧み他を盼みるの必要はない、我等が有する鑰は即ち、我等民族の有する使命である、我等民族は世界に誇るべき精神文化を有する、世界に範たるべき國家精華を有する、此の文化此の精華を世界に

宣布し、世界に光被することが我等民族の使命である、此の使命を確信し、此の使命を堅持し、斷々乎として進み斷々乎として歩むべきである、方に没落せんとしつゝある歐米文化の糟粕を嘗むるが如き卑屈根性を洗練し、日本文化の精華を發揮するの雄心壯圖を以て、世界に君臨すべきである。

斯様なる確信を以て進むには大なる覺悟と準備とを要する、辱々たる婦女子の恐怖に捉はるゝ勿れ、翻々たる輕薄子の虚榮を追ふこと勿れ、我等が祖先より受けたる日本男子の剛毅と敢爲の精神により、艱難を打開する勇

紅燈籠

カミ

も当局

好萬

ヲ排

自序

男兒たるや男兒たるや

合の子の如き觀者一部青年の排

猛心を以て、而かも周到なる注意と緻密なる計畫を以て、一切の前進準備と反對排除とをなすべきである、是が問題解決の法策であり、民族使命の達成である、本書の縷説する所、要は唯だ此の一點に存するのである。

昭和七年五月東京に於て

亞山志人 佐藤清勝識

## 目次

緒言.....一

第一章 事變と支那の排日外交.....三

- 第一 支那國民黨の政綱.....三
- 第二 支那國民黨政府の對外政策.....五
- 第三 不平等條約の撤廢.....八
- 第四 關稅自主權の回復.....一〇
- 第五 租借地及び租界の回收.....一二
- 第六 治外法權の回收.....一五
- 第七 沿岸航行權の回收.....一八
- 第八 外國軍隊撤退の要求.....二〇



第九 日本に對する非武力的抗戰……………二一

第十 我が債權の蹂躪……………二四

第十一 我が鐵道權益の蹂躪……………二八

第十二 我が商租權の蹂躪……………三五

第十三 排日運動……………三六

第十四 排日の指導機關……………四〇

第十五 排日教育と教科書……………四一

第十六 朝鮮人に對する暴虐……………四四

**第二章 滿洲事變の經過……………四七**

第一 事變發生前の狀態……………四七

第二 事變の發生……………四八

第三 事變發生直後の狀態……………五〇

第四 馬占山軍の擊退……………五三

第五 齊々哈爾の占領……………五七

第六 關東軍の天津救援決意……………五九

第七 匪賊の討伐……………六〇

第八 錦州の攻略……………六一

第九 吉林軍の北伐……………六四

第十 關東軍の北進……………六七

第十一 哈爾濱の攻略……………六九

第十二 滿洲國の建立……………七一

**第三章 天津事變の經過……………七六**

第一 事變直前の狀態……………七六

第二 第一次事變……………七八

第三 第二次事變……………八三

第四 天津への増兵……………八六

第四章 上海事變の經過

第一 事變發生前の状態……………八七

第二 我が總領事と上海市長との交渉……………九一

第三 事變の發生……………九八

第四 停戦と支那軍の協定無視……………一〇〇

第五 支那軍の増兵及び挑戦……………一〇二

第六 陸戦隊閘北附近の戦闘……………一〇四

第七 吳淞要塞に對する攻撃……………一〇六

第八 陸軍の派遣及び帝國の聲明……………一〇七

第九 混成旅團の上陸……………一一二

第十 先遣師團の上陸……………一一三

第十一 先遣師團長の和平交渉……………一一四

第十二 先遣師團の第一次攻撃……………一二七

第五章 國際聯盟に於ける論戰

第十三 先遣師團の第二次攻撃……………一二一

第十四 増兵と軍司令官の聲明……………一二二

第十五 派遣軍の總攻撃……………一二四

第十六 戦闘の中止と聲明……………一二六

第一 事變と國際聯盟……………一二八

第二 支那代表の理事會招集要求……………一二九

第三 第一次理事會の開會……………一三〇

第四 帝國政府の回答と聲明……………一三五

第五 理事會の第一回決議……………一三九

第六 議長の通告と帝國の回答……………一四五

第七 第二次理事會の開會……………一四九

第八 オブサーバー問題と帝國の質問……………一五一

第九 五大綱目の提出と理事會案……………一五三

第十 十二國理事會の決議案……………一五五

第十一 帝國政府の修正案と決議の不成立……………一五八

第十二 帝國政府の聲明……………一六〇

第十三 十一月十六日迄の經過……………一六三

第十四 第三次理事會の開會……………一六六

第十五 調査委員派遣案と中立地帯案の討議……………一六八

第十六 理事會の第二回決議……………一七一

第十七 第四次理事會の開會……………一八一

第十八 支那代表の提案と帝國の聲明……………一八五

第十九 規約第十五條適用の拒否……………一九五

第二十 中立地帯設置案の討議……………一九九

第二十一 對日勸説案の起草……………二〇五

第二十二 理事會の日本に對する勸説……………二〇八

第二十三 臨時總會開催の決議……………二一〇

第二十四 理事會の勸説に對する帝國の回答と聲明……………二一一

第二十五 圓卓會議案の討議……………二一九

第二十六 臨時總會の開會……………二二三

第二十七 第一次乃至第四次一般委員會と決議……………二三一

第二十八 決議案起草委員會……………二四七

第二十九 第五次乃至第六次一般委員會……………二四九

第三十 臨時總會の決議……………二五三

第六章 事變に對する列國の態度……………二五七

第一 列國の關心……………二五七

第二 米國の態度……………二五八

第三 英國の態度……………二七四

第四 佛國の態度……………二八一

第五 諸小國の態度……………二八三

第六 露國の態度……………二八四

**第七章 失敗外交の累積……………二八六**

第一 事變と自己反省……………二八六

第二 面子の毀傷……………二八七

第三 自繩自縛の聯盟加入……………二八九

第四 太平洋海權の拋棄……………二九三

第五 青島の無條件還附……………二九五

第六 支那現狀維持の承認……………二九七

第七 軍事行動抑壓の承認……………二九九

第八 戰敗國的屈服……………三〇三

第九 冷熱反覆の外交……………三〇六

第十 恐米病の患者……………三〇八

第十一 歐米崇拜宗の信者……………三一〇

**第八章 世界政局裏面の觀察……………三一三**

第一 波紋の暗流……………三一三

第二 二中心の世界政局……………三一三

第三 政局中心の移動……………三一五

第四 亞細亞の變化……………三一七

第五 米國の世界的君臨……………三一八

第六 強國の現状維持策……………三一九

第七 歐羅巴の均勢……………三二一

第八 英國の叩頭……………三二四

第九 英國の世界政策……………三二六

第十 露國の世界政策……………三二九

第十一 米國の世界政策……………三三三

第十二 米國政策の思想的背景……………三三五

第十三 米支の提携……………三三七

第十四 米國の日本抑壓……………三四二

第十五 排日運動の原動力……………三四三

第十六 米國の違算……………三四四

第十七 事變の認識と時局の展開……………三四六

第九章 東亞の將來と對策……………三四八

第一 舞臺の回轉……………三四八

第二 世界政局の將來……………三四八

第三 支那政局の將來……………三五三

第四 時局の收拾……………三五五

第五 黑粹時代の到來……………三五七

第六 國家の最大危機……………三五九

第七 倫敦條約の破棄……………三六一

第八 日英同盟の再締……………三六二

第九 日米の衝突……………三六五

第十 露國の禍心……………三六七

第十一 國際聯盟の脱退……………三六八

第十二 軍備の擴張と充實……………三七〇

第十三 國力の涵養……………三七三

第十四 支那政局の指導……………三七四

第十五 日本の世界的使命……………三七六

第十六 日本の世界政策……………三七八

第十七 世界政策の遂行……………三八〇

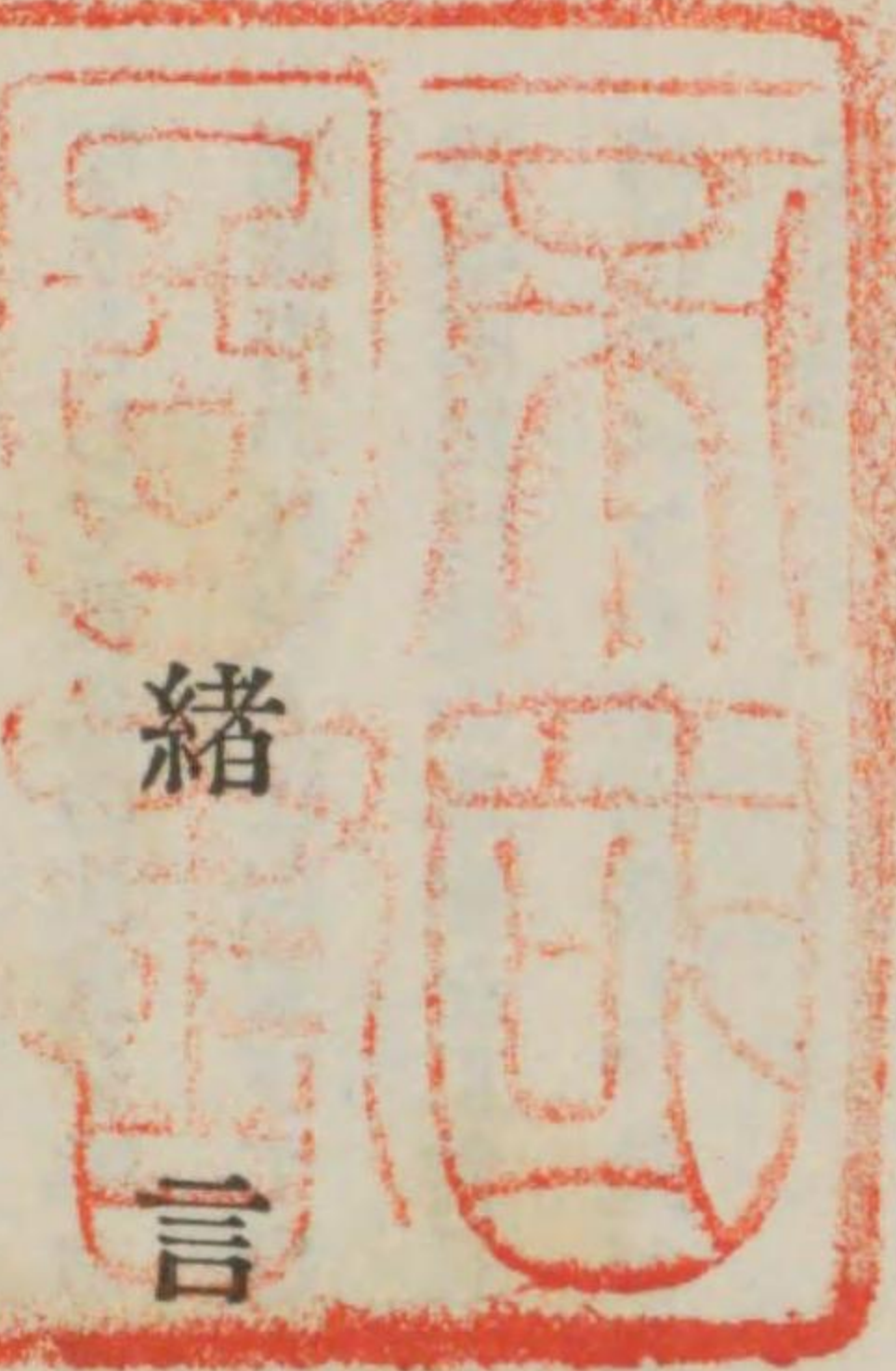
第十八 汎亞細亞會議……………三八二

第十九 汎世界會議……………三八三

結 論……………三八五

# 支那事變と東亞の將來

佐藤清勝 著



昭和七年一月三日に於ける皇軍の錦州入城を以て、支那事變は一段落を告げたと思ひの外、同月二十八日上海に於て又も我が海軍陸戦隊と支那軍とは衝突し、遂に陸軍の派遣となり、戦線は上海より吳淞にまで擴大し、更に第二次の派兵となり、軍司令官の總指揮となり、遂に支那軍を撃破して是を蘇州方向に敗走せしめ、三月三日を以て軍事行動の終局を見たが、而かも英、米、佛、伊諸國民の共住する國際都市の周圍に於ける交戦の爲め列國に對する反響は滿洲事變の比にあらず、列國の干渉容喙囂々として起り、外交と戦闘とは交々相接し相錯り一時殆んど收拾すべからざるの狀勢

であつたが、幸に我が巧妙なる戰略と忠勇なる將卒の爲め傲慢なる支那軍に一大鐵槌を加へて漸く其の落着を告げたが、其善後處置は今當に講ぜられつゝある。

是の間滿洲に於ても反吉林軍の討伐、哈爾濱附近の戰鬪あり、尋で滿洲國の建立となり、新國家の出現を見、奉天の一角より發したる小事變は至大なる發展をなし、東亞の天地は一大變轉をなし、その用兵の數より見れば日清戰爭にも及ばざるものであるが、その變化の狀より見れば日露戰爭以上の大影響を與へ東亞の形勢を一轉したるものである。斯の如くして東亞の一隅に起りたる小事變なりとして世界の注意を喚ぶに足らざりし事件が、今や列國環視の焦點となり國際聯盟の論議と諸國政府の外交とは相並びて進み、近時世界に於ける一大事變と思惟せらるゝに至つた。是に於てか我等國民は是の事變を正當且つ完全に認識すると同時に是の事變によりて東亞の形勢が將來如何に轉化すべきやを考察し、是が對策を講じ、是の形勢に善處し、以て國家の新運命を開拓しなければならぬ。

予は曩に「滿洲事變と新國家」なる書を著し、滿洲に關する今後の處置に對する卑見を陳べたが、今や是の新形勢の爲め、更に事變を高處より大觀し、時局を根底より洞察し、而して將來に於ける東亞の形勢を論じ、是が對策に關する自己の抱懷を披瀝せんとするものである。是れ予が國家の將來を憂ふる衷情已まんと欲して已む能はざるが爲めである。

本書中事變の原因、經過及び外交の記述は成し得る限り眞實を失せざらんことを努めたが、第六章以下の記述は自家一個の卑見であつて決して當路者に關係なきことを明言するものである。

支那ヨリキチリケ！

支那リエー！

打倒日本ヲ！

## 第一章 事變と支那の排日外交

### 第一 支那國民黨の政綱

今回の滿洲及び上海事變の生じたる眞の原因は、多年に亘る支那の非武力的戰鬪行爲であり、支那の革命的外交であつた。而して是を行ひたるは支那の國民黨政府である。其れ故に支那の國民黨が如何なる政綱政策を有するやを知らねばならぬ。

支那の國民黨は、主として孫文の組織し指導し養育したものであるが故に、孫文の思想を知ることが要する。即ち孫文が明治二十八年布哇に「興中會」なる秘密結社を起したる際述べて曰く、

我が中國ハ阿片戰爭以來、外國ノ壓迫ヲ蒙ツテ居ル。此ノ壓迫カラ免カレルニハ對外的ニ無力ナル滿洲朝廷を倒サネバナラス。

と言ひ、倒滿排外なる指導原理を採用し來つたが、大正元年に於ける孫文、黃譽等の革命が成功し尋で滿洲朝廷覆滅し宣統帝退位し、茲に倒滿の事業終るや孫文は更に三民主義なる指導原理を作為した。三民主義とは民生、民權、民族の三主義を包括したものであつて、是によつて支那を再建せ

んとするものである。民生主義とは人民に産業を與へてその生活を安易ならしむることであり、民權主義とは人民の平等なる權利を確定してその生活を保障することであり、民族主義とは支那民族全體の爲めに其の國權を恢復し支那を外國と對等ならしめんとすることである。上記民生民權の兩主義は主として對内關係の確立であるが、民族主義は一方に於て支那をして完全なる自主的國家たらしむると同時に、他方に於て外國と絶對平等の地位に立たんとするものであつて、支那民族の解放即ち列強の束縛と壓迫とによつて半殖民地的地位にある支那の國土と民族を外國より解放し、一切の外國の壓制を排除すべしとの主張であつて、爲めに「打倒帝國主義」及び「不平等條約撤廢」の標語を使用したのである。是れ即ち大なる排外思想を抱懷するものである。

### 第二 支那國民黨政府の對外政策

上記の如き孫文の提唱に係る、三民主義を奉ずる國民黨が成形する政府は、該三民主義によりて民生を謀り、民權を定め、民族の意識を醒覺して支那を再建し、同時に各國との條約を修正して國際平等と國家の獨立を確保することをその政綱となし、而してその對外政策として大正十三年一月十日國民黨第一次全國代表會議に於て決議したるものは左の如くである。



- 一、不平等條約例へば外人租借地、領事裁判權、外人關稅管理權及び外人ノ中國領土内ニ於テ行使スル一切ノ政治的權力ニヨリテ、中國ノ主權ヲ侵害スルガ如キモノハ皆是ヲ取消シ新ニ雙方平等ニシテ互ニ主權ヲ尊重スル條約ヲ締結スベシ。
- 二、中國ハ凡テ自ラ一切ノ特權ヲ拋棄シ及び中國ノ主權ヲ破碎スル條約ヲ廢止センコトヲ願フ國家ヲ最惠國ト認ム。
- 三、中國ト列強ト締結セル其他ノ條約ニシテ中國ノ利益ヲ損害スルモノアラバ必ず新ニ審定シ雙方ノ主權ヲ害セザルヲ以テ原則トスルヲ要ス。
- 四、中國ノ政治上及び實業上ニ於テ損失ヲ受ケザル範圍内ニ於テハ外國ヨリ借用セル外債ニ對シテ保證シ且ツ是ヲ償還スベシ。
- 五、中國領土内ニ於テ責任ヲ負ハザル政府例へば賄選ニヨリテ樹立セル北京政府ノ借用シタル外債ニシテ人民ノ幸福ヲ増進セズ、軍閥ノ地位ヲ維持スル爲メニ賄賂着服私消シタルモノニ對シテハ中國人民ハ是ヲ償還スル責任ヲ負ハズ。
- 六、各自ノ職業團體（例へば銀行商會等）社會團體（教育機關）等ヲ召集シテ會議ヲ組織シ、外債償還方法ヲ準備シ以テ債務償還ニ苦シミ、國際的半殖民地ニ陥レル地位ヨリ脫離センコトヲ求ム。

斯の如き對外政策を支那現在の實情と、諸外國との從來の關係を顧慮することなく、強行實施せんとするもの即ち支那の革命外交である。

斯様な對外政策の強行實施の意見は、常に國民黨政府當局者より發表せられた。即ち元の外交部長たりし王正廷氏は昭和五年十二月十五日演説したるもの、一節に曰く、

千九百三十一年ノ外交方針ニハ、積極ト消極トノ二種ガアル。積極的ニハ各國トノ對等ノ條約改正ヲ期シ、消極的ニハ總理ノ遺囑ヲ奉ジテ民生主義ニ從ヒ、外國資本ノ輸入ヲ歡迎シ、國內産業ノ發展ニ資セントス。來年度ニハ必ず治外法權撤廢ヲ實現セネバナラヌ。法權撤廢ニ付テ國民政府ハコレ以上ノ忍耐ハ出來ヌ、必ず適當ノ處置ヲ講ズル決心デアアル。租界回收各國駐屯軍撤退問題等ハ引續キ交渉ヲ進メ逐次實現ヲ期シテ居ル。而シテ一面裁兵及財政統一ニ努力スルト共ニ不確實擔保ノ内外債整理ヲ行ヒ之ヲ確實擔保タラシメ、建設ノ基礎ヲ鞏固ニスルト同時ニ外資輸入ヲ誘發促進セシメント欲ス。但シ原則トシテ外資ニ對スル權利ハ完全ニ中國ニ於テ把握シ資本侵略ノ弊害ニ陥ルコトナキヲ期スル方針デアアル。

と述べて居る。斯くして國民黨政府の行ふ外交手段は、その締結したる條約を無視し、一方に於て

歐洲大戰の混亂と列國の疲弊とに乘じ、不信義の外交を強行し、他方に於て優勢なる強大國と結びて是より劣勢なる他の外國を壓迫し、その條約無視の革命的な外交を強行せんとするものである。而してその外交的交渉は常に先づ弱き者を壓迫して一部の成功を得れば是に倣うて順次に弱きものより強きものに及ぶを例とするのである。従つて支那に向つて親善の意を表し、支那に對して友誼的讓歩をなせば忽ち是を弱きものと解し、益々その革命的な外交を強行せんとするものであつて、我が日本に對するが如きは全く是の種に屬するものである。然しながら若しも對手國が敢然して支那の横暴的外交を拒否し、斷然たる決意を示すか、若くは彼に打撃を加ふるときは忽ち翻轉してその銳鋒を回避するを通常とする。露國に對する外交の如きはそれである。斯くの如くして彼等の行ふ外交は内心畏を懷くも外面頗る強硬なるものなるが故に、若しその外面の強硬に屈すれば益々増長し、一を讓れば二を要求し、三を要求するは支那政府の常套手段である。

### 第三 不平等條約の撤廢

支那は革命以來二十年殆んど内亂の絶ゆることなく、未だ國內の統一さへ達成しないが、國民黨が政權を掌握し政府を樹立するに至るや外國に對しては大に強硬となり、列國に向ひ不平等條約の撤

廢を目標として其の活動を續けて居る。彼等の唱ふる所に據れば支那の貧弱なるは主として不平等條約の束縛に基くものであるから、先づ是を即時撤廢して平等の立場に於て國際間に獨立國の面目を維持しようとするのである。而して彼等の所謂不平等條約と稱するものは、

- 一、片務的協定による關稅
- 二、治外法權
- 三、租界及び租借地
- 四、沿岸及び内河航行權
- 五、外國軍の駐屯

等を包括するものである。但し第一項は既に昭和六年一月より完全に之を回復した。

然しながら、支那の現在の實情に鑑るときは、是等の不平等條約の即時撤廢は列國の爲めには勿論支那の爲めにも不利不且つ、不安を來すものであるから、支那の内政の改善に伴うて漸次に撤廢すべきものであるとは列國共通の意見である。

上記不平等條約以外に於ても、支那が外國人の支那に於ける企業、投資、貿易、醫業、教育、布教等を目して或は經濟侵略とか、或は文化侵略と稱して學校の教科書にまで記載してある。斯の如き

は主として支那人傳統の排外思想に基くものであり、寧ろ支那をして自滅せしむるものである。

#### 第四 關稅自主權の回復

支那國民黨政府が不平等條約の撤廢を主張し、その第一に成功したるものは、關稅權の回復であつたが、支那の關稅に關する歴史的事實は左の如くである。

即ち英國は廣東貿易時代に於て、支那の稅關行政が頗る腐敗亂雜を極はめ、貿易の發展を阻害すること多大なるを認め、西紀一八四二年（明治以前）の南京條約及びその附屬協定に於て、稅率を統一的規則的となし、英國が稅率を一定したものであつたが、當時支那官憲に於て、異議を挿んだものではなかつた。其の後西紀一八五八年（明治以前）の天津條約及び附屬協定に於て、稅率の改正を行ひ、明治三十五年の北清事變議定書附屬協定に於て、同じく稅率の協定をなしたが、從價五分と云ふ原則は變らなかつた。斯の如き關稅權の束縛は支那に取つては不利益であつた爲め、支那は大正元年の英支條約に於て關稅の引上を定め、其の翌年日米兩國との條約に於ても同様の協定を設けたが、他の國との協定が出来なかつたが爲め實行せらるゝに至らなかつた。

其の後支那は大正十一年のワシントン會議に於て、再び輸入關稅の増率を要求し、その結果として

大正十四年北京に於て列國の關稅特別會議が開催せられ、輸入關稅の二分五厘乃至五分引上の交渉を進めた。而して同年十一月の委員會に於ては昭和四年一月から支那の釐金稅廢止と同時に關稅自主權の行使を認むるに至つた。而して自主權行使迄の暫定稅率の協定に入り、會議の進行中に北京を中心とする北支那に爭亂が勃發して、會議は結局何等の決定を見ず翌年七月散會した。

然るに支那政府は關稅増徴を欲するの餘り、一方的意志を以て大正十四年以來條約を無視して輸入關稅の二分五厘乃至五分の附加稅増徴を行ひ、尙ほ輸出稅、沿岸貿易稅、子口稅にも附加稅を課した。其の後昭和四年二月に至つて關稅會議中非公式に列國委員の同意を得たる差等稅率を實施して關稅の増徴を謀り、又昭和五年二月より金單位海關兩で課稅して、銀價下落による收入減を補ひつつ關係列國に對して關稅自主權回復の交渉を開始した。

是に於て米國は昭和四年率先して、支那の關稅自主權を承認し、爾來各國も是に倣つたが、昭和五年五月日支關稅協定により最後に日本が支那の關稅自主權を認むるに至つて、支那は八十餘年間束縛されたる關稅自主權を回復することを得。昭和六年二月より國定稅率を實施する筈であつたが、國民黨政府は抜打的態度を以て昭和五年十二月廿九日に於て新國定稅率を昭和六年一月一日より實施すべき嚴命を各地の稅關に發し、且つ是と交換的約定たりし厘金稅廢止の爲め五十支里以内の常

關を廢止すべき命令を發した。斯くして列國に異常の衝動を與へた。

是の國定稅率に據れば、輸入品目六百四十五種に對し、自國産業保護の見地より加工品の稅率を高め、原料品の稅率を低下し、從價稅は五割、從量稅は十割となし、煙草の如きは更に高稅を課するに至つた。而して實施期日前發送濟のものまで新稅率を課するが如き、世界に前例なき狂暴を敢てし毫も憚らざるものである。

### 第五 租借地及び租界の回收

支那國民黨政府が不平等條約の撤廢を主張したる以來半ばその成功を遂げたるものは租借地及び租界の回收である。

抑も支那が外國に租借地を許したるは日清戰爭以後である。即ち支那は下關係約により日本に遼東半島の割讓を約したが露、獨、佛三國の干涉により遂に日本は該半島を支那に返還した。而して三國干涉の報酬として獨逸は明治三十一年三月膠州灣を租借し、露國は同年三月旅順大連を租借し、佛國は同年四月廣州灣を租借し、英國は同年六月香港（鴉片戰爭の結果得たる英國の領地）の對岸九龍及び威海衛を租借した。

其の後露國は滿洲に勢力を扶植して、日本を脅かしたるにより、遂に日露戰爭となり、而して日本の勝利により滿洲に於ける露國の權利は日本に繼承せられ、旅順大連を含む關東半島を租借した。該租借地は大正十二年三月二十六日迄であつたが、是より先き大正四年の日支條約により是を九年延長することとなり今日に至つて居る。

又租界に關しては、上海の共同租界は最も古きものであつて、西紀一八四三年（明治以前）英支兩國の交渉によりて劃定せられたるものであり、而して英國が支那を強制して得たるものではなくして英支兩國の便宜上外人の居住地として一定の區域を指定したものである。其後主なる通商地に租界が設けられ、現今では十數ヶ所であるが、租界には一國に屬する專管租界と各國の共同租界とがある。何れも外國人居住の安全地帯であつて、支那の對外貿易は是の地によつて發達し、支那の工業者、労働者のみならず政治家、軍閥、富豪も是の地に來り、その生命及び財産の安固を圖りつつあるのである。然るに歐洲大戰勃發し支那が聯合國に加擔して交戰國の列に入るや、聯合國の敵たりし獨逸の租界を先づ無條件にて回收し、次で露國に革命起るや之に乗じて各地の露國租界を回收し、尋で大正十一年「ワシントン」會議に於て日本が歐洲大戰中兵力を以て攻略したる舊獨逸の租借地、青島の拋棄を約したるにより、翌大正十二年該租借地を回收し、次で昭和元年共產軍の漢

口に入り英國租界の警官を追捕し、是の地の秩序維持を名として漢口の英國租界を回收し、次で九江の英國租界を回收した。

斯の如く支那は漸次租借地及び租界を回收するや、列國與し易しとなし、益々各國にその返還を迫り、昭和五年に於ては鎮江及び廈門に於ける英國租界及び威海衛の英國租借地を回收し、而して昭和六年一月に於ては天津に於ける自耳義租界を回收した。

斯くの如くして、昭和五年一月に於て國民黨政府の外交部長王正廷は本年中に於て各國租界の回收を了すと豪語し、而して昭和五年十一月國民黨政府は漢口に於ける日本及び佛國租界の回收を兩國政府に提議したが兩國政府は未だ是が回答を送るに至らない。

然しながら、若しも日本政府が漢口の租界を返還せば尋で支那政府は蘇州、杭州、上海等の租界の返還を迫るべく、蘇州、杭州等の租界を返還せば更に旅順、大連の租借地の返還を迫るであらう。斯くして滿蒙に於ける門口は閉鎖せられねばならぬ。而して日本國民は日清、日露の兩戰役に於て擧得したる是の兩地を無條件にて支那に還付する能はざるは當然である。夫にも拘はらず支那は是を我より奪はんと欲するものであつて、全く條約を無視する革命外交である。

## 第六 治外法權の回收

支那國民黨政府が主張しつゝある第三の要求は、治外法權の回收であるが、列國は概ね不同意であり、未だ完全に回收するに至らない。

抑も支那に於ける治外法權制度は、西紀一八四二年（明治以前）英國政府と支那政府との間に締結せられたる南京條約後の英支全權委員の文書の交換にその端を發し、其翌年に於ける英支の通商協定に於て始めて條約上の規定となり、爾來各國との條約に挿入せらるゝことゝなつたもので、列國が支那を強制して獲得した權利ではない。在支外人から見れば生命財産の安全を保障する制度であるけれども、支那から見れば不平等の制度である。従つて支那政府はこの法權の撤廢を切望し明治三十五年の英支條約明治三十六年の日支條約及び米支條約に於て支那の法制が改善せられたる曉は是が撤廢をなすべきことを約した。又大正十一年のワシントン會議に於ても治外法權廢止に關する決議となり、其結果として大正十四年十二月北京に於て治外法權廢止に關する列國調査委員會が開かるゝに至り、翌大正十五年七月調査委員の報告書が公表せられ、且つ支那政府に對する勸告をなした。該勸告の概要に曰く、

一、支那政府ハ民法、商法、刑法、銀行法、破産法、特許法、土地收用法、公證人法等ノ法規ヲ完成シ且ツ之ヲ實施スベシ。

二、支那政府ハ支那國法規ニツキ不確實ナル所ナカラシムル爲メ其ノ合式ナル法律ノ規定公布及廢止ニ關スル統一的制度ヲ設定シ且ツ維持スベシ。

三、支那政府ハ縣知事衙門並ニ舊式ノ監獄及ビ看守所廢止ノ目的ヲ以テ新式裁判所、新式監獄及ビ新式看守所ノ制度ヲ擴張スベシ。

而して現時に於ける、支那の法典、裁判所及び警察制度の實情に鑑み、支那に於ける治外法權の即時撤廢は時機尙ほ早しと言ふ結論であつた。

然るに、支那政府は治外法權調査委員會の勸告あるに拘はらず毫も是を顧みず、治外法權撤廢の準備として今日迄なしたる所は僅かに刑法と民法の一部を改正したのみであつた。

尙ほ在支外國人の生命財産の安全にとつて、是等新法律の實施上に必要なることは正しき司法の運用である。然るに支那の現状に於ては支那司法官警察官が金錢の爲め法を枉ぐることは常に見る所であり、又軍人や行政官が司法官に干渉する場合も屢々あつて、司法權の獨立の如きは殆んど存在しない状態である。

然るに國民黨政府成立以來、國權恢復熱の擡頭と共に支那政府は近時各國に對して、熱烈に治外法權の即時撤廢を要求するに至つた。

即ち、支那政府は獨逸露國を始めその他の小國をして治外法權の撤廢を承認せしめたる外、大正十四年十月の條約によつて奧太利にも是を承認せしめ、更に「ベルギー」「イタリー」「ポルチユガル」

「デンマーク」「スペイン」の五國は大正十五年支那に於ける治外法權調査委員會に於て治外法權撤廢を時機尙早と認めたるに拘はらず國民黨政府は是等五國をして各昭和五年一月一日より治外法權撤廢を約せしめたが最惠國條款の爲め未だ實施するに至らない。而して國民黨政府外交部長王正廷と和蘭公使との間に、治外法權撤廢協定が成立し、又同氏と「ノルウェー」公使との間にも同様の交渉が成立した。然しながら和蘭との協定には交渉文書の形式で最惠國約款が附隨して居るから他國が承認せぬ限り和蘭だけでは實質的に何等の效果がない。

然るに、國民黨政府は昭和六年五月五日の國民大會迄に該問題を解決せんと欲し、各種の苦肉策を講じつゝあり、且つ揚言して曰く、支那は既に日本に倣うてその法律を確定したのであるから、列國はこの法律に服従すべきであると揚言した。即ち昭和五年十二月十五日國民黨政府の立法院長胡漢民は曰く、

法權回收問題ノ如キ來ル五月五日（註昭和六年）ヲ期シテ開カルベキ國民會議前ニ是非トモ其ノ目的ヲ達成スル積リデアル。現在ノ儘デハ單ニ關稅ダケノ自主權ヲ回收シタノミデ、國民會議ヲ召集シテ際國民ノ代表ニ向ツテ報告スルニハ餘リニ貧弱デアリ、政府トシテハ從來ノ國民ニ對スル公約上申シ譯ガナイ次第デアル。

と語つて居る。又同時に司法院長王寵惠は曰く、

治外法權撤廢に關シ二月（註昭和六年）末マデニ列國ガ満足ナル回答ヲ與ヘザル場合ハ支那ハ強硬手段ヲ取ル積デアル。租界還付問題ハ治外法權問題ト併發的ニ協議スル意向デアル。

と豪語して居る。然しながら、國民黨政府は司法官の養成を行はないから、支那が日本の法律を翻譯したりとて、其の司法官の總ては該法律に對して無智識であるが故に、治外法權撤廢は事實上行はれざることは列國の認むる所であるに拘はらず、治外法權の回收を強行せんとすることは即ち革命外交である。

### 第七 沿岸航行權の回收

支那國民黨政府が主張しつゝある、不平等條約の撤廢の第四は沿岸航行權の回收であるが、然かも

未だ航海業の發達せざる支那が之を回收せんと欲するも事實上行はれざるものである。

抑も、支那の沿岸航行權に就ては西紀一八四二年（明治以前）英支南京條約に於て何等の規定がなかつたが、支那開國の當初沿岸の交通が甚しく危險状態にあり、支那帆船によるよりも外國船によるを安全とした關係上、支那政府は外國船の沿岸貿易並びに未開港地に出入することを默認した。西紀一八五八年（明治以前）の英支條約に於ては外國船の非通商港間に於ける航海貿易を禁止したが沿岸貿易に就ては何等の制限を設けず、從來の慣習に基いて之を外人の既得權として默認した。然しながら其の運送せる貨物の課稅に就いては取扱ひ方區々に亘つて弊害が多かつたので西紀一八六一年（明治以前）に始めて沿岸貿易法を制定して從來默認せる外國人の沿岸航行（内河航行をも含む）を公認し、且つ貿易に關する課稅法を統一した。但しこの國內法の規定が始めて條約上の規定となつたのは西紀一八六三年（明治以前）の支那とデンマークとの間に於ける條約に始まり、爾來各國との條約にこの規定が挿入せらるゝに至つたのである。

斯の如く、沿岸航行權はもと何等外國の強制によらず條約以外の慣習によつて發生したものであつて、其の爲めに航海業が幼稚であり、且つ沿岸に海賊の横行其の他内亂が頻發する支那に於ては沿岸貿易を外人に開放したことによつて支那の交通と通商とに安全と便利を與へたことは非常なるも

のである。

然るに、支那に國民黨政府の樹立するや是を以て列國の經濟侵略の一方と稱し、或は支那航運業の發達せざる一原因と唱へ、不平等條約改訂の要求中に外國船の沿岸航行權を禁止せんと主張して居る。又國民黨政府交通部は上海航業会社に對して支那國民は支那國籍船舶を利用すべしとの命令を下し、各航業会社に對しても支那汽船の外國國旗を掲ぐることを許さずと命令する等、只管外國船の沿岸航行を排斥せんとしつゝある。是れ亦た革命外交の一種である。

### 第八 外國軍隊撤退の要求

支那國民黨政府が不平等條約撤廢の一として唱へつゝある、第五の要求は外國軍隊の撤退である。然しながら是れ亦た條約に基く各國の既得權利であるから是の要求は毫も顧られざるものである。現今支那に於て外國軍隊の駐屯しあるは北平、天津、漢口間と上海及び南滿鐵道沿線とである。而して北平、天津と漢口との間に於ける各國軍隊の駐兵は明治三十四年に於ける北清事變最終議定書第七條乃至第九條の規定に基くものであつて、公使館と海岸との交通を連絡し、且つ北支那に於ける在留外人の安全を保障するものである。又上海に駐屯する日、英、佛の軍隊は大正十五年に於け

る五月三十日事件の勃發以來同地に駐屯するものである。

南滿鐵道沿線に於ける、我國の軍隊は東支鐵道原條約（ガシニー條約）第五條、日露講和條約追加約款第一滿洲撤兵手續及び鐵道引渡に關する日露議定書第五項滿洲に關する條約附屬協定第二條により駐兵權を有するものであつて、其の兵數は一吉米に付平均十五名を置き得るものである。

以上の如き歴史的事實及び條約によりて、各國が有する駐兵權に對し、支那國民黨政府は之を國權侵害なりと稱して居るが、然しながら南京及び漢口事件、濟南事件の如き不祥事を頻出し、且つ内亂の絶へざる支那の現狀に於て外國人の生命財産の安全及び通商保護の爲め必要なるものであり、又支那の沿岸及び内水に於ける外國軍艦の自由出入も亦た外國人の生命財産及び通商の保護の爲め必要なること勿論である。

然るに、支那國民黨政府は外國軍隊の支那駐屯及び軍艦の自由出入を以て國權侵害なりと稱し、外國軍隊の撤退を要求して居るが、内亂を根絶することをなさず、外國人の生命財産の安全を保障せずして外國軍隊を撤退せしめんとするもの亦た彼等の革命外交である。

### 第九 日本に對する非武力的抗戰



歐洲大戰の頃まで、支那は我日本の武力に畏服し、日露戦争及び山東攻略の戦績に鑑み、大正四年我が政府が提出せる山東及び滿蒙に關する我要求を承認した。然るに大正十一年「ワシントン」會議に於て日本が米國の提案せる主力艦對米六割の比率に屈服し、青島及び山東省の利權還付を承認するや支那政府は見て以て日本與し易しとなし、米國の力を借りてその革命外交の手腕を逞しうし、一方に於ては日本排斥運動を示唆し、煽動し、他方に於ては日貨抵制を高唱し、絶叫し、我に對して反抗の態度を取り、傍若無人の舉動を敢てするに至つた。

是の間に於て、我政府は支那の反抗的態度を緩和せんと欲し、或は日支親善を唱へ、或は共存共榮を唱へて只管ら支那の歡心を買はんとした。是に於てか支那政府は日本我に屈服せりとなし、益々増長してあらゆる反抗とあらゆる迫害とを在支日本人に與へた。而かも我が政府は是に對して黙認し、看過し、而して支那政府が關稅自主權の要求を主張するや我が政府は列國に先んじて是に承認を與へ、以て支那政府の歡心を買はんとした。是に於てか支那は一轉して我日本を輕侮し、蔑視し而して昭和五年に於けるロンドン會議に於て我國が米國に對しその主張を抛ち、補助艦に於ても米國の主張に屈服するや支那政府は益々我を侮蔑し、殊に滿洲に於ては條約を無視して我南滿鐵道の利益を妨害する鐵道を布設し、而して今や治外法權の撤廢、租界の回收、駐屯軍の撤退等あらゆる

要求を提出しつゝあるの現状である。而して彼の爲す所は我の軟弱外交に乗じてその革命的不信外交を以て我を壓迫せんとするものである。

昭和五年秋蔣介石が張學良と南京に於て會見するや、日本に對する外交方針として、左の件が決定せられたと報道せらるる。曰く、

排日親露ノ策ヲ樹テ滿洲ニ於ケル日本勢力ノ驅逐ヲ圖ル爲メ左ノ件ヲ實行ス。

一、教育制度ノ完備ヲ期シ、恒久的計畫ノ下に排日精神教育ヲ實施スルコト。

二、露國ト親睦ヲ結ビ滿洲問題ニ對スル限り露支協同動作ヲ還元スルコト。

三、滿洲ニ於ケル現在並ニ將來ノ港灣鐵道計畫ハ支那自身ノ手ニヨツテ實行シ、日本ニ對シテ現在以上ノ鐵道敷設請負ヲ許サズ、日本ヲシテ遂ニ南滿鐵道ヲ安價ニ讓ルノ已ムナキニ至ラシムルヤウ交通政策ヲ建直スコト。

四、奉天當局ノ對日懸案ハ總テ南京外交部ニ移管シ出來ルダケ交渉遲延ノ策ニ依ルコト。

五、交通關係ニ於テ奉天當局ノ負擔セル債務ハ悉ク南京財政部ニ移管シソノ交渉ヲ一切委任スルコト。

六、日本陸軍ニ則ル國防計畫ノ立案ヲ改廢シテ日本軍人ノ滿洲事情調査ヲ阻止スルト同時ニ軍政

部以外ノ武器輸入ヲ嚴重取締ルコト。

七、日貨抵制ヲ實施シ滿洲ノ經濟的獨立ヲ確保スルコト。

八、北支駐屯軍ノ撤退ヲ要求スルト同時ニ日本鐵道附屬地駐屯軍ノ撤退ヲ要求シソノ承認ヲ得ザレバ排日運動ヲ實施スルコト。

斯の如き、外交方針の眼目は滿蒙より日本の勢力を驅逐せんことに存するのである。而して是を根底的に行はんが爲め、支那人の精神教育より始め恒久的永續的に實行し、遂に全く日本勢力を驅逐せんとするものである。斯の如き支那の對日本政策は即ち日本に對する非武力的戰闘である。

### 第十 我が債權の蹂躪

支那は日清戰爭並びに團匪事件以來内亂紛争の爲め、財政の窮乏甚しく中央地方の別なく。借款を以て一時を彌縫し外債を濫發したる結果累積して二十餘億の國債を見るに及び大正十二年遂に内外債整理委員會の設置となり、内外有識者及び四國借款團代表を委員に選び支那政府との間に根本的調査整理に着手することゝなつたが、支那政府の提示せる借款額と各國の提示せる借款額との間には大なる逕庭があつて容易に双方の主張が一致しなかつた。

其後ワシントン會議に於ける九箇國條約により、支那關稅問題國際會議が開催せられ、輸入税二分五厘附加税増徴を確認するに及んで、其の使途に關し各國間に前後數十回の審議を重ね、遂に我が日本との間にも昭和四年五月日支關稅協定第四附屬書に於て、毎年五百萬元を海關の收入中から拂込み、其の償還基金とすることゝなつた。  
日本が現在支那に對して有する債權は左の如く多額である。

番號	名稱	契約額圓	元利現存額
一	團匪賠償金	一一三、九一七、〇〇〇	
二	五國善後借款(我國ノ分)	五〇、〇〇〇、〇〇〇	四六、六五四、〇〇〇
三	參戰借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇	
四	濟高鐵道豫備借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇	
五	吉黑林鐵借款	三〇、〇〇〇、〇〇〇	
六	有線電信借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇	
七	交通銀行借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇	
八	日清一千萬圓借款	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一一、四四九、〇〇〇
九	京綏鐵道第一次借款	三、〇〇〇、〇〇〇	五、〇二七、〇〇〇

支那事變と東亞の將來

一〇	京綏鐵道第二次借款	三、〇〇〇、〇〇〇	六、二六三、〇〇〇
一一	南潯鐵道借款	五、〇〇〇、〇〇〇	
一二	南潯鐵道第一次續借款	五〇〇、〇〇〇	
一三	同 第二次續借款	二、〇〇〇、〇〇〇	一四、九一一、〇〇〇
一四	同 第三次續借款	二、五〇〇、〇〇〇	
一五	有線電信借款	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二八、六六五、〇〇〇
一六	交通部活擴舉充借款	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
一七	有線電信擴張改良借款	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇
一八	双橋無電臺建設借款	五、三六三、〇〇〇	五、三六三、〇〇〇
一九	吉長鐵道借款	八、一六〇、〇〇〇	
二〇	吉會鐵道豫備契約前渡金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一三、八九〇、八〇四
二一	滿蒙四鐵道豫備契約前渡金	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二八、四九〇、五二〇
二二	吉會及滿蒙四鐵道前渡金利拂借款	二八、〇五五、九七三	
二三	四洮鐵道第六次短期借款	二二、〇〇〇、〇〇〇	四四、三九三、二一八
二四	吉敦鐵道借款	九、一五九、一〇六	一〇、八〇六、五六五
二五	洮昂鐵道借款	一、〇四四、四九六	一、一一九、〇八五

二六	吉敦鐵路局未收金	一〇、七六七、四二四	一〇、七七八、四二二
二七	洮昂鐵路局未收金	一六、三一六、七一七	一六、三七四、八七七
二八	四洮鐵路局未收金	二八〇、六八五	
二九	濟海鐵路局未收金	一八二、一一〇	
三〇	北寧鐵路局未收金	八、九三五	
三一	齊克鐵路局未收金	五、〇六一	
三二	四鄭鐵路公債	一、一四二、〇〇〇	
三三	吉敦鐵路局假拂金	二、七八七、五〇八	
三四	四鄭鐵道借款	四、七八〇、〇〇〇	
	合計 元 金	四七二、九六九、〇五五	

上記債權の中、關稅擔保の内外債のみは總稅務司の管理となつて居る關係上、從來確實に元利の支拂が行はれて居るが、その他の外債に就ては利息の支拂を怠つて居るもの多く、四洮、洮昂等の諸鐵道借款其他に對しても同様支拂を怠つて居る。

就中、國民黨政府は我が西原借款を承認せず、是を踏み倒さんとしつゝある。西原借款とは上記借款中の第三、第四、第五、第六、第七、第九、第十、第二十及び第二十一號の各借款合計約一億四

千五百萬圓の債權であつて、支那政府がその財政の窮乏を救はんが爲め、大正六年九月より大正七年九月迄の間に西原龜三氏を通じて日本政府と支那交通銀行との間に契約したる大借款であつて、該借款元利不拂の爲め、我國の取扱銀行は非常の窮境に陥り、大正十五年の議會に於て政府の肩替りとなりたるものである。

上記西原借款は、確實なる擔保を附せざりし爲め、國民黨政府は是を承諾せず、是を踏み倒さんとしつゝあるのであつて、是れ即ち既記の國民黨對外政策第五項に應ずるものであり、當時の北京政府を以て賄選の政府なりとの口實の下に我が債權を没却せんとするものであつて、恰かも大正七年「レニン」等の露國共產黨政府が露國帝政時代の借款を返済せすと宣言したると同一であつて、是れ亦支那が行はんとする革命外交であるが、斯の如きは絶対に許容すべからざるものである。

### 第十一 我が鐵道權益の蹂躪

今回の事變の生じたる最も直接の原因は、支那が滿蒙に於ける我國の鐵道權益を蹂躪したことに存する。それ故に我等は先づ滿蒙に於ける、我が鐵道の權益が如何なるものであつたかを知らねばならぬ。

日露戦争後、日本は明治三十八年九月五日の「ポーツマウス」條約及び同年十二月二十二日北京に於て調印されたる日清條約により寬城子以南旅順に至る迄の東支鐵道南線を確實に所有するに至つた。而して是の北京條約議定書に於て支那は將來是の鐵道の並行線及び是の鐵道の利益を妨害する鐵道を敷設せざることを約束した。

日本政府は上記の鐵道、並に是に附屬する利權を露國より繼承したる後、南滿洲鐵道株式會社を組織し、その株式の大部を政府に於て所有し、是の鐵道會社をして滿蒙經營の任に當らしめた。爾來南滿鐵道會社は銳意その經營に努力し、先づ日露戦争中陸軍が敷設したる奉天安東縣間の輕便鐵道を改築して本線と同じき準軌鐵道たらしめ、尋で南滿本線を複線となし、撫順炭坑を擴大掘鑿し、附屬地に市街、道路、學校、病院等各種の施設をなし、滿洲の開発に努力すること二十有七年、爲めに嘗て荒寥寂漠たる原野は一大文明の領域と化し、支那本部よりの移民により、嘗て一千萬人に足らざりし人口が今日三千萬を超過するに至つた。

日露戦争以後、日本は滿蒙に於ける鐵道敷設權を得た。即ち、明治四十二年九月間島に關する日清協約に於て朝鮮人の居住する間島を支那領域と認むる交換條件として吉林會寧間の鐵道即ち吉會線の敷設權を得た。

次で大正二年十月滿蒙鐵道修築借款に關する大綱協定に於て、左記五鐵道敷設に關し借款優先權を得た。即ち

- 一、開原海龍間即ち開海線
- 二、四平街洮南間即ち四洮線
- 三、長春洮南間即ち長洮線
- 四、吉林海龍間即ち吉海線
- 五、洮南熱河間即ち洮熱線

次で大正四年吉林長春間即ち吉長線の敷設權及び三十ヶ年の委任經營權を得た。

次で大正七年九月、上記五鐵道借款權に關する修正及び從來の借款優先權を日本借款權に改訂するの覺書を交換した。是の鐵道は左の通りである。

- 一、開原海龍吉林間即ち開吉線
- 二、長春洮南間即ち長洮線
- 三、洮南熱河間即ち洮熱線
- 四、洮熱線の一地點より海港に至る線

即ち、大正二年の協定の中、既に工事に着手せる四洮線を除き、且つ同協定中の開海線、海吉線を一線となし、又た洮熱線の一地點より海港に至る線を加へたるものである。但し前記第三及第四項即ち洮熱線及び是より海港に至る線は大正九年十月對支四國新借款團に提供せられたが故に殆んど消滅に等しきものである。

斯様なる鐵道敷設權及び借款權を得たのであるが、その後、日本は先づ吉長線を布設し、次で四平街鄭家屯間即ち四鄭線、次で鄭家屯遼遼間及び鄭家屯洮南間の鐵道を敷設して四洮線を完成した。然しながら吉長線以外は何れも借款鐵道であつてその經營は全く支那に屬するものである。而して其後洮南より昂々溪に至る鐵道を滿鐵會社にて請負ひ敷設した。

吉會鐵道に關しては、大正七年日本政府より豫備契約として一千萬圓を支那政府に借したるも、その後毫も敷設せず、漸く最近に至り吉林敦化間の鐵道を敷設し、昭和三年十月より開通した。

開海線及海吉線に關しては日本がその敷設を怠りし間に、支那は自ら奉天海龍間及び海龍吉林間の鐵道を敷設し、且つ是の線を延長し、南滿鐵道線を横斷して是を京奉線に連結したるにより、是に極めて重大なる結果を生じた。日本は滿蒙に於て、上記の如き鐵道の權利を有して居つたが、日露戰爭後滿洲の安定と繁榮とにより支那本部より滿洲への移民は逐年増加し、大正年間毎年四五十萬

人なりしもの事變前にては毎年百萬人を超ゆるに至り、滿洲は益々繁榮し、殊に原野の開墾と農業の發展とは今日一億五千萬石の雜穀を産するに至つた。而してその人口は一千萬人より三千萬人に増加するに至つた。是に於て滿洲の交通線就中鐵道は大なる價值を有するに至つた。

是に於てか、奉天政府は鐵道政策の樹立を企圖し、東北交通委員會を組織し、而して是の委員會は滿蒙に於ける鐵道敷設計畫を定め、而して先づ大正十四年五月洮南、昂々溪を連ぬる洮昂鐵道の建設に着手し、滿鐵會社より一千三百萬圓を借り受け、翌昭和元年七月全線百四十六哩の工事を竣へた而してその工事は滿鐵會社之を請負うたがその經營は全然支那の行ふ處のものであつた。

洮昂鐵道の敷設後、支那の鐵道敷設熱は益々沸騰し、その後、昭和二年八月に奉天海龍間即ち瀋海鐵道は起工せられ、而して同年十月に北滿に於ける呼蘭海倫間即ち呼海鐵道は起工せられ、且つ南滿に於ける吉林敦化間即ち吉敦線の請負契約が成立し、尋で吉林海龍間即ち吉海鐵道を敷設した。而して更に重要なものは昭和五年二月起工し、同年十二月竣工したる打通線即ち錦州の北方大虎山より通遼に至る鐵道の敷設であつた。是の鐵道は明治三十八年日清條約議定書に明記せる。

「清國政府ハ日本ノ滿洲鐵道ニ於ケル利益ヲ保護スル爲メ該鐵道ヲ回收セザル以前ニアリテハ該鐵道附近ニ於テ之ト併行スル幹線ハ勿論該鐵道ノ利益ヲ損傷スベキ他線ヲ築造セザルコトヲ約ス」

なる條項に違反せるにも拘はらず、何等日本に承諾を求むることなく、敷設したることは、全く條約違反である。加之、是の鐵道は明治四十年英、米兩國が提議敷設せんとしたる錦愛鐵道の再現である。この銀道は錦州より洮南齊々哈爾を経て黒龍江畔愛暉に至る鐵道であつて、正に南滿鐵道の並行線であつたが故に、日露兩國協同してその敷設に反對したるが爲め、遂に消滅したるものである。斯の如き歴史あるに拘はらず、支那は遂に條約を無視して是の鐵道を敷設し終つた。是れ固より我が外交の軟弱なりし結果である。

加之、支那は齊克線、即ち齊々哈爾より克山に至る鐵道敷設に着手し、昭和六年一月には齊々哈爾より泰安鎮までを竣工し、將來北通にて馬海鐵道と合し、小興安嶺一帶の貨物を吸収せんとしつゝある。

又南滿鐵道の東方に於ては、吉林より五常に至る吉常線を起工せんとしつゝあり、而して將來更に北進し、五常より同賓を経て依蘭に達し、松花江沿岸一帶の貨物を吉海及瀋海線に吸収せんと計畫しつゝあるのである。

斯の如くして、南滿鐵道の東西に於て支那鐵道の兩大並行線を生じ、南滿鐵道は孤立の狀勢に到りつゝあつたのである。

上記の如き支那の鐵道敷設が、遂に南滿鐵道の包圍として實現せらるゝに至つた。即ち吉林省の物貨は南滿鐵道を経由せずして吉海、瀋海及び京奉鐵道を経て河北（營口對岸）に向ひ黒龍省の物貨は南滿鐵道を経由せずして洮昂、洮鄭、鄭通、打通線を経て河北に向ひ、而して將來この物貨はやがて完成せんとする胡蘆島築港より海に浮ぶものである。斯の如くして南滿鐵道は完全に支那に包圍せらるゝに至つた。

加之、支那は運賃の値下を斷行し、貨物の南滿鐵道を経由するを得ざらしめた。即ち、支那は昭和五年六月より北寧線（元の京奉線）齊克線（齊々哈爾克山間）洮昂線、四洮線の營口方面向貨物を運賃三割減、通過税七割減を實施した。是が爲め洮昂、四洮兩線を経て大連に南下せる五六十萬噸の貨物は打通線に奪はれた。

又支那はその鐵道全線に亘り、昭和五年十一月より大豆百封度に付十五錢の運賃値下を斷行したる爲め、吉林省の貨物は大部分吉海線、瀋海線に奪はれ、黒龍省の貨物は大部分洮昂線、打通線に奪はれた。

加之、支那官憲は郵務公署に命じて、昭和五年十一月より吉林、黒龍兩省の支那側小包郵便を専ら瀋海線、吉海線、洮昂線、打通線を経由し、南滿鐵道を回避せしめ、又支那官憲は鹽務所に命じて鹽を滿洲海岸より吉林省及び黒龍省に輸送するに當り郵便物と同様南滿鐵道を回避せしめた。是の他支那官憲は滿洲の官商に特別の保護を與へたる爲め、日本商人の雜穀買付は殆ど至難となつた。斯くの如くして、南滿鐵道は完全に包圍せられ、殆んど大部分の貨客は事變前支那鐵道に依りて運輸せらるるに至り、昭和五年度に於ける南滿鐵道の収益は約二千萬圓、即ち從來毎年収益の約四割を減するに至り、茲に南滿鐵道は殆んど無價値に陥らんとしつつあつたのである。

## 第十二 我が商租權の蹂躪

今回の事變を生じたる直接の原因は、我が滿蒙に於ける鐵道權益の蹂躪であることは上記の通りであるが、是に次で重大なるものは我が商租權の蹂躪されたることである。是に關し詳記するの要がある。

日本政府は大正四年五月、支那政府と交渉の上締結したる日支條約に於て「日本人ニ對シ各種商工業ノ建物又ハ耕作ノ爲メ必要ナル土地ノ賃借權又ハ所有權ヲ許容ス」と規定しあるに拘はらず、其後屢々賃借權又は所有權の細目規定を設けんとするも支那政府は言を左右に託して是に應ぜず、日本政府も亦排日運動を恐れて該商租權問題を不問に付し、以て今日に至り、而して支那官憲は日本



人に土地を買却又は貸與したる支那人を嚴罰せる爲め、爾來、日本人に土地を買却又は貸與するものなく、斯くして日本人は單に南滿鐵道附屬地に居住するのみにて支那内地に居住することを得ず斯の如くして滿蒙に於ける日本人は農商工業上發展をなすの餘地なく、徒らに共喰ひ的生活をなすのみであるが故に、滿蒙に於ける日本人は毫も活動をなすを得ざるのみならず、支那官憲の壓迫の爲めその生活の道を失し、漸次内地に引上ぐるの状態にあつた。

殊に、支那官憲は日本人の經營せる吉林の森林伐採事業に壓迫を加へて經營不能に陥らしめ、又日本人の經營せる大窪溝の石炭採取事業を壓迫して是を破滅せしめ、その他奉天に於ける南滿製糖會社、遼陽に於ける遼陽紡績會社に對して壓迫を加へて是を破産せしめ、今や將に本溪湖に於ける製鐵事業(煤鐵公司)にまでその壓迫を及ぼさんとしつつある。而して過去に於て滿蒙に居住せし日本人が漸次退却歸國の趨勢にあつたのである。

### 第十三 排日運動

支那は我國に對し我が債權、鐵道布設權及び商租權等を蹂躪したるのみならず、今日迄絶えず排日運動を行ひ、殊に國民黨政府の行ひたる宣傳により今や排日運動は全支那に蔓延し、殆んど救ふべ

からざるに至つて居る。

支那人の排外思想は一面に於て、彼等が有する尊大思想であり、古より自ら中華中國と稱し、外國を以て東夷西戎南蠻北狄と稱へたる固有の思想であつて、是の思想は外國に對する排斥思想となり從來反日、反英運動として出現したが、多くは地方的であり、一時的であつたが、國民黨の政權を掌握するや我國に對して最も猛烈に且つ執拗に之を行ひ、今や全く全國的となり恒久的となつたものである。

今支那に於ける排日運動を歴史的に述説すれば左の如くである。

第一回は、明治四十一年辰丸抑留事件に就て我國から支那政府に抗議を提出したることに始まり、同年三月より十一月に及んだ。

第二回は、明治四十二年安東、奉天間の鐵道の改築に就き支那政府は日本政府の要求に屈したる爲め起つたものであり、同年八月より十月迄滿洲方面に於て行はれたものである。

第三回は、大正四年五月所謂二十一ヶ條條約調印に關して起つたもので、同年五月より十月まで全支に及んで行はれたるものである。

第四回は、大正八年巴里媾和會議に於て山東問題が支那に不利なる報を齎らし、同年五月より十二



月に至るまで全支に於て行はれたるものである。

第五回は、大正九年旅順大連回収問題につき四月より八月まで中部支那を中心として起り、遂に對日經濟斷交を宣言するに至つた。

第六回は、大正十二年五月三十日の對英反抗たる五三〇事件に端を發し、全國的大同盟罷業及び外貨排斥が各地に行はれた。

第七回は、昭和二年日本政府は南京及び濟南の慘害に鑑み我が居留民保護の爲め山東に出兵したるに對し、支那は各地に於て日貨排斥を行つた。

第八回は、昭和三年日本政府は居留民保護の爲め出兵し遂に濟南事件となり、是の際反日會の如き組織的排日機關が生れ、惡辣なる排日貨を行つた。

第九回は、昭和六年滿洲萬寶山に於ける朝鮮人の水田に對する水利問題の紛擾に端を發し、朝鮮人が平壤在住支那人に對する報復的暴動を發生した際、上海始め各地に排日援僑會が組織せられて、七月中旬より排日運動が起つた。

上記第一回より第五回に互る排日運動は、其端を政治問題に發したるものであり、その方法は所謂日貨抵制、日貨不買なる經濟的方策を以て是に臨んだが、大正十二年の第六回排日運動に當つては

從來の日貨抵制、日貨不買を以て満足せず、對日經濟斷交なる新方策を執るに至つた。該方策は、

- 一、原料を日本に供給することを禁ずること。
- 二、支那會社の雇傭日本人を解雇すること。
- 三、日本人使用の支那人を引揚ぐること。
- 四、日本の銀行に預金せず、及び日本紙幣を使用せざること。

なる四條項を含むものである。

斯の如き經濟斷交的方策の爲め、我國の對支貿易は減退し、對支航路は不振に陥り、對支商品の相場は下落し、對支爲替は梗塞する等、直接間接に非常なる惡影響を來せるのみならず、中部支那に於ける邦人商社はその引上げの已むなきに至つたのである。

加之、斯様なる排日運動は從來主として支那本部に於て行はれ、且つ、其影響は主として我が商品に對する壓迫であり、滿洲は排日運動の影響僅少であつた。然るに、張學良が一たび國民黨政府と苟合し、滿洲に青天白日旗を掲ぐるに至り、國民黨部の指導により、滿洲に於ける排日運動は俄かに昂進し、激烈となり、嘗に我が商品に對するのみならず邦人に對して是を行ひ、而して排日運動は更に侮日運動となり、遂に挑戰となり、今回の事變を勃發せしめたるものである。

#### 第十四 排日の指導機關

上記の如き熾烈にして且つ恒久的なる排日運動は、今や支那國民黨の指導によつて行はるゝものである。即ち國民黨は是が爲め反日會なるものを設け、全反日會を以てその本部となし、全国各地に地方反日會を設け、排日運動を行はしめつゝあるのである。

即ち、支那國民黨は昭和三年に於ける濟南事件の直後排日排日貨の常設主腦機關として全反日會を組織し、黨自ら是を指導し、全国各地に於て地方反日會を組織せしめ、排日排日貨を徹底的に實行することゝなした。

爾來全反日會及び地方反日會の辛辣なる策動は悉く國民黨部の企畫する處であつて、從來の排日及排日貨とは自ら其趣を異にすること左の如くである。

- 一、反日會はその主義理論に於て反帝國主義を基礎とし、愛國運動の一端として反日行動を行ふものなること
- 二、反日會の存在は組織的且つ全國的であること。
- 三、反日會の運動は一般的商工業的運動でなく、寧ろ國民黨的政治運動なること。

斯くの如く、反日會は組織的であり、全國的であり、政治的であるが故に、從來の排日及び排日貨の如く一時的地方的又は感情的のものではなくして、大なる根底を有する恒久的の排日運動であることを知るのである。而して全反日會は國民黨部が直接指導するものであり、各地の反日會は國民黨員及び學生等が主唱するものである。

#### 第十五 排日教育と教科書

支那は當今到る處に於て、排日教育を行ひ、兒童の精神に日本を讐敵とすべきことを注入しつゝあることは驚くべきことである。就中、支那小學校の教科書に於て公然排日の思想を吹鼓しつゝある。その教科書に記載されたる排日の問答を翻譯すれば左の如くである。

問 汝等は何國人か

答 中國人である。

問 汝等は中國を愛するか。

答 中國を愛する。

問 朝鮮、臺灣、琉球は元來誰のものか。

答 中國人のものであつた。

問 朝鮮、臺灣、琉球は誰に奪はれたか。

答 日本人に奪はれた。

問 旅順と大連は何處にあるか。

答 遼寧省にある。

問 誰に強奪されたか。

答 日本人に強奪された。

問 二十一ヶ條を提出して我國を亡ぼさんとせるは誰か。

答 日本人である。

問 我々は日本の此の如き侵略に對し如何にすればよいか。

答 日本を打倒する。

問 汝等は何なる方法を以て日本人を打倒するか。

答 我々は讀書に勉強し革命に努力する。

問 尙ほ外に如何なる方法があるか。

答 死んでも日貨は買はぬ、死んでも日本に糧食を賣らぬことを誓ふ。

問 汝の日本打倒は一時か又は永久の決心か。

答 永久の決心である。

問 日本人の人口は幾何か。

答 六千萬人に過ぎぬ。

問 中國の人口は日本に比し幾倍か。

答 約七倍である。

問 土地の廣さは幾倍か。

答 約二十倍である。

問 日本は人口多からず土地亦た小である、それでも汝等は日本を恐るゝか。

答 恐れない。

問 日本を打倒し中國の爲めに恥を雪ぐは誰の役目か。

答 我々の役目である、必ず日本を打倒する。

斯様なる問答が如何に支那兒童の精神を刺戟し、その對日憎惡心を唆り、その對日復讐心を高むる

かは自ら明かである。斯の如くであるから、我に於て如何に日支親善を唱へ如何に共存共榮を稱ふるとも、是れ全く無意義である。而して斯の如き排日教育が如何なる影響を將來に及ぼすやは實に寒心すべきものである。

### 第十六 朝鮮人に對する暴虐

支那は我が既得權益を蹂躪し、我が國民及び商品を排斥することを以て満足せず、近年更に我が臣民たる朝鮮人に對して暴虐を加へた。

當今、滿洲に在住する鮮人は約七十萬人である。是等在滿鮮人の大部は農業に従事して居る。元來朝鮮人は農業を以て彼等唯一の生活方法となし、子々孫々相傳へて農業經營に没頭し來つたものである。就中、彼等は不毛の土地を開拓して、水田を作ることにて天稟の能力を有し、滿洲に入り込める鮮人の多くは支那人が棄て、顧みない草原又は荒地を集團的努力と倦まざる忍耐とを以て、粒々辛苦の結果これを美田化するのである。斯くして滿蒙開拓に貢獻しつゝあるのである。

然るに支那官民はその功勞を賞する代りに鮮人が折角開拓したる美田を言語に絶する不法を以て奪取するのである。即ち官憲の力を以て或は鮮農を壓迫し、或は退去命令を發し、而して是の美田を

奪取するのである。その口實としては鮮人の商租權は認めない。鮮人の滿洲開拓は不法行爲である。鮮人の土地所有權及び借地權を認めないと主張するのである。

斯様なる在滿鮮人に對する壓迫は至る處に行はれたのであるが、その最も著名なるものは、彼の萬寶山事件であつた。萬寶山は長春の北方六里にある高原であつて、その麓に雜草の繁るに任せて放任せられた不毛の土地を發見したる鮮人は水田開墾の好適地であるとなし、その完成の曉には少くも二萬石の生産能力があるとなし、多數の鮮人は此の地に安住するの計を定め、昭和六年二月支那人有志との間に十ヶ年借地するの契約をなし、且つ灌漑のため附近の伊通河より農場に至る水溝開通にも諒解を得て合法的の借地契約を結ぶに至つた。かくて各地にありたる鮮農も漸次萬寶山麓に集まりその數二百餘名に達し、彼等相協力して先づ水溝の開墾の工事に著手し、五月下旬には該工事は八分通りの進捗を見た。

然るに、滿洲に於ける排日行爲の旺盛となるや、支那官憲は在滿鮮人を以て日本の滿蒙政策の前衛なりと稱し遂に吉林官憲は萬寶山の鮮民に對し五月下旬突如として水溝開墾の工事中止を命ずると共に鮮人九名を引致するに至つた。是に至つて死活問題に當面せる鮮人は即刻事件を長春領事館に訴へてその保護を願ひ出でたが、他方支那農民は鮮人の退去を吉林官憲に迫つた。是が爲め、六月

上旬支那官憲は多數の巡警を派して該工事を不能ならしめたるにより長春領事館も是に對し多數の警官を派し相對抗するに至つたが、領事の嚴重なる抗議の爲め一先づ双方警官の撤退を見たが、六月下旬鮮人が再び工事を開拓するや七月一日朝支那農民約五百人大學して農場を襲ひ水路を破壊したるにより鮮人二百餘名と大衝突を惹起し、多數の死傷者を生じた。是の報により二日長春警察署より警官出動し、支那暴民と相對峙し形勢頗る險惡となつたが、その後漸く危機を脱し、外交交渉に移るに至つたのである。

斯の如き暴虐なる鮮人壓迫は、其の一例に過ぎないが、斯の如きことが各所に於て行はれたのみならず、支那人が日韓併合以後今日まで何等の重大なる理由なく、鮮人を殺害したる數は六百に達し鮮人の傷けられたるもの無慮二千人に達するとの事である。支那官民が如何に鮮人の生命財産を尊重せず、暴虐を逞しうしたるかは是の一事を以ても知り得るものであり、是れ正に日支通商條約を蹂躪したるものである。

## 第二章 滿洲事變の經過

### 第一 事變發生前の狀態

上記の如く、滿洲事變の發生は一朝一夕のことではなかつたが、該事變發生直前に於ても日支間幾多の紛争があり、最近に起つた事件は大小三百餘件に及び、殊に萬寶山事件、中村大尉虐殺事件等は日支兩國民の感情を著しく悪化せしめたるのみならず、支那官民は我が居留民や軍隊に對し多くの不法行爲をなし、侮辱或は迫害を加へ、又八月下旬、支那の公式宴會席上にて「日本と一戦を交へ滿洲より日本人を驅逐せよ」とか「日本軍は近時實戰の經驗に乏しいが支那軍は國內戰で充分修鍊して居るから、若い將校等は鼻息が頗る荒い」などと支那の文武官が公然豪語したるが如き、昔日の消極的排日は漸次積極的の毎日行爲と化し、遂に挑戰的態度に出づるに至つた。而して事件發生の數日前には今回事變の中心をなして居る北大營の王以哲旅長は「余は日支間の現況に鑑み先きの露支事件に於ける韓光弟（註事件を起し、勇敢に戦ひ死す）たるべし」と放言し、又滿洲の各地に於て支那人間に「日本勢力を驅逐すべし」とか「近日南滿で日支兩軍の衝突がある筈」などと

の風説や情報が相次いで傳られて居つた。

斯くの如く、滿蒙に於ける支那人の對日態度は極度に挑戰的であつて、兩國人の感情が尖鋭となり重大なる事態が勃發すべき形勢にあつた際、奉天附近に於て支那軍隊の南滿鐵道破壊の暴舉がこの兩者間の張り切つた感情に點火し、遂に事變を爆發するに至つたのである。

## 第二 事變の發生

滿洲事變の發生は支那軍隊の南滿鐵道破壊によるものである。即ち、昭和六年九月十八日午後十時三十分頃、支那の二三中隊は王以哲の率ふる一旅（我が旅團に相當す）の在營する北大營の西南に當る柳條溝の南滿鐵道線路を爆破し、次で當時線路巡邏中の我が守備兵を襲ひ、且つ我が鐵道守備隊方向に前進した。是の報に接したる我が虎石臺守備中隊は直ちに之を救援すべく線路上を南下したるにより支那軍は北大營に逃げこんだので我が中隊が之を追うて北大營に進まんとするや兵營内にあつた支那軍は猛烈に射撃をなしたる爲め、同中隊は兵營の一角に占據して對抗したが支那兵は更に機關銃、歩兵砲等を増加したので中隊は一時苦戦に陥つたが間もなく在奉天の獨立守備某大隊主力の應援する所となり共に北大營攻撃を開始したが鐵嶺方面にありし獨立守備某大隊の主力は是の報

を聞きて増援し、概ね十九日拂曉までに北大營の敵を驅逐した。

奉天附屬地に駐劄する歩兵某聯隊は、奉天附近にある約一萬四千人の支那軍中に介在する境遇として右の變を聞き夜半頃より出動し、奉天附近にある支那軍を排除せんが爲め東大營に向うた。又遼陽にありし駐劄師團長は十九日午前一時頃急を聞き所要の部署をなし、師團主力を奉天附近に集結すべきを命じ自ら直ちに奉天に向ひ、遼陽にありし歩兵某聯隊も亦十九日早朝奉天に到着し、逐次奉天市街の東側地區に向ひ進出し、同日午前八時頃迄に奉天城の支那軍を掃蕩し、その後海城にありし砲兵聯隊も亦之に加はり午後二時半頃迄に東大營にありし支那兵を驅逐した。又旅順にありし關東軍司令官は是の日午前三時頃諸情報により軍の主力を以て奉天附近の處理を行ふに決し旅順を出發して奉天に向ひ、十九日正午奉天に到着したる後直ちに東大營に一部の警戒兵を配置し、奉天城内は憲兵とその補助たる一部の歩兵を以て取締り軍の主力を附屬地附近に集結した。

是の間長春方面に於ては、支那軍約一萬人の間に介在する我が歩兵某聯隊は十九日午前三時頃自衛の爲め取り敢へず寛城子及び南嶺の支那軍に對し掃蕩を行つたが敵は意外に頑強なる抵抗をなし、我が獨立守備隊某大隊の主力と共に長時間の戦闘の後、寛城子に於ては午前十一時頃、南嶺に於ては午後三時頃支那兵を撃退し、是により概ね南滿鐵道線路附近の支那軍隊を掃蕩し得た。

## 第三 事變發生直後の状態

長春に於ては、吉林方面の支那軍が逐次西進するの報ありしにより九月二十日歩兵某聯隊の主力と野砲兵某大隊とは増援として長春に到着し、駐劄師團長も亦奉天より長春に移り該方面の守備に當ることになつた。

吉林に於ては、事變發生以來人氣逐次險惡となり、支那人が邦人民家に發砲するものを生ずるに至り、約千人の居留邦人は切りに出兵を請求し來り、又吉林軍が長春に向ひ來襲するの報ありしを以て軍司令官は南滿鐵道の側面掩護並びに居留民保護の目的を以て駐劄師團長の指揮する混成約一旅團を二十一日午前十時頃列車により長春を發し吉林に向はしめた。従つて長春には大なる部隊なきに至つたが、二十二日午後歩兵某旅團は長春に到着し該地の警備についた。

然るに、吉林にありし支那軍は我軍の前進を見て狼狽し、其の參謀長熙哈等軍使として來り我が軍に抵抗せざりしを以て、師團長は二十一日午後六時吉林城に入り、是の地にあつた支那軍隊は二十支里以外に退避した。爾後駐劄師團長は吉林の處理をなし一部の兵力を残し其他は總て長春に歸還し該地を警備した。

間島に於ては、事變發生の報と共に逐次人心險惡となりつつありしが、二十日に至り暴民起り、龍井村に於ては遂に機關車庫を爆破し、局子街に於ては普通學校に放火するに至り、民心恟々とし或は虐殺説傳はりたるもその後大なる變化なく今日に至つて居る。

又安東に於ては、十九日我が守備隊は支那砲艦一隻を武装解除したが其後優勢なる支那兵は通遠堡（鳳凰城北方約五十吉米）林家臺の我が安奉鐵道に來襲し我が電信線を切斷し、爲めに安東、奉天間の電信不通となつたので我が守備隊は是に應戦し、支那兵を驅逐した。

哈爾濱に於ては、人心逐次險惡の度を加へ、二十日夜猛烈なる排日宣傳紙を散布し、二十一日朝以來約四千の我が居留民は義勇軍を編成して自衛の道を講じたが、二十一日夜九時支那人我が總領事館、朝鮮銀行、日日新聞等に爆彈を投じ、暴行を爲したが、二十二日午後以來漸次鎮靜となり、救援兵を派遣するに至らなかつた。

是の間奉天城に於ては、事變直後その爲政者皆逃走して行政の責任者なき爲め取敢へず我が軍の手に於て治安上臨機の處置を取り、逐次事態の鎮靜するに伴ひ諸事舊態に復した。而して從來支那官憲及び支那官兵の横暴壓迫に苦みありし支那民衆は我が軍の軍規嚴正なるに安堵し二十日頃より市内の秩序は恢復し、下級支那官吏の就職を希望するもの甚だ多く、二十一日頃より商店も多數開店

するやうになつた。但し郊外に於ては二十一日午前十時頃支那兵は再び柳條溝附近の鐵道破壊を企圖し、我が守備兵の攻撃により五個の屍體を捨てて逃亡した。

又朝鮮軍司令官は關東軍の増援請求電報により直ちに是に應じ、某少將の指揮する混成旅團をして十九日午前十時その衛戍地を出發せしめ、爾後の狀況に應ずる爲め新義州附近に集結し、命を待たしめた。但し戰鬪、偵察各一中隊は十九日早朝出動の命を受け逐次その任務についた。

然るに新義州集結部隊はその後關東軍司令官の増援請求により、軍司令官の獨斷を以て二十一日午後一時より鴨綠江を越え關東軍に赴援し、その先頭は二十一日夜半奉天に到着の上先づ該地に集結し、某師團の半部と交代し、二十三日主力を依然奉天に、各一部を鄭家屯及び新民屯附近に派遣し警備についた。

奉天はもと張學良政府の所在地であり、吉林は張作相政府の所在地であり、齊々哈爾は萬福麟政府の所在地であつたが、事變勃發當時、上記三名共に其部下軍隊の一部を率ゐて北平に在つた。従つて事變の勃發と共に彼等は皆その根據地を失うたものである。

是に於て、奉天を失うたる張學良は九月下旬錦州に邊防軍司令長官公署及び遼寧省政府を設立し、我が軍の爲め撃退せられたる敗殘の部隊及び滿洲各地に散在せる部隊を密かに糾合して一舉日本軍

軍を擴張して其の武威を歐洲に振ひたる後更に海軍を擴張して英國と建艦競争を行ひ遂に英國海軍をしてその傳統的二國標準主義を捨つるの止むを得ざるに至らしめ、更に奧國及び伊國と同盟して中歐に於ける政治的牛耳を執つた。是れ即ち獨逸の歐羅巴政策であつた。

更に獨逸の亞細亞政策としては土耳其を懐柔し「ブルガリヤ」と結び、波斯灣頭に出んとし「ベルリン」「バクダッド」鐵道を計畫した。是の鐵道は英國の「カイロ」「カルカッタ」鐵道と交錯するものであり、英、獨の競争を實現せんとするものであつた。又獨逸は支那に於ける獨人宣教師の殺されたるを口實として支那山東省に於ける膠州灣を占領し、青島の商埠地を設け該地を根據地として支那に於ける經濟發展を遂げんとした。

斯の如く歐洲大戰前の國際政局は英獨兩國の勢力競争を樞軸とし三國協商及び三國同盟の對立を基調とし、且つ兩國の亞細亞政策も亦た交錯して兩雄の虎視眈々たる状態であつたが「セラジボ」事件を點火藥として歐洲大戰が爆發したのであつた。

### 第三 政局中心の移動

歐洲大戰は英獨の爭覇戦であつたが是の戦争の結果獨逸は戰敗して没落し戦後の莫大なる償金負擔



の爲め今や破産に瀕しつゝある。而してその東隣露國も亦た戰敗と革命との爲め一時疲弊し、佛伊兩國は戰爭の疲勞を完全に恢復するに至らない。

歐洲大戰に於て英國は獨逸を没落せしめたが、戰後國力の恢復に努力し、最も早く金の輸出禁止を解き軍備の縮小を斷行し、只管經濟力の復活に努めたが未だ全くその疲勞を恢復するに至らず、殊に、米國に對しては猶ほ多額の負債を有し是が償還に日も足らず、加之勞働者の怠惰と賃錢の不廉の爲め英國商品は世界到る處の市場より驅逐せられ、爲めに輸出入の權衡を失し、嘗て世界の「ドル」箱たりし「ロンドン」の世界的金權は既に「ニュウヤーク」に移轉した。

加之、英國の殖民地たる加奈陀、南阿、印度及び濠洲等は何れも漸次自治國として發達し、獨立國たらんとするの形勢となり、英國は是が爲め屢帝國會議を倫敦に開催し、是等殖民地の背離を防がんとしつゝあるも大勢は如何ともする能はず加奈陀の如きは既に使臣を各國に派遣するに至り太陽の没する所なき英國の影は稍く薄くなつた。

更に英國が多年努力したるにも拘らず埃及、土耳其、波斯の獨立及び印度の獨立運動の爲め英國の勢力圏は漸次縮小し、「シンガポール」、香港、上海を足場とする支那及び南洋の貿易も日米兩國の經濟的躍進と英國商品の高價との爲め頗る不振となり、斯くして英國の亞細亞政策も亦た夕陽落日の悲哀に沈淪しつゝあり。英京倫敦の世界的權威も鼎の輕重を問はるゝに至り、世界政局の中心は何時しか歐洲を去りて大西洋の彼岸に移つた。

#### 第四 亞細亞の變化

歐洲諸國が世界未曾有の戰爭に輸贏を争ひつゝあつた間に亞細亞は一大變化をなした。

日本は日英同盟の誼により其海軍を以て獨逸の東洋艦隊を驅逐し掃蕩しつゝ南洋の獨逸領群島を占領し、且つ兵を支那山東省に進めて獨逸の租借地たる青島を攻略し、且つ山東省の鐵道及び鑛山の利權を獲得し、其翌年日本は支那と條約を締結して支那が從來獨逸に割讓したる青島及び山東省の利權を日本に讓與すること及び滿蒙の租借地及び鐵道の保持を九十九年延長することを承認せしめ、日本は滿蒙及び山東省にその勢力を振ふことを得た。

又支那はその國內の争亂に拘はらず歐洲大戰後戰敗國たる獨逸兩國に對し對等條約を締結し、尋で露國と對等條約を結び東支鐵道の保護を名として該鐵道を露支兩國の共同經營となした。

又戰後印度に於ては「ガンヂー」一派の國民運動其の效を奏し先づ印度の自治を求め更にその獨立を要求するに至り、波斯は英傑「リザ」の蹶起により親英政府を顛覆し英露の兩勢力を驅逐して完

全なる獨立國となり、土耳其は歐洲に於て敗れたるも戦後其の首府を「アンゴラ」に移し「ケマルパシヤ」の國政改革により從來の歐洲諸國の干渉を排し、英希の兩軍を撃破して「スミルナ」港を奪還し亞細亞にその國土を確立した。

又亞細亞の西方に隣接する埃及は英國の戦後整頓の混雜に乗じて英國の監政官を驅逐して半ば獨立するに至つた。

#### 第五 米國の世界的君臨

上記の如き歐亞の變化と共に更に大なる進轉を遂げたるものは米國であつた。即ち從來「モンロー」主義を唱へて米大陸以外の事項に容喙せざりし米國が歐洲大戰間物資を交戦國に供給して數百億の財を積みたる結果、從來の債務國は一轉して債權國となりその偉大なる經濟力を以て世界に君臨するに至つた。

斯の如く興起したる米國は今や世界第一主義を掲げて嘗て世界を睥睨したる英國を凌駕し、横暴至らざるなきに至つた。而して先づその武威を示さんが爲め歐洲大戰後盛んに艦船を建造して海軍の大擴張をなし、遂に英國海軍と對等を主張し英國海軍を抑制したるは「ワシントン」會議であつた。

を挾撃する計畫の下に着々戰備準備を進むると共に便衣隊を放ち南滿鐵道沿線の擾亂に努めた。是に於て關東軍は南滿洲特に滿鐵沿線の治安を紊亂する策源地は錦州政權なることを確認し、十月九日飛行隊を以て錦州附近の偵察を實施せしめたるに、支那軍は是に對し射撃を加へたるを以て同飛行隊は報復の爲め支那軍隊及兵營等に爆彈を投じた。

本件は事變中の微小なる一些事であつたが、新聞記者等により誇大に報道せられたる爲め歐洲諸國に於ては嘗て世界大戰中獨逸軍が倫敦及び巴里に對して行つたる大爆撃の如く感じ、國際聯盟に對し至大なる影響を及ぼしたるものである。是れ斯の如き小事件を特記する所以である。

#### 第四 馬占山軍の撃退

奉天長春附近に於ける我が軍の活動後、滿洲各地は一時鎮靜に歸したが、洮昂鐵道附近に於ては馬占山を長とする黒龍江軍と洮安の張海鵬軍との間に内争を生じ、張海鵬は黒龍江省に新政權樹立の目的を以て齊々哈爾に向ひ進撃せんことを企圖し、馬占山は萬福麟の命により張軍の北上を阻止せんとしてその兵力を齊々哈爾附近に集中すると共に密かに露軍と連絡し、武器彈藥の供給を受けて是が準備をなし、十月中旬張海鵬軍は洮昂線により北進を開始し、その一部は江橋附近に進出した

が嫩江北岸にある馬占山軍先遣部隊の爲め阻止せられしのみならず嫩江の鐵道橋は十月十五日及十六日馬占山軍により焼却破壊せられたる爲めその主力を以て洮安附近に引き返すに至つた。

洮昂線は南滿鐵道會社が舊奉天政府と契約し、建設工事を請け負ひ敷設し、大正十五年十二月引渡を完了したるものであつて、南滿鐵道會社が同線の爲め投じたる經費は工事費車輛費その他合計約千七百萬圓に及んで居る。而して是が返済その他に關しては契約の附屬公文に於て奉天政府は鐵道引渡後直ちに工事費その他一切を支拂ふこと、若し鐵道引渡を受けたる後六ヶ月に至るも右經費を支拂ふこと能はざるときは直ちに借款契約を締結すると共に年九分の利子を支拂ふことを規定しあるに拘はらず、舊奉天政府は總て是等の契約を履行せず、昭和六年六月迄に元利合計約二千六百萬圓に達して居るものである。

即ち本鐵道は債權に對する擔保として、當然保全せらるべきものであつて、支那軍がその内争の爲め是を破壊するが如きは斷じて許容する能はざる處である。加ふるに時恰かも北滿特産物の出廻り期に際し鐵道破壊の爲め洮昂線及び南滿鐵道の被むる損害頗る大であつて、沿線地方住民の經濟生活並びに交通に脅威を與ふること又多大である。是に迄て洮昂鐵路局及び南滿鐵道會社は嫩江橋梁修理に關し支那側に數次の交渉をなしたが彼等は言を左右にして是に應ぜず、因つて十一月四日よ

り自ら是を修理するに決し、その作業掩護を關東軍に依頼した。蓋し同地附近に對峙する支那軍並びに横行しつつある匪賊の狀況は兵力を以て作業の掩護を必要とすると共に是の際作業を完成せざるに於ては嫩江は凍結して作業不可能となるからである。

是に於て、關東軍は嫩江鐵橋修理掩護の爲め某大佐の指揮する歩兵一大隊、砲兵二中隊及び工兵中隊の主力を以て嫩江支隊となし十一月二日その輸送を開始すると共に馬、張兩軍に對し我軍は兩軍の内争に關し嚴正中立の態度を取るにより兩軍は不慮の事態發生を豫防する爲め各橋梁を距ること十吉米以外の地に後退すべき旨警告を發したが、馬占山軍は十一月四日に至るも撤退の模様なく益戰備を整へて挑戰的態度を示すに至つた。

上記の如く、馬占山軍は我軍に對し挑戰的態度を取るに至つたが、馬占山の懇望により十一月四日朝齊々哈爾より南下せる清水領事、林駐在武官は馬占山軍石參謀長以下幕僚數名と共に江橋に到着し、同參謀長は我が嫩江支隊長に對し、同軍は日本軍に抵抗の意志なきことを通告したる後歸還した。依つて支隊の一部たる第五中隊は大日章旗並に小國旗を掲揚し大興に向ひ前進を開始し、午後零時三十分頃大興南方約千米に達したるに、嫩江北岸の陣地にありし馬占山軍は不法にも突如猛烈なる砲火を加へた。是が爲め第五中隊は忽ち十五名の死傷を生ずるに至つた。茲に於て支隊主力は

直ちに前進を開始し、午後二時第五中隊の線に進出したが前面一帯の濕地は我が前進を妨げ、加ふるに我砲兵の射撃は敵陣地に達せず頗る苦戦をなし、同日夕大興東北方約三百米の高地を占領したが戦況大なる發展を見ず夜に入つた。此夜派遣參謀の報告により關東軍司令官は歩兵一大隊を嫩江支隊に増加することを命じた。十一月五日嫩江支隊主力は午前四時行動を開始し、攻撃に移り馬占山軍の頑強なる抵抗を排除して午前十時過、敵の第一線陣地を占領したが、敵は更に其の後方七八百米附近に在る第二線陣地に據り抵抗を續け、午後三時頃には優勢なる敵の部隊は支隊の右側背に向ひ攻勢に轉じ、之が爲め支隊は大なる損害を受け苦戦の中に夜に入つた。是日派遣參謀よりの報告により關東軍司令官は更に歩兵二大隊、砲兵三中隊を急派した。

増援隊の先頭たる某大隊は、五日午後七時三十分江橋に到着し、直ちに戦線に加入したが、大勢の挽回は至難にして支隊は六日到着すべき後續隊の來著を待ちつつ夜を徹した。

十一月六日、某少將は増援隊と共に戰場に到着し、同方面の指揮を取り、我軍は増援隊の到着と共に戦況逐次有利に展開し、敵の後方部隊は午前八時頃より逐次退却を開始し、午前十時敵陣地を奪取した。

敵はその主力を以て、昂々溪附近に退却したが、支隊は之を追撃せず、速かに其主力を大興附近に

集結し、橋梁掩護の配置に著いた。

是の戦闘に於て、敵を遠く昂々溪方向に追撃しなかつたのは主として日本政府の意圖を受けたる軍司令官の訓令により事態を擴大せざる誠意に基づきて慎重に行動したる爲であつた。

### 第五 齊々哈爾の占領

上記嫩江附近の戦闘に於て我軍は敵を追撃せざりしを以て馬占山は我軍を輕侮し、僅かに數吉米の近距離なる昂々溪南方地區に陣地を占領し、黒河、哈爾賓、滿州里等各方面より兵力を招致し、且つ張學良より『好機を捉へて日本軍を殲滅すべし』との電命を受領してその行動漸く活潑となり、我が後方を擾亂し、再び嫩江橋梁の破壊を企圖するに至つた。

是に對し、關東軍は飽くまで隱忍自重的態度を取り十一月八日齊々哈爾駐在武官をして馬占山軍に對し『日本軍の齊々哈爾入城を避けんとせば速かに誠意を披瀝すべし』との旨を通告せしめ、其後同武官及び清水領事は再三馬占山と交渉を重ね、平和的に局面を收拾せんとせしが、馬占山は毫も誠意を示さず却つて在齊々哈爾清水領事及び武官を威嚇監禁するが如き態度を示し、遂に十一月十七日より我軍に向つて攻勢を取るに至つた。

斯様な和平交渉の間、支那の別働隊便衣隊は益々活動し、海城西方地區、湯崗子南方老虎屯附近開原昌圖西方通江口金家屯附近、通遼鄭家屯附近並びに洮昂線鎮東北方東屏驛附近に於ては十一月九日以來錦州政權の操縦する兵匪横行して鐵道電線を破壊し、馬占山軍の積極的行動と共に滿洲全般に亘り支那軍は益活動するに至つた。

上記の如く、馬占山は我が和平交渉に耳を借さず、漸次その兵力を嫩江左岸に集中し、黑龍江省軍の大部と東支鐵道護衛軍の大部分二萬の兵力を以て嫩江左岸大興屯三間房持立木の線、代王三家子昂々溪の線、百十五里屯四字子の線、齊々哈爾及昂々溪の中間及び齊々哈爾南側の線合計四箇の陣地線を構成し、且つその騎兵を以て我軍の右側背を包圍する如く行動した。

是に對し、某少將の率ゐる嫩江支隊は大興附近にありて鐵道橋の修理を掩護しありたるが、十一月十一日頃より馬占山軍の行動活潑となり、我軍に對し包圍的態勢を取るに至りしを以て關東軍司令官は萬一の場合を顧慮し、十一月十三日駐劄師團の主力を大興方面に前進せしめた。

斯の如くして、十一月十七日に至り馬占山軍は我軍に向ひ攻撃し來りたる爲め、師團長は自衛的見地より是を迎撃するに決し、十七日夜半行動を起し、十八日未明より攻撃を開始し。午前九時半敵陣地の要點たる三間房附近の陣地を突破し、主力を以て齊克鐵道西側地區一部を以てその東側地區

を追撃前進し、一舉に敵の後方陣地線を攻略し、十九日午前九時頃より午後二時の間に齊々哈爾に到着し該地を占領した。

馬占山軍は海倫及び拜泉方向に敗退し、馬占山は二十一日夕海倫に入りたる由傳へられた。

關東軍に對し増援の目的を以て、十一月上旬我が弘前師團に於て編成したる混成旅團は逐次輸送せられ、十一月二十日奉天に到着し、關東軍司令官の指揮下に入つた。

## 第六 關東軍の天津救援決意

我軍の齊々哈爾占領後十一月二十六日第二次天津事變が勃發し（第三章參照）邦人の生命財産危急に瀕するの報あり依つて關東軍司令官は天津駐屯軍が兵力微少にして到底我が居留民を救ふに足らざるを感じ、關東軍を提げて直ちに是を救援せんと決心し、二十六日夜急劇命令を發し、二十七日朝弘前混成旅團の主力をして列車に乘じ、北寧線を南下せしめた。而してその騎兵部隊は打虎山に於て敵騎と衝突して溝帮子に達し、又我が列車部隊は饒陽河と白旗堡との中間に於て支那軍の裝甲列車に遭遇し、我軍は下車して是に應戦したるにより支那軍は該車を放棄して逃走した。

然しながら、同日夕關東軍司令官は其の決心を變更し、同混成旅團に奉天へ歸還すべきことを命じ

たるにより二十八日同旅團は歸奉した。

### 第七 匪賊の討伐

關東軍が事變發生後、奉天、長春、吉林等の支那兵を撃退したる以來、是等の敗殘兵は錦州附近に漸次に集合し、且つ張學良の命令下にある政權が同地に存在し、該政權と敗殘兵の首領等の操縱する馬賊匪賊は滿洲各地に横行し、南滿鐵道沿線其他邦人の居住する村落を脅威し、人命財産を毀傷すること頗る頻繁であつた。是が爲め關東軍は是等馬賊匪賊を討滅するを必要なりとし、駐劄師團及び獨立守備隊の一部を以て十一月上旬より各地に於ける是等馬賊匪賊の掃蕩に従事した。

是等馬賊匪賊等を撃退したる時日及び地點を擧ぐれば、十一月二日開原昌圖附近、及び新民屯南方白旗堡附近に於てし、同六日湯崗子西方接官堡附近に於てし、同七日鐵岑北方高力站附近に於てし、同八日公主嶺東方十三家子附近及び海城西方大王屯附近に於てし、同九日湯崗子南方老虎屯附近及び開原西方通江口附近に於てし、同十一日公主嶺北方劉房子附近に於てし、同十二日開原西方古城堡附近に於てし、同十四日鎮東附近に於てし、同二十一日鐵岑東方柴河附近及び鳳凰城北方石頭城附近に於てし、同二十二日新民屯附近に於てし、同二十三日昌圖附近に於てし、同二十四日湯崗子

西方騰龍堡附近及び鄭家屯東方三江口附近に於てし、同二十五日巨流河西方腰高臺子附近に於てし、十二月六日昌圖附近及び新城子西方財落堡附近に於てし、同七日本溪湖附近に於てした。以て如何に馬賊が滿洲全體に跳梁したるやを知り得る。

猶ほ十二月上旬以降、張學良はその部下黃顯聲を通遼に派遣し、附近各地官憲に馬賊の招撫を命じた。その概要は次の如くである。

- 一、馬賊の總頭目壓東洋は上記黃顯聲より二萬元を受領し、懷德附近にて馬賊を召集しつつあつた。
- 一、頭目王永清は張學良の密使を受けて懷德附近の馬賊を召集しつつあつた。
- 一、頭目靠山及び老北風は黃顯聲に投降しその指揮を受けつつあつた。
- 一、頭目天下芳は通遼附近に於て馬賊を召集しつつあつた。

斯の如く、各地に跳梁する馬賊は何れも張學良の命を受けたものであるが故に、學良部下の盤踞せる錦州を占據するにあらざれば滿洲各地は安定せざること明かである。

### 第八 錦州の攻略

上記の如く、十一月月上旬以來馬賊匪賊は滿洲各地に出沒し掠奪殺傷を逞しうし、而して是れ皆な張學良部下の使喚する所であるから、その根據たる錦州を攻略しなければ滿洲は安定し能はぬ。關東軍司令官は是に着眼し錦州を速かに攻略せんと欲したるも國際聯盟その他の掣肘する所となり是を實行し得なかつたが、十二月中旬愈々是が決心をなし我が政府又た是を容認し、是が爲め陸軍大臣は姫路駐屯師團より混成旅團及び朝鮮駐屯軍より師團を増援するに決し、諸部隊は十二月廿三四日頃までに漸次奉天附近に集合することとなつた。

是に於て關東軍司令官は其隷下部隊の主力を奉天及び大石橋附近に集中を命じ、朝鮮旅團を以て北寧本線（奉天より新民屯を経て錦州に至る線）に沿ひ、駐劄師團を以て同支線（河北より田庄臺を経て溝帮子に至る線）に沿ひ前進せしめた。駐劄師團の主力は十二月二十八日田庄臺を發し、支那正規軍及び別働隊を壓迫しつつ北寧支線に沿ひ前進し、同日夕刻大窪附近に達し、二十九日敵の抵抗を排除しつつ前進し、午後二時先頭部隊を以て盤山を占領し、三十日更に前進して胡家窩附近に三十一日溝帮子東方地區に進出した。奉天を發したる朝鮮旅團は三十日新民屯を發し、所在の兵匪を驅逐しつつ北寧本線に沿ひ前進し、同日夕打虎山附近に三十一日溝帮子附近に達した。

是より先き、張學良は奉天回復の根據地として錦州固守の決心を鞏め、榮臻其他に命令して同地附近の防備を嚴にすると共に各地に義勇軍を編成し、馬賊其他を使喚して我が交通線の破壊及び治安の擾亂に努めたが、我が軍の遼西に進むや其前進部隊の敗退に伴ひ主力を以てする防戦を斷念して遂に其兵力を關内に撤退するの決心をなし、令を其の軍隊に傳へた。

是に於て、我が軍の壓迫を受けたる支那軍は十二月二十九日夜より一月二日に至る間、主力を以て北寧鐵道により撤退を開始し、一部を以て熱河方面に退避せるものの如く、然して是等部隊は欒州昌黎及び唐山附近に集結した。

是に於て昭和七年一月一日某旅團は大凌河の線に向ひ前進を續行し、正午頃石山站附近に、其の先頭列車は午後三時大凌河鐵道橋に達し、同日駐劄師團は溝帮子附近に其の兵力を集結した。

朝鮮師團長は新に其指揮に屬せられたる旅團を率ゐ、一月二日拂曉より北寧本線に依り、北寧支線に沿ひ前進したる駐劄師團の後方に前進し、是の日夕、石山站溝帮子間に達し宿營した。而して關東軍司令官は曩に北寧本線に沿ひ前進したる旅團を朝鮮師團長の隷下に復歸せしめ、その全師團を以て錦州の占據を命じた。

然しながら一月二日迄に支那軍の殆んど全部は錦州より撤退したるにより朝鮮師團は何等の抵抗を

受くることなく一月三日早朝錦州に入城し、同四日該師團は正式に入城式を行つた。支那の各官公署長一般代表等は我軍を迎へて敬意を表し一般住民も亦た箆食壺漿して我が軍の入城を歓迎した。一月五日同師團の一部は義州及び綏中に、同六日山海關に達し、同地の守備に任じありし我が支那駐屯軍と確實に連絡するを得、茲に山海關以東の地は完全に我軍の領有する所となつた。

### 第九 吉林軍の北伐

我軍の錦州攻略により、張學良政權が全く排除せられたる爲め、漸く黎明の光が滿蒙三千萬民衆を照し、民心を以て心とする善政の新國家建設の氣運が横溢して來た。而してその階梯として吉林省に於ては熙洽を長とする吉林省新政府は善政を以て逐次舊弊を改めたるにより、民心翕然として彼に向ひ舊軍權の多くは彼の命を奉ずるに至つた。然るに舊吉林省主席張作相の殘存軍閥は張學良及び張作相の指令を受け、賓縣（哈爾濱東北方）に新なる吉林省假政府を組織して熙洽の施設を妨害し彼の再三の勸告を斥け、歸順しないので吉林政府は遂に武力を以て解決するに決した。即ち、吉林軍は一月五日吉林を發して北進し、各地に於て反吉林軍を擊破しつつ一月十八日には榆樹を占領し、北滿に於ける政治、經濟、交通の要衝たる哈爾濱を衝かんとするに至つた。

従つて張作相系軍閥なる各旅長は大に恐惶し賓縣政府主席代理誠允を除き李振聲、馮占海、李杜、蘇德臣等の首腦者は熱慮協議の結果、熙洽の代表たる金宣武と折衝し、

一、軍隊は熙洽に降伏し、軍費の支給を受くること。

二、賓縣政府の取消をなすこと。

を決議した。然るに張作相は是を知るや一月二十日誠允及び張作舟に對し「事茲に至りては已むを得ないから所屬軍隊は張景惠（黑龍省長）の隸下に入らしめ、賓縣政府は特別區司令官公署（長は張景惠）に屬せしめよ」との旨を訓令した。是れ張作相が張景惠を利用し自己の軍隊を保存せんとするの計畫なること明かなるにより、熙洽は彼等の不誠意を看破し、愈武力解決の決心を鞏くし、一月二十一日再び行動を起し、一部を以て双城堡方面より主力を以て阿城を経て哈爾濱に向ひ進撃し、二十二日には馮占海の部隊を擊破して拉林を占領し、二十四日阿城附近に進み、二十五日哈爾濱南郊に進出し、一部を以て阿城及び双城堡以南の掃蕩に著手し、二十六日哈爾濱に入城せんとした。吉林軍は哈爾濱入城に先ち、同市を戰禍の巷となすことを虞れ、反吉林軍の首領たる丁超に對し哈爾濱にある部下軍隊を賓縣方面に撤退すべきを要求したが、丁超は是を拒絶した。又依蘭に在つた第二十四旅長李杜は部下二營を率ゐる二十六日朝突然傳家甸（哈爾濱の支那街）に進入し、丁超及び



邢占清の部下各一團と共に完全に傳家甸を占領し、且つ掠奪を開始したので哈爾濱市民は大なる不安に驅られ、我が居留民（内地人約四千、朝鮮人約千六百）も亦た甚だしき危険に暴露するに至つた。依つて居留民は義勇軍を組織して警備に任じ、傳家甸の居留邦人に避難を命じたが、避難中の内地人一名、朝鮮人三名は丁超軍の爲め虐殺せられ、尙ほ朝鮮婦人數名は彼等の爲め拉致せられた。一時哈爾濱入城を見合はせたる吉林軍は傳家甸の混亂を見て坐視するを得ず、是を救はんとして二十七日傳家甸に向ひ前進したが丁超、李杜及び張作舟軍の敗殘兵と衝突し、傳家甸南側にて戦闘を開始するに至つた。偶哈爾濱附近の情況特に邦人の安否を偵察の爲め派遣せられ同地上空に飛來せし我が軍の偵察機は故障の爲め哈爾濱南側畑地に不時着陸するの餘儀なきに至つたが、偵察將校某大尉は丁超軍騎兵部隊の爲め慘殺せられた。

是に於て哈爾濱の我が官憲は張景惠及び吉林軍並びに反吉林軍調停の爲め二十七日哈爾濱に到着せる馬占山に對し我が偵察將校及び居留民の虐殺せられたる實情を説明し、其責任は丁超及び張作舟にあることを通告し、速かに處置を講ぜざれば重大なる結果を生ずべしと通告した。然るに二十七日夜に入り邦人經營の大北新聞社は支那軍の爲め破壊掠奪せられ、支那人の被害も益々増加し、人心極度に不安となつたので、二十八日遂に同市商務會及び各團體も聯合して日本軍の出動を請願するに至つた。

在哈爾濱邦人は總領事の指示により、一月二十八日以來數箇所集合避難し、我が義勇隊を以て警戒し、傳家甸居住の朝鮮人千五百餘名は埠頭區の小學校内に收容保護を加へた。

## 第十 關東軍の北進

關東軍は過去に於ける支那軍戦闘後の實情に依れば、多數の敗殘兵匪化横行して治安を紊すに至るの虞大なるに鑑み、哈爾濱在留邦人の危急を救はんが爲め、一月二十八日朝長春より某少將の率ゐる一部隊を派遣するに決した。

然るに、東支鐵道南部線の鐵道従業員は殆んど全部逃亡し、吉林政府も亦た吉長鐵道守備隊を哈爾濱に輸送せんとして列車を抑留しある等により出發遅延し、各種の手段を盡したる結果一月二十八日夕辛うじて三列車を編成し北進を開始した。加ふるに東支南線に在りし反吉林軍第二十二旅の一部は我が軍の北上を阻止せんとして二十八日第二松花江鐵橋を破壊した爲め、我が軍の北進は再び頓挫したが、二十九日假修理の上強行通過をなし前進を續行した。

又た吉林軍は哈爾濱攻撃の結果が、無辜の住民に危害を及ぼす虞少くないので、一時攻撃を中止し

哈爾賓郊外に後退したが、反吉林軍は頻りに馬賊を招撫して兵力を増加し、且つ各地より續々兵力を哈爾賓附近に集中し主力を以て哈爾賓西南端より舊哈爾賓の線の一部を以て哈爾賓東側に陣地を占領し、日本軍との一戦敢て辭する所にあらずと豪語する等、反吉林軍の態度は必然我が軍との衝突を惹起するの情勢を來したので、關東軍司令官は一月二十九日駐劄師團長に對し師團主力を以て哈爾賓に前進し、同地邦人の保護に任すべきを命令した。

某少將の率ゐる前進部隊は鐵道の故障を排除しつつ、多大の困難を冒して北進を續け、一月三十日午後五時双城堡に達し宿營した。然るに三十一日未明歩兵約二千砲數門の支那兵（第二十二旅の主力）夜襲し來り、我が陣地前二十米に近接するに至つたが、我が軍は奮戦の後午前十時三十分頃、多大の損害を與へて之を撃退した。

駐劄師團長は反吉林軍の反日態度に鑑み、其の前進部隊に對し双城堡附近に於て、師團主力の集結を掩護すべきを命じ、關東軍司令官は在齊々哈爾部隊に對し、隨時哈爾賓方面に増援し得るの準備を命じた。

又た關東軍は一月三十一日夕、丁超、李杜、李振聲等の反吉林軍主腦者に對し、同日双城堡附近に於て反吉林軍が我軍を攻撃したるを難詰し下野して誠意を示すべきを要求し、若し是に反する場合に我に敵對するものとして反吉林軍全部を膺懲すべき旨の最後通告を發し、尙ほ同時に露國は東支鐵道使用に關し日本軍の輸送を妨害せざることを聲明せるを以て我軍も亦た斷じて東支鐵道の權益を侵害する如きことなきにつき、反吉林軍も大局に關し充分反省考慮すべきを訓告した。

他方に於て東支鐵道當局は、當初我が前進旅團の北進に對し、妨害的態度を採つた爲め「我が軍は哈爾賓居留邦人保護を目的として行動するものにして、全く他意なきを以て鐵道當局が我が軍の輸送を妨害せざるべき事」を勸告したる結果、一月三十日に至り我が要求を容認した。然しながら哈爾賓、双城堡間及びその以南に於て絶えず敵軍の爲め、鐵道を破壊せられたる爲め我軍の輸送は依然として進捗せず、駐劄師團は少數の列車を以て輸送を繼續すると共に二月一日以來自動車を長春に集め、輸送力の不足を補ひ大多の困難を冒しつつ北進し、二月三日朝其主力を双城堡附近に集結するを得た。

### 第十一 哈爾賓の攻略

哈爾賓附近の反吉林軍は其名稱を自衛軍と改め、第二十四旅長李杜を總司令となし、我が軍に對し、一月三十一日附を以て戰を宣し、我が軍の到るを待つた。是の間張學良は二月一日丁超及び馬

占山に哈爾濱を固守すべきを命ずると共に、莫德惠（露支交渉の爲め目下モスコウにあり）をして露國を動かさしめ、是が支援によりて北滿の一角を失はざらんことを勉めた。

又賓縣政府は從來僅かに二三の同志により組織せられ、且つ邊隅に位置し、政令行はれざるにより哈爾濱に移轉し、同市に吉林治安委員會を設立し、丁超を委員長とし軍事、行政、外交、財政等を其統轄に歸せしめ、内部の結束を固めて我に當らんとし、且つ丁超は我が齊々哈爾部隊の東進を恐れ、東支西部線の護路軍に對し鐵道破壊を命令したので、二月二日夜以來哈爾濱、齊々哈爾間の鐵道及び通信は共に不通となつた。

斯くして二月三日には哈爾濱附近にある反吉林軍の總兵力は約一萬三四千に達し、哈爾濱東南方田家燒鍋より病院街インテンダントカヤ驛を経て顧郷屯に亘る線に陣地を構築した。

二月三日朝双城堡附近に其の大部の集結を了つた我が駐劄師團は直ちに北進を開始し弱勢の敵を壓迫しつゝ、同日夕葦塘溝河（双城堡北方約五十軒）の線に達し同地に宿營し、四日早朝更に北進を繼續し、概ね午前十一時頃敵陣地前に達し、午後三時半主力を以て敵陣地の中央白家窩棚及び病院街附近に向ひ一部を以て陣地右翼に向ひ、攻撃を開始し、敵陣地前四五百米に接近して夜を徹した。

此の夜師團の一部は病院街東南端附近敵陣地の一部を夜襲し之を奪取した。二月五日朝師團は攻撃

を再興し午前十時頃敵退却の兆を認むるや各部隊は益勇進攻撃し正午前後敵陣地を奪取し午後三時頃に至り完全に敵を哈爾濱より賓縣方向に潰走せしめた。

哈爾濱を放棄した自衛軍の主力は賓縣方面に、一部は哈爾濱北方呼蘭及び同南方阿城方面に退却し、丁超、李杜等は呼蘭に馬占海等は賓縣に退却した。

斯くして、皇軍は二月五日哈爾濱に入城し、茲に同市の不安は一掃せられ、居留民は始めて蘇生の思をなした。

## 第十二 滿洲國の建立

從來多少疑惑を懷きありし支那官民も、我が軍の錦州攻略以來帝國政府の意のある所を諒解し、奉天にありし袁金凱、于沖漢、臧式毅、吉林にありし灑洽、哈爾濱にありし張景惠、齊齊哈爾にありし馬占山等相會し、張景惠を行政委員長として新國家建立に關する計畫を進め、遂に昭和七年三月一日を以て左の如く新國家建立の宣言をなした。

我が滿蒙ノ地ハ邊陲ニ屬シ、之ヲ往昔ニ徵スルニ分併稽フ可シ、地質膏腴ニシテ、民風ハ朴茂ナリ解放ヲ經テ生衆日ニ繁ク物産豐饒實ニ奧府トナス。然ルニ辛亥革命後民國成立以來東省ノ軍閥

ハ中原變亂ノ機ニ乗ジテ政權ヲ獲取シ、三省ニヨリテ自レノ有ト爲シ、惡政相ツイデ遂ニ二十年ナラントス。貪欲驕奢淫逸ニシテ民生ノ休戚ヲ顧ルコトナク唯私利ヲ之レ謀ル内ハ暴斂橫征意ヲ恣ニシ其ノ結果幣制紊亂シ、百業凋落スルニ至レリ。且ツ又時ニ野心ヲ逞ウシテ兵ヲ關内ニ進メ地方ヲ擾害シ民命ヲ傷慘ス。一再敗盡スルモ猶ホ改悟セズ、外ハ信義ヲ侮棄シテ隣邦ニ開キ悉ク親仁ノ規ニ暗ク專ラ排外ヲ事トシ、加フルニ警政治マラザルヲ以テ盜匪橫行シテ四境ニ遍ネク至ル處掠奪慘殺シテ、村吏ハ一空トナリ老若ハ溝ニ陥リ、餓夫ハ路ニ滿ツ。我ガ滿蒙三千萬ノ民衆ハ命ヲ是ノ慘虐無法ナル區域ノ内ニ託スルハ死ヲ待タンノミ何ゾ自ラ脱センヤ。今ヤ何ノ幸ゾ是ノ醜類ヲ追ヒ、積年軍閥ノ蟠居シ稅政ノ堆蒐セル地ヲ一旦ニシテ革正ス。是レ天ノ我ガ滿蒙ノ民ニ蘇生ノ氣ヲ與ヘシナリ。吾人正ニ奮然トシテ邁往勇進以テ更始ヲ圖ルベキナリ。唯内ニ中原ヲ顧ミレバ改革以來初メテ群雄割據シテ頻年戰爭ヲ起コシ、近クハ一黨專橫ニシテ國政ヲ把持ス。何ヲカ民生ト曰フ、實ニ是レ死ニ置クナリ。何ヲカ民權ト曰フ、唯利ヲ專ラニスルナリ。何ヲカ民族ト曰フ、唯黨アルヲ知ルノミ。既ニ天下ヲ公ト爲スト言フ、亦黨ヲ以テ國ヲ治ムト言フ、矛盾乖謬ニシテ自ラ欺キ人ヲ欺ク、種々ナル詐意ハ窮詰スルニ耐ヘズ、近來内患屢起リ疆土分崩シ、黨スラ自ラ存スルコト能ハズ何ゾ能ク國ヲ顧ミンヤ。是ニ依リテ赤匪ハ橫行シ、災震頻リニ

起ル、賊ハ海内ヲ痛マシメ民恨沸蕩シ、政體ノ不良ニ痛心疾首シテ其ノ昔ニ於ケル政治親民ノ時代ヲ追思シ、唐虞三代ハ何ンゾ及ブベカラズトセン。是レ我ガ友邦ノ共ニ目睹シ同ジク感歎ヲ深クスル所ナリ。其レ二十年試験ノ得ル所ヲ以テスレバ其ノ結果此ニ至ル。又沛然トシテ反ルベキナリ。然ルニ猶ホ疾ヲ醫スルヲ忌ミ其ノ舊惡ヲ恃ミ民意ハ新タニ抑壓スベカラザルニ言葉ヲ藉ラシカ、然ラバ其ノ往ク所ヲ恣ニスレバ、自ラ亡國滅種ノ地ニ陥ルニアラザレバ止マザラントス。今ニシテ我ガ滿蒙ノ民衆ハ天賦ノ機縁ニ於テ萬惡ナル政治國家ノ範圍外ニ振拔シテ自ラ脱スルコトヲ求メザレバ、勢必ズ皆ナ溺レ、同ジク盡ルニ至ラントス。數月來屢奉天、吉林、黑龍江、熱河省特別區蒙古ノ官紳市民ノ集合ヲ得テ詳ラカニ檢討ヲ加ヘタル結果意志既ニ一致シ、思ヘラク政ハ多言ヲ取ラズ唯ダ實行如何ヲ觀ルノミ。政體ハ何等ヲ分タズ只安居集團ヲ主トナス。滿蒙ノ舊地本國ト別ニ一國タリ、今ヤ時局ノ必要ニ依リ自ラ樹立ヲ圖ラザル能ハズト、即チ三千萬民衆ノ意嚮ヲ以テ即日中華民國ト關係ヲ離脱シ大滿洲國ヲ創立スルコトヲ宣言シ、茲ニ特ニ建設綱要ヲ中外ニ唱布シ皆聞知セシム。密カニ惟フニ政ハ道ニ基キ道ハ天ニ基キ新國家建設ノ旨ハ一天ニ從ヒ民ヲ安ズルヲ主トス。施政ハ必ズ真正ノ民意ニ從ヒ、私見ヲ存スルコトヲ許サズ。凡ソ新國家ノ領土内ニ居住スルモノハ皆種族尊卑ノ分別ナシ。原有ノ漢族、滿族、蒙族及ビ日本朝

鮮ノ各族外即チ其他ノ國人ト雖モ長ク居住ヲ冀フモノハ又平等ノ待遇ヲ享クルコトヲ得、其ノ當ニ得ベキ權利ヲ保障シ其ヲシテ毫モ侵損アラシメズ、並ビニ極力從來ノ暗黒政治ヲ除キ法律ノ改良ヲ行ヒ、地方自治ヲ勵行シ、廣ク人材ヲ收メテ賢俊ヲ登用シ、實業ヲ獎勵シ、金融ヲ統一シ、富源ヲ開發シ、生計ヲ維持シ、警政ヲ訓練シ、匪禍ヲ肅正ス。更ニ進ンデ言ヘバ教育ノ普及ハ正ニ靈教ヲ尊フベシ。王道主義ヲ實行シ、必ズ國內一切ノ民族ヲシテ瀕々トシテ春臺ニ登ルガ如クナラシメ東亞永久ノ光榮ヲ保チ、世界政治ノ模型ト爲サントス。其ノ對外政策ハ信義ヲ尊重シテ力メテ親睦ヲ求メ、凡ソ國際間ノ通例ハ謹ミテ遵守セザルコトナク、其ノ中華民國ガ過去各國ト定ムル所ノ條約上債務ノ滿洲新國家領土内ニ屬スルモノハ皆國際慣例ニ照ラシ繼續承認ス。商業ヲ創興シ利源ヲ開拓スル爲メ我ガ新國家ニ投資ヲ希望スルモノアレバ何國ニ論ナク一律ニ是ヲ歡迎シ、以テ門戸開放、機會均等ノ實ヲ舉ントス。

以上宣布セル各節ハ、新國家ノ立國ニ關スル主要ノ大綱ナリ。新國家成立ノ日ヨリ始メ新ニ組織セル政府ニ於テ其ノ責任ヲ負ヒ極メテ誠懇ナル表示ヲ以テ三千萬民衆ノ前ニ向ヒ其ノ實行ヲ宣誓ス。天照鑑ス。是ノ言ヲ渝フルコトナシ。

大同元年三月一日

大滿洲國政府



斯くして、滿洲國は三月一日を以て建立し、年號を大同と稱し、紅藍白黒黃の國旗を翻へし、奉天吉林、黒龍江、熱河及び東省特別區「コロンバイル」東蒙古を以て其の領域となし、廣袤七萬七千三百十方里人口三千三百萬の新國家が生じ、三月九日新國都長春に於て執政溥儀氏の就任式及び國旗掲揚式を行ひ、茲に事實及び形式共に整ひたる新國家となつた。

中央政府の官制は、元首執政の下に參議府、立法院、國務院、法院、監察院の五院を置き、國務院の下に民政、外交、軍政、財政、實業、司法、交通の七部を置くものである。

三月十日任命せられたるは左の諸氏である。

國務總理	鄭 孝 胥	外交總長	謝 介 石
參議府議長	張 景 惠	財政總長	馮 洽
立法院長	趙 欣 伯	司法總長	馮 涵 清
監察院長	干 冲 漢	民政總長	臧 式 毅
		軍政總長	馬 占 山
		實業總長	趙 燕 卿
		交通總長	丁 鑑 修

## 第三章 天津事變の經過

### 第一 事變直前の状態

滿洲事變勃發以來、平津方面の支那官憲及び軍部は日本軍民に對し事を起さざること努め、部下に對して無抵抗主義に出づる様訓令して居たが一般民衆の雰囲気は北平天津ともに漸次悪化の傾向をたどり事變後發生せる排日團體は漸次組織化し、表面に於ては官憲の抑制を受けながら裏面に於ては依然根強く培養せられつゝあつた。

即ち事變以來、天津地方に於て發生せる反日團體は職業的外交後援會を始め對日經濟絶交委員會及び學生鐵道従業員婦女子等の組織せる反日會であつて、概して國民黨部の指導を受けて居たが一部には内紛を生じ、統制不充分なるを免れなかつた。又我が婦人及び兒童に對する侮辱暴行は逐次増加し、九月末日までには是の種事件は約百件に達したが未だ暴動化するの程度には至らなかつた。十月に入るや、天津地方に於ける支那官憲及び民衆は我が軍の駐屯地附近に於ては極力我に口實を取られざるやう努むるものゝ如く十月中旬頃に於ては我に對する暴行稍減少したが裏面に於ては依

然として反日思想の培養に努めつゝありしのみならず、北平市黨部は十月十九日對日經濟絶交宣誓式を舉行した。又天津に於ける外交後援會は十月二十日限り解散せられたが是迄に簇生せる各種抗日救國團を統制する爲め二十一日反日救國聯合會が組織せられた。其の主要なる人物は依然外交後援會と同様であつた。

天津市中等學校以上の學生抗日救國會は、十月三十日學生軍の大演習を舉行せんとしたが、省政府の中止命令により實行するを得なかつた。然しながら生徒の一部は休校し密かに北洋大學運動場に集合し、軍事教官の閱兵等を實行したが、公安局の警戒の爲め事故を生じなかつた。

天津抗日救國聯合會は、我が總領事館の嚴重なる抗議を無視し、學生義勇軍五百名を以て日貨封鎖を斷行せんとしたが公安局の彈壓により一部検査未了のまゝ十一月一日日貨封鎖の行動を停止した。同二日支那官憲は對外的には日本に口實を取られざる爲め對内的には軍費の調達を容易ならしめ、且つ騷擾誘發を防ぐ爲め該聯合會を解散するに決したが、同三日市黨部の反對により依然存続し、十一月十六日迄は過激なる行動を避け秘密行動をなしつゝあつた。然しながら學生、工人は盛んに積極的排日貨を叫びつゝあつた。

右の如き事情の爲め、支那商人は内心封鎖解禁を熱望しつゝあつたが黨部學生其他の隱密なる壓迫

を受け、大小貨物の取引杜絶は依然舊の如くであつた。

一方張學良は滿州事變勃發するや、其の兵力を錦州北平及び天津附近に集中し、多數の貨車を準備して兵力の移動に備ふるなど着々對日開戦を準備しつつあるのみならず盛んに便衣隊馬賊を使喚して各種の策謀を行つた。又學良は澎湃として起りたる反學良運動を彈壓すべく天津方面に於て一大「クーデター」を實施し、反學良勢力の討滅を謀るに決したが、是に對し反學良派は大彈壓を受けざる前に積極的行動に出る爲め密かに便衣隊を集め臨時に救國軍を編成すべく畫策中であつた。以上の如き極めて緊迫せる状態は、事變の發生近きを暗示する如く在留邦人の不安は漸次濃厚となりつゝあつた。

## 第二 第一次事變

十一月八日午後十時頃、反學良派たる救國軍は天津支那街を襲撃し、公安局、保安隊等と各所に於て衝突せし爲め、同支那街は混亂状態に陥り、且つ日本租界至近の各地區に於て銃聲盛となつたので支那駐屯軍司令官某中將は午後十時應急警備を命じ、日本租界の外周を守備して萬一の變に應ずるの準備を整ふると共に左の如き聲明を發し、軍の態度を明かにした。

今回突如トシテ、天津支那街一帶ノ地域ニ於テ擾亂發生セリ。軍ハ未ダ其ノ擾亂ノ本質ヲ明カニセズト雖モ、日本租界ハ右支那街ニ近接スルヲ以テ直チニ租界ノ治安ニ影響シ、何時我ガ居留民ノ生命財産並ニ諸權益ニ迫害ヲ蒙ルコトナキヲ保セズ、故ニ軍ハ應急警備ヲ下令シ、叙上ノ諸權益保護ニ萬全ヲ期スルコトトセリ、今次ノ動亂ハ事是レ支那ノ内政上ノ争鬭ニ屬ス。日本軍ハ是ノ内政上ノ問題ニ容喙スルコトヲ欲セズ。其ノ何レノ支那軍並ビニ民衆ノ行動ニ對シテモ嚴正中立ノ態度ヲ取ルベキコトヲ茲ニ聲明シ、忠實ニ之ヲ實行セントス。

然レドモ、苟クモ我ガ國家國軍ノ名譽權益ヲ蹂躪シ、我ガ居留民ノ生命財産ヲ迫害シ、若クハ是ヲ企圖セントスルモノニ對シテハ軍ハ自衛權ヲ發動シ妥當ノ處置ヲ取ルベシ。天津附近ノ動亂ハ在津外國人ノ不幸ナルノミナラズ。北支中國民衆ノ災禍ナリ。當軍ハ中國人ノ爲メ速カニ治安ガ恢復セラレ、平和且ツ幸福ナル生活ヲ享有スル時期ノ到來センコトヲ希望ス。

然るに、保安隊と救國軍とは我が陣地前二、三十米乃至百米内外の地點に於て銃火を交へ、その彈丸は屢々我が陣地附近に飛來し、爲めに兵卒一名は八日夜半、曹長一名は九日朝支那軍の射撃を受け遂に戦死するに至つた。

依つて軍司令官は事件勃發後直ちに、支那軍の指揮官たる王樹常に對し、日支間に於ける不幸なる

事態の發生を防止する爲め公安隊を日支境界線より三百米を隔つる地區に退去せしむべきことを再三要求したるも容易に之を實行せざるのみならず、我が第一線附近の保安隊は明かに敵意を示し、我が陣地を猛射したので隠忍自重せる我軍も九日午前七時頃遂に自衛上是に應射するの已むなきに至つた。

救國軍は一時南運河近くまで進出し、電燈會社及び公安局をも占領したが、その後勢次第に窘まり、大部は九日夕までに四散し、其一部は猶ほ市内各處に潜在し、抵抗を續けて居た。

右の外平津地方に於ける土匪團其他の反動團體は今茲の事件に誘發せられ、天津を襲ふ等の流言蜚言盛んに行はれたので天津にある列國軍は各其の擔任區域外周の警備に就いた。

十一月十一日午後支那の申出により、我が軍司令官は參謀某少佐を派遣し、桑島總領事立會の上王樹常並びに天津市長にして警備司令たる張學銘（張學良の弟）と會見せしめ、日支兩軍間の衝突豫防に關し左の如く協定した。

- 一、兩軍共絶対に射撃を中止すること。
- 二、彼我中間地區に潜伏せる暴徒の掃蕩に従事する軍隊は晝間に於ては所定の標識を附し夜間に於ては積極的討伐を行はず、且つ成るべく射撃以外の方法を以てすること。

然るに右の協定は毫も支那の遵守する所とならず、依然として不法行爲が續けられた。

十一月十四日朝支那軍と協同して、日支兩軍の緩衝地帯たる我が陣地前三百米の一地區を調査したるに左の如き不正事實を發見した。

- 一、緩衝地帯に土囊、電氣鐵條網等を以て多數の工事をなし居たること。
- 二、同地帯には一名の便衣隊をも發見しなかつたに反し、日本租界境界線より數十米で我が方よりは見えざるも、日本租界を射撃し得る所に陣地を構築し、多數の正規兵及び保安隊が居たること。
- 三、支那側は同地帯にある便衣隊を射撃すると詐稱し、故意に日本租界及び日本軍を射撃したること。

右の緩衝地帯には、彼我兩軍共立ち入らず、何等の施設をも行はざる旨約束したのであるが、調査の結果、不正の事實が明瞭となつたので、支那側もその非を自認し、十一月十五日午後六時王樹常自ら我が駐屯軍司令部に我が軍司令官を訪問し陳謝するに至つた。

是に於て、我が軍司令官は直ちに左記事項の協定を遂げ、是を平和裡に解決すべく夫々處置をなした。



## 一、排日宣傳の取締

## 二、對日軍事施設の撤去

## 三、租界外周より三百米以内の地域には拳銃を携行する巡警のみを配置すること

然るに支那側は協定を誠實に履行せず、猶ほ幾多の不信不義の事實が行はれ、未だその誠實の認むべきものがなかつた。

現に是の夜王樹常が我が軍司令部に於て司令官に陳謝中すら支那軍は二十數發の射撃をなし、其數發は我が陣地に命中した。依つて同陣地の守備兵は機關銃を以て應射した爲め、爾後支那側の射撃は止んだ。

又十六日十七日共に、白河河岸の我が陣地は支那軍の射撃を受け、十七日夜半及び十九日夜にも亦其の射撃を受けた。支那軍は二十日に至るも約束を果さず却つて鐵條網を増設し、多數の保安隊はその中に隠れて居た。猶ほ我が第一線右地區正面では支那軍は一度撤去せし陣地を再び急造したる處もあつた。

支那側の不誠意と共產黨反動分子の策動による不安は依然として去らず、日本租界内に居住する支那人に對し「日本と一戦を期す、速かに支那街に移住すべし」と記せる宣傳紙をさへ散布した。

他方に於て、蔣介石は國際聯盟頼むに足らざる今日、支那は唯だ自力を以て日本軍を驅逐するのみと豪語し北上して張學良と策謀する旨を宣言し、學良又是に應じ對日宣戰を絶叫して北支那の兵力を逐次天津附近に集中し、その數四萬と稱せられ著々戦備を整へつつありしのみならず、天津に於ける排日侮日的行爲は逐次猛烈となり「對日戰闘」「對日經濟絶交」などの叫は巷に滿み、日本を誣ふるの言論風説は數限りなかつた。

上記の如く、天津附近一般の狀勢は表面上一時小康を得た如くであつたが、裏面に於ては何時又不安に陥るか分らないと言ふ形勢にあつたのであるが、我軍に於ては支那との協定を重んじ漸次警備を緩和し、租界内の交通を恢復し、十一月二十六日午後義勇隊を解散し、列國軍も亦た十八日乃至二十四日の間に概ね警備を撤した。

## 第三 第二次事變

天津駐屯軍司令官は天津が略ぼ鎮靜に歸したるを以て十一月二十六日午後義勇隊を解散した。然るに此の機を見たる支那軍は同日午後八時突如天津に於ける舊國租界、次で日本租界に接近せる支那街の燈火が一齊に消えた後二十分許にて海光寺日本兵營西方地區に急劇なる銃砲聲起り、支那軍

が我に向ひ射撃を開始し、間もなく東南城廓方面よりも亦た我に向ひ射撃するに至つた。我軍は直ちに支那當局にその不法を迫り、射撃中止を要求したが、是に對し支那は便衣隊を射撃したもので、自然彈丸が日本租界に落達したものであると稱し、午後十時半迄には盟つて射撃を中止することを約した。

然るに銃砲射撃は依然として熄まず、是れ張學良等が我が義勇隊解散の期に乗せる計畫的挑戰であること明白となつたので、遂に天津駐屯軍は蹶然起つて、日本租界及び在留邦人保護の爲め自衛權を行使し、支那軍を膺懲するに至つた。軍司令官は二十六日夜左の宣言を發した。

軍ハ去ル十一月十五日支那側ノ陳謝ヲ認容シ、北支那平和ノ爲メ和解ノ諸運動ヲ實施シ、今猶ホ支那側ハ約束ノ全部ヲ履行セザルニ拘ハラズ、當軍ハ租界ノ自由交通ヲ許シ、兵力ヲ撤收シ、義勇隊ヲ解散シタル所、本十一月二十六日午後八時二十分突如先ヅ我方陣地ノ左翼ニ對シ、續イテ全正面ニ對シ砲兵及重輕機關銃ヲ以テ猛射ヲ開始セリ、軍ハ之ニ應射スル所ナク直チニ支那當局ニ對シ其不法ヲ迫リ速カニ射撃ヲ中止センコトヲ警告セルニモ拘ハラズ、益猛烈ニ我方陣地ニ對スル攻撃動作ヲ續ケ、其ノ背信暴戻ハ是ヲ忍バントスルモ猶ホ能ハズ、茲ニ軍ハ已ムヲ得ズ租界及ビ居留民保護ノ目的ヲ以テ自衛權ヲ行使シ、支那側ヲ膺懲ス。茲ニ宣言ス。

日支兩軍は交戦状態のまま夜を撤し、砲戦朝に及ぶも已まず、我軍は二十七日午前八時王樹常に對し抗議を發し、十一月十五日の誓約に對する不信行爲を難詰し、二十七日正午迄に

一、即時敵對行爲の中止。

二、支那軍隊の列國軍駐屯地より二十支里外に撤退。

等を要求したのであるが、支那の誠意ある回答に接せざるのみならず、支那軍の射撃は依然として繼續せられ、重火器特に迫撃砲の彈丸は我が陣地附近に落達し、保安隊の狙撃は極めて執拗であつて、二十七日我が兵三名は負傷した。又中央停車場にありし鐵甲車（裝甲車にして砲六門兵約三百を有す）は東停車場に到着し、西停車場にありても支那軍が下車中なりとの情報があつた。

斯くて日支兩軍の交戦状態は依然として繼續せられ、支那軍の射撃は時により緩急あるも未だ中止せざるのみならず、二十七日我が軍が衝突豫防の爲め提出したる事項に對しても何等誠意を披瀝せず、爾後彼の非法行爲は毫も改まる所なかつた。

即ち十一月二十八日午前二時南門大街附近に於て、我が陣地直前に四發の砲彈が落達し、同日朝榮街上我が陣地前四百米附近に於て正服を着用せる保安隊員一名は二階の窓より上半身を露はし、我が陣地に對し拳銃射撃を行つた。又同日午後二時頃白河河岸電話交換局附近の我が陣地直前に白河

北方地區より發射せる支那迫撃砲彈二個落達した。又支那街にある列國人引揚の爲め、二十八日午後日支兩軍共に射撃を中止すべく約束したるに拘はらず、支那軍は依然射撃を續行し、加ふるに日支間の申合せを悪用し、彼我陣地の中間にある米人經營の教會附近に新に陣地を構築し、その陣地より射撃せる一彈は我が兵を重傷せしめた。

右は支那の射撃を停止すべしとの誓約を破り、明かに日本軍を目標として射撃したる實證であつて、その他小銃重輕機關銃を以てする支那軍の射撃並びにその背信的行爲は枚擧に追がない。

二十九日午前十一時支那代表は我が軍司令部を訪問し、武装保安隊を南運河以北に撤退せしめ、且つ市内に設置しある防禦工事全部を撤去すべき旨申出でたるにより、我が軍は是を許容した。是れ今回の申出に對する支那の態度は相當眞面目であつたからである、斯くて十一月二十九日午後六時には保安隊の撤退を終り、防禦工事は同三十日以來逐次撤去せられ、爾來今日に至つて居る。

#### 第四 天津への増兵

天津地方再び危急に頻するや塘沽にありし我が海軍陸戰隊約百名は十一月二十九日正午、又關東軍より増援の歩兵一大隊は十二月一日朝共に天津に到着した。その後市内漸く平穩に歸し、事件解決

の緒に就きつつあるので陸戰隊は二日朝天津を發し歸還の途に就いた。

其後我が當局は天津に於ける兵力微弱なるを慮り、歩兵一聯隊を基幹とする混成部隊を天津に増援派遣し、關東軍より臨時派遣せる歩兵大隊を本軍に復歸せしめた。斯の如き我が増兵により天津は爾來靜穩となり今日に至つた。

## 第四章 上海事變の經過

## 第一 事變發生前の狀態

前章に於て記述せる如く滿洲事變は支那の挑戰によつたものであるが、支那は是を以て我が策動となし、支那全土に亘り排日の氣勢を煽り、由來該運動の根源地であつた上海地方に於ける排日行動は益猛烈となり、殊に新聞紙はあらゆる毒舌を弄して一般人民を煽動し、昭和六年九月二十二日黨部、總商會、商工會、教育會など各方面の人物を網羅せる上海排日大會に於て次の事項を宣言した。

- 一、政府に請願し革命外交を實行す。
- 二、内争を止め一致して日本に當る。
- 三、日本に對し宣戰を布告す。
- 四、徹底的に對日經濟絶交を行ふ。
- 五、排日工作に反對するものは何人を問はず是を死刑に處す。
- 六、日本に對し絶對に食糧を賣らず。

七、日本紡績工場使用人の罷業を決行す。

次で是の會を抗日救國會と名づけ、上海市黨部の指揮を受け統制ある運動を實施することとなり、激越なる排日宣傳紙は急激に増加し、邦人に對する暴行は日を追うて盛となり、抗日救國會の運動は輕視するを得ざるに至つた。

是に於て帝國政府は國民黨政府に對して、昭和六年十月九日附覺書を以て支那各地に於ける排日運動は國民黨黨部の指導の下に國策遂行の手段として行はるる武力にあらざる敵對行爲なることを指摘し、排日運動を取締り並びに本邦人の生命財産利益を保護する爲め有效なる措置を取らんことを要求し、猶ほその後にも再三支那中央及び地方官憲に對し右要求の主旨を繰返し、深甚なる注意を喚起するに努めた。

然るに國民黨政府は是の要求に應ずるの誠意なく、却つて支那官民の不法行爲を以て愛國心の發露として寧ろ是を獎勵するが如き態度であつたので、排日運動は愈々深刻執拗となり廣東、青島、福州等に於ける邦人殺害事件、帝國官吏侮辱事件等を惹起したるのみならず、昭和七年一月九日國民日報紙は我が皇室に對する大逆事件に關して「不幸ニシテ爆彈命中セズ云々」の不敬記事を掲載するに至つた。

加之、上海に於ては抗日會本部其他各種排日團體の跳梁は最も甚だしく爲めに在留邦人を極度に憤激せしめ日支の感情は著しく尖鋭化するに至つた。是に於て我が上海總領事は同地方支那官憲に對し排日運動の取締その他に關し公正妥當なる要求を提出したが、支那官憲は荏苒回答を遷延すると共に上海の周圍に軍隊を集中して我を威嚇するが如き態度を示したので居留邦人をして極度の危虞を懷かしむるに至つた。

就中、昭和七年一月十八日午後四時頃上海江灣路妙法寺（日蓮宗）僧侶二名は信者三名と共に托鉢の爲め引翔港街路を通行中同所支那人經營の「タオル」製造業三友實業會社前に於て同會社の職工及び職工にて組織せる義勇隊員の爲め、不法にも日本人を倒せとの罵言の下に暴行を受け、支那警察官の目前にて（警察官は傍觀して制止せず）何れも全治迄に二週間乃至一ヶ月を要する重傷を受けた。（内一名は二十四日死亡）是を聞きたる上海居留民は頻々たる支那人の暴虐に憤激し、居留民代表會議を開き居留民保護の爲めには我が實力を以てするの外なしとし、直接上海市長に嚴重なる抗議をなすと共に上海の我が官憲に對し強硬なる意見上申をなした。

然るに居留民の一部は斯の如き處置を手緩となし、十九日夜半（二十日午前二時半頃）光村芳藏氏を會長とする上海青年同志會員三十二名は前記三友實業會社を襲撃し、社宅一棟を放火半焼し、同

所の支那巡捕と格闘し、その二名を斃し二名に重傷を負はしめたが、邦人も亦た彼等の射撃に逢ひ一名射殺せられ二名の負傷者を生ずるに至つた。

是に於て我が居留民は益激昂し、二十日居留民大會を開き海軍を以てする保護のみにては不安心なるを以て即時我が陸軍の派遣を請願すべし等の論をなして氣勢を揚げ、散會後約五百名の群衆は總領事館及び海軍陸戰隊本部を訪問し、市中示威運動を行ひ、途上排日「ポスター」を貼りたる支那人店舗の窓硝子等を破壊し、激昂せる一部のもはその行動を阻止せんとしたる英人巡查とも衝突した。

## 第二 我が總領事と上海市長との交渉

是の如き形勢に鑑み一月二十一日午前十一時我が村井總領事は上海市長吳鐵城を往訪し、我が僧侶に對する暴行事件に關し左の如き正式抗議文を手交し、且つ事件の重大なるを指摘して速かに全部の承認實行を要求したるに、吳市長は是を諒としたるも第四項は極めて重大なるを以て速かに南京に至り政府と打ち合せの上回答すべき旨を即答した。

### 一、市長の陳謝

## 二、加害者の逮捕處罰

## 三、被害者に對する慰藉料治療費の負擔

## 四、抗日會等排日團體の即時解散

又同日第一遣外艦隊司令官鹽澤海軍少將は左の聲明をなした。

本職ハ上海市長ニ提出セル抗日會員日本僧侶暴行事件ノ要求ヲ容レ、速カニ満足ナル回答並ビニ其ノ履行ヲ要望ス。萬一是ニ反スル場合ニ於テハ帝國ノ權益擁護ノ爲メ適當ト信ズル手段ニ出ヅル決心ナリ。

然るに居留民は我が官憲の態度強硬ならざる時は二十三日開催の居留民大會後武装團體を組織して抗日會本部を襲撃するの決意を表示し、之に對し支那も亦た學生義勇軍を以て日本電信局及び邦人紡績工場を襲撃するの計畫あることを傳へ物情騒然たるに至つた。是に於て一月二十一日夜居留民を以て組織する時局委員會は速かに抗日會取消に關し期限附最後の通牒を支那に交付し、若し是を實行せざるときは日本軍の實力發動を望む旨を決議した。

又支那新聞は常套の毒舌を弄し一月二十二日「上海危し」或は「日本浪人上海にありて恣に横行す」の表題の下に三友實業會社工場襲撃及び北四川路示威運動等を誇大に捏造し、右は「日本陸戰

隊の尻押による日本浪人の陰謀なり」と記し、我が海軍を侮辱すると共に支那民衆の敵愾心を煽りたる爲め上海西部には「日本人を見付け次第殺せ」等の過激なる宣傳紙散布せられ、租界内に於ても我が通學兒童に對し暴行するもの續出し、二十二日八件、二十三日二十四日各十數件に達した。

我が海軍當局は右の中傷記事に對し直接民國日報社（排日色彩最も濃厚にして曩に不敬記事を掲げ、今爾事件の誘因をなしたるもの）に對し

一、二十三日の民國日報紙上に半頁大の陳謝文を掲載すること。

二、責任者を陸戰隊本部に出頭せしめ陳謝せしむること。

三、右要求に應ぜざるときは陸戰隊に於て適當なる處置に出づること。

の抗議を提出せるが、二十三日の該新聞には極めて無責任なる取消（本記事は獨り民國日報のみ掲げたるに非ず云々の如き）をなしたるのみにて我が海軍の要求を實行せず、日支の紛擾益擴大するに至つた。

一月二十三日開催せられたる居留民大會に於ては必ず居留民の満足するやう最短期日内に解決すべしとの總領事の言明及び慰撫により一時直接行動を見合はせ交渉の成行を監視することに決定したが、居留民の憤慨及び結束は從來其の例を見ざるものにして我が當局及び支那の態度如何によりて

は決然たる處置を取るに決した。

而して民國日報對我が海軍の抗争は工部局（註上海共同租界行政機關）の申出により是を工部局の手に移すこととなつたが、工部局市參事會議（註共同租界の市會議員會議）に於て民國日報を閉鎖すると共に租界内にある抗日會本部に解散を命ずるに決した。

時局の重大なるに鑑み一月二十一日吳軍港より急派せられたる軍艦大井及び驅逐艦四隻は二十三日夕、航空母艦能登呂は二十四日上海に到着し、夫々警備に就いたが、支那軍憲は日本海軍にして正當なる理由なくして支那街に進入せば力の及ぶ限り抵抗の手段に出づべしと宣言し、又上海市民聯合會（註市商會と學生との聯合團體）は二十四日臨時代表大會を招集して

- 一、抗日會解散反對
- 二、日本海軍の上陸拒絕
- 三、陸海空軍の上海集中請願
- 四、自衛團組織

等を決議し、吳淞、龍華（上海南方）及びその他の要地に戒嚴令を施行して邦人の通行を禁止し、更に上海北部及び西部の租界境界線附近に於て土囊及び鐵條網を以て防禦工事を構築するに至つた。

又二十四日夜支那の國民救國決死隊員の一部は佛租界にある我が公使官邸に放火し逃走し（同邸警備員の發見早かりし爲め鎧窓二ヶ所を焼きたるのみにて大事に至らなかつた）、又同日三友社事件にて、邦人の爲め殺害せられたる支那巡捕の追悼會を催し、同追悼會の名を以て

- 一、死者一名に付五萬元負傷者一名に付一萬元損害賠償を要求す。
- 二、犯人（邦人を指す）を中國の民衆裁判所に於て裁判し嚴罰に處す。
- 三、日本總領事をして陳謝せしむ。
- 四、將來絶對斯かることなき様日本總領事をして保障せしむ。

等の決議をなす等極めて不遜なる態度を持し何等反省する所がなかつた。

是に於て二十五日午後村井總領事は再び吳市長と會見し前回抗議の回答を督促したるに、吳市長は「上海に於ける抗日運動の取締は頗る困難にして若干の時日を要するを以て來る三十日まで正式回答を待たれたし」と言ひ、依然として誠意を示さなかつた。此に對し村井總領事は懇切に事情を説明し何時迄も引き延ばす事の不可能なるを述べ、成るべく速なる回答を要求し、若し満足なる回答を得ざるときは已むを得ず自衛手段を執るに至る旨を告げた。

然るに同日南京に於ける國民黨政府政治會議（註我が閣議に相當す）に於ては上海事件に關し次の如く決議した。

- 一、日本軍が我が機關を占領せば有效なる自衛手段を採ること。
- 二、愛國運動（註支那は排日運動等を指して、愛國運動と稱す）は絶対に保護すること。
- 三、但し日本人を殺し又は其生命財産を脅す如き兇暴なる排日行爲は嚴重に之を取締ること。
- 四、軍隊には鎮靜の態度を採らしむること。

又上海に於ける抗日會、市民聯合會、總工會、學生聯合會、國貨大同盟會、國難協濟會等三十餘の排日團體は二十五日代表を市政府（註市役所）に派遣し、

- 一、三友社事件に關し日本當局に嚴重抗議を提出し犯人處罰賠償謝罪及今後の保障をなさしむ。
- 二、日本の無理なる要求は一切拒絕せよ。
- 三、三日以内に陸上日本水兵全部を撤退せしめよ。
- 四、政府は速かに軍隊を派遣し正當防禦に出でよ。
- 五、愛國運動取締の要求を拒絕せよ。
- 六、義勇軍に武器を支給せよ。

七、三友社工人の日本僧侶毆打事件の真相を發表せよ。  
等強硬なる要求を提出した。

二十六日工部局は曩の決議に基き、民國日報社の閉鎖を斷行したが社員は逸早く逃亡し、佛租界内に於てその業務を繼續した。

又吳市長は二十六日支那政府に對し上海には武装警察官八千、警備軍二師團の外、海軍空軍等萬一に備へてあるから、縦へ日本軍が如何なる企圖に出づるも治安上の憂はないと報告し、表面我が要求を容認するの態度を示しつつ裏面に於ては密かに右の如く準備をなした。

而して上海附近にある、支那軍隊が我が軍に對する爲め、構築せる防禦設備は二十六日迄に閘北（北部支那街）及び西部支那街方面を略ぼ完成し、更に閘北より吳淞に亘り、概して淞滬鐵道（上海—吳淞間鐵道）に沿ひ延長し、所々に機關銃高射砲を配置し著々準備を整へ、市當局の命令如何に論なく軍隊自らの面目に掛けても日本軍に對抗せんとするの態度を示した。又『支那官憲が日本の要求を容るるに決したり』との報道傳はるや痛く學生團の神經を刺戟し、上海中學抗日聯合會は二十六日吳市長反對の第一聲を擧げ、他の團體も之に響應せんとし、工人團も策動を開始するに至つた。



一月二十七日吳市長は日本の態度強硬にして、從來の如き言ひ逃れのみにては時局を收拾し得ざるを知り、公安局（註警察）に對し抗日會解散、抑留日貨の解放及び反日運動停止に關する命令を發した。是と同時に村井總領事は二十七日夕吳市長に對し『二十八日午後六時迄に明確なる回答をなすべし』との期限付通牒を發した。

然るに二十八日午後八時頃抗日救國會員らしきもの日本總領事館に拳銃を發射し、窓硝子一、二枚を破損し、更に輕易なる爆彈様のものを投げ逃亡する等の暴行をなした。

猶ほ排日團體は、吳市長の抗日會解散命令に對抗する爲め、二十八日虹橋（西部支那街）體育場に於て反日緊急市民大會を開催し、吳市長反對の氣勢を揚げ、公安局の彈壓にて中途解散せしめられたが、抗日會解散反對の決議をなし、別に群衆五千は夕刻市政府を包圍し、市長の態度を攻撃し、市長の命令徹底は愈困難にして事態は益惡化したが、吳市長は二十八日午後三時十五分に至り結局我が要求を容認するに至つた、然しながら日本は支那從來の行爲に鑑み、之が實行を監視すると共に不逞分子の策動に對し警戒を怠らなかつた。

### 第三 事變の發生

上記の如く、上海市長は我が總領事の要求を容れ、該問題は解決を告げたが、他方に於て上海共同租界工部局は同租界附近の支那軍隊にして不穩の舉あるに鑑み、二十八日午後四時戒嚴令を布告したるにより、列國駐屯軍は豫て協定せる協同防備計畫に基き各配置に就くこととなり、我陸戰隊も亦其擔任區域たる北四川路兩側に對し二十九日午前零時より配備に就かんとした。然るに支那の第十九路軍の一部たる第七十八師は我が兵に對し突如發砲挑戰したるにより、我が陸戰隊も之に應戦するの已むなきに至つた。斯くして彼我の戰鬪は支那軍の頑強なる抵抗により各所に激烈なる市街戰を演じたが、二十九日午前六時頃迄に我が陸戰隊は概ね所定の區域に就いた。

是の日第十九路軍は『最後の一人となるまで誓つて日本軍に抵抗し、鮮血を以て黃浦江を染めん』との布告を發して敵對意志を明かにし、又上海市商會は二十九日『日兵境を犯せるを以て罷市を以て悔りを防ぐ』との布告を發し、強制的に各商店を休業せしめた。

斯くして是の事變が起つたのであるが、我が海軍が事前に衝突回避の各種手段を講じたるに拘はらず、支那軍の挑戰によりて生じたるものであつて、其責任が全然支那にあるは論を俟たない所である。

## 第四 停戦と支那軍の協定無視

一月二十九日彼我の第一線は終日射撃の交換を行つたが、支那軍は増援隊の到着により益氣勢を昂げ、我が軍亦之に對抗し事態は刻々險惡となつた。

是に於て英米兩國領事の調停により、村井總領事と支那當局との間に停戦の約成り、二十九日午後八時以後現状の儘にて互に戦闘行為を爲さざることとなつた。

然るに第十九路軍幹部は二十九日、再び『吾人は軍人なり、只正當防衛のみを知る最後の兵、最後の一弾に至るまで斷じて退かず、以て中華民國軍人の人格を發揚せん』との布告を發した、従つて我が總領事と吳市長との間に成立せる停戦協定の如きは、彼等の眼中になかつたこと明かである。加之、彼我停戦の協定成立するや支那は俄然我を侮り、一月三十日の支那新聞は一齊に左の如き捏造記事を掲げ、我が軍が支那軍に屈伏したるかの如く宣傳した。

一、支那軍の形成有利にして二十九日午後五時既に日本陸戦隊本部を占領し、日本海軍の殘部は租界内に退却せり。

二、市政府は村井總領事の停戦申込を拒絶せり。

三、第十九路軍の主力は二十九日朝より上海に向ひ輸送せられ、沿線の民衆は勇躍之を送迎、且つ激勵せり。

四、日本海軍の死傷は將校以下八百名に達し、頻りに軍艦に移し後送中なり。

五、支那軍は日本軍飛行機四を撃墜せり。

斯の如き新聞記事の爲め無智なる支那人の侮蔑態度益々顯著となり、市民大會、工人大會、市商會等は何れも益過激なる決議をなし、排日氣勢の煽動に努めた。

上記の如く英米兩國領事の斡旋により行はれたる停戦協定は、二十九日午後八時以後互に戦闘行為を行はざることと約するものであつたが、支那軍第一線の射撃は定刻を過ぐるも熄まず夜に入ると共に却つて益々猛烈となり、午後十一時頃に至りて漸く其の銃砲火は衰へたが、支那便衣隊の活動は依然として止まず。居留民は甚しき不安の裡に一夜を過した。

翌三十日午前五時半頃更に支那軍は停戦協定を無視して、我が第一線及び後方に對して突然砲撃を開始し、約一時間繼續した。我が軍は英米領事を介し、嚴に支那軍の不信を責め、若し支那軍にして依然其の態度を變更せざるに於ては我が軍亦自衛上必要なる措置を取るべき旨を通告した。

加之、三十一日午前一時半頃支那軍は復たも我が警備線に向ひ砲撃を開始し、午前四時半頃には北

停車場附近の陣地より我軍及び英國義勇軍に對し小銃射撃を開始し、爾後第一線は終日緩慢なる射撃の交換をなしたが、我が後方に於ける、支那便衣隊の活動は益盛んにして我が總領事館は再三彼等の狙撃を受けた。

又同夜支那軍は停戦協定を無視して租界の砲撃を繼續せるのみならず、同夜楊樹浦方面に軍隊の移動を行ひ、便衣隊の活動と相俟つて、屢々我軍警備線を攻撃した。是に對し我が軍は停戦協定に基き敵の攻撃を撃退せるも進んで攻撃を行はなかつた。

斯の如く支那軍は停戦の約に反し、屢攻撃を反覆せるにより、英國總領事の斡旋にて一月三十一日午後村井總領事は第一遣外艦隊司令官鹽澤少將と共に吳市長及び第十九路軍長蔡廷楷と會見し停戦に關し新に協議し、支那軍隊を現位置より約千米後退せしめ、我が陸軍隊は衝突前の配置に歸り、其間に第三國軍隊を挿入して警備せしむるの案に就き協議したが、支那は租界外の邦人民留地に第三國の軍隊を配備すべきを主張し結局何等の協定をも遂ぐるを得ず戦闘を繼續することとなつた。

##### 第五 支那軍の増兵及び挑戰

上記の如き停戦協定の間に於て、一月三十一日蘇州に在りし第六十師の司令部は上海に移り、又國

民救國會の組織せる義勇軍約二千、學生義勇軍約五百も三十一日頃迄に武器の供給を受け、齊しく戦線に加入した。

斯くして軍長蔡廷楷は第十九路軍の大部を上海附近に集結したが、兵力の増加に伴ひ我が警備區域を包圍せんとし、絶えず我が警備線に挑戰し、敵砲火の爲め所々火災を生ずるに至つた。

是と同時に上海市商會及び銀行、公會等の各團體は金錢物品等を以て第十九路軍を慰問し、學生義勇軍及び工人等を以て組織したる國民救國軍は二月一日迄に十二隊（約四千）に及び、何れも戦線に加入した。

又市商會は工部局に對し租界内にある日本軍の武装解除を要求し、各團體の支那軍に對する、慰問金は續々と募集せられつつあつた。又上海の勞働者は上海市商會の罷市に呼應して、二月一日より總罷業を開始した。

二月二日依然として、支那軍の挑戰的砲撃行はれ、我軍亦是に應戦したが租界を考慮して砲撃を加へなかつた。

又、支那軍の陣地は各方面共逐日増強せられ、北停車場には野砲六門を有する装甲列車を配備した。

斯くして支那の戰意は其後も頗る旺盛であつて、義勇隊を組織して續々戦線に加入し、又第十九路軍將領は二月二日付にて復たも『我軍は純潔の血を以て一致抵抗し最後の士卒まで、犠牲となるも敢て黨國の爲め辭せず』との通電を發し、前第十九路軍長にして目下南京政府行政院、副院長及び交通部長たる陳銘樞は此等の職を辭し、再び第十九路軍を指導せんことを請願し、前線に赴きて將士を慰勞した。

### 第六 陸戦隊閘北附近の戦闘

一月二十九日以後、我が海軍陸戦隊は寶山路より略ぼ淞滬鐵道線路に沿ひ新公園に至る線に塹壕を設け、支那軍と相對峙し、二月一日以後支那軍と戦闘を繼續し、一時攻撃前進をなしたることあるも、其の他は概ね專守防禦の態度にあつた。

是の間に於て我が陸戦隊が行うたる主要なる戦闘は次の如くである。

二月一日午前十時半、寶興路淞滬線陣地西方に支那軍の機關銃現はれ射撃したるにより、陸戦隊は是に應戦し又同日午前十一時より午後五時迄の間に於て我が寶興路陣地及び橫濱路陣地に對し支那軍の攻撃し來れるにより之に應戦した。

二月三日午前九時より正午迄の間に於て、閘北の支那軍は野砲迫撃砲を以て盛んに北四川路北側一帶を砲撃したるにより、我陸戦隊は午前十時より野砲にて是に應戦し、別に一部隊を以て新公園西方の敵を掃蕩した。

二月四日陸戦隊は攻撃前進を企圖し、午前七時頃より銃砲火力を以て敵陣地を制壓し、午前十一時より攻撃前進に移り支那兵を撃退し、午後二時頃迄に新公園西方の地區に進出し、又商務印書館附近の敵は頑強に抵抗せるを以て午後飛行機により該館を爆撃した。

二月五日陸戦隊は前日の攻撃を繼續し、午前零時四十分より野砲を以て約一時間商務印書館北方地區の敵陣地を砲撃し、續いて機關銃を以て掃射し、黎明より漸次敵を撃退し午後一時には商務印書館を完全に占領したが、夜間の警戒を顧慮し淞滬線陣地に復歸した。

上記四、五兩日に亘る攻撃により、陸戦隊の陣地は淞滬線以西に於て虹口「クリーク」左岸まで進出し、虹口「クリーク」と淞滬線との交叉點以南は概ね淞滬線に沿ひ該線と寶山路との交叉點附近迄を扼することとなつた。

二月六日拂曉支那兵は我が陣地に向ひ攻撃し來つたが、陸戦隊は是に猛撃を加へて撃退した。同日夜半敵野砲は虹口及び北四川路方面を砲撃した。

二月七日上記の砲撃に應ずる爲め陸戦隊は野砲を以て是に應戦し敵を制壓した。

二月八日支那兵は終日邦人居住區域を砲撃せしも損害大ならざりき。午後九時半敵兵百名我陣地向ひ襲來せしも直ちに是を撃退した。

二月九日我陸戦隊は閘北の敵に對し砲撃し、又飛行機を以て爆撃を加へ、多大の損害を與へた。又江灣競馬場方面より敵兵二百、二回に亘り來襲せしも、新公園北方に於て是を砲撃し潰走せしめた。

是の日、我が飛行機は北停車場西端寶山路及び其北方河岸の敵野砲陣地並びに江灣方面の敵密集部隊を爆撃した。

二月十日以後閘北附近の戦闘は漸衰し緩慢なる砲戦を交ふるに過ぎなかつた。

### 第七 吳淞要塞に對する攻撃

二月三日我が第二十六驅逐隊、柿、楡、栗は戦死者の遺骸護送の爲め、黃浦江吳淞「フォート」浮標を航過せんとするや午前十一時二十五分突如吳淞砲臺より我に向ひ砲撃を開始せしを以て、同隊は直ちに應戦し、該砲臺中央の大砲及び火藥庫を爆破し、火災を起さしめた。

次で吳淞砲臺は水路監視の爲め、江上に行動せる我が巡洋戦隊に對し、砲撃を開始せるを以て、同戦隊司令官は此の狂暴なる吳淞砲臺の存在は帝國の自衛上放置する能はざるのみならず、上海市に對する國際通路の安全を保證する爲めにも、其の脅威を除くの要あるを以て之を攻撃するに決心し、先づ第一着手として吳淞對岸の高橋砲臺の脅威を除く爲め驅逐隊及び飛行機の協力を得、高橋砲臺に砲撃及び爆撃を加へ、午後四時三十分完全には是を粉碎した。又吳淞砲臺に對しては敵の十五糎砲を破壊し火藥庫及び兵舎を半壊し、砲臺内に多數の命中弾を送りたるも敵の損害詳かならず、敵兵は一時隱遁せるも尙ほ砲臺内に残存する模様であつた。

二月四日我が巡洋艦及び驅逐艦は午前十一時半頃より吳淞砲臺に對し再び砲撃を開始し、又飛行機は午後一時十五分出動し、不良なる天候を冒して同要塞を爆撃し、吳淞砲臺に多大の損害を與へた。

### 第八 陸軍の派遣及帝國の聲明

上海事件發生以來我が海軍は約三萬の在留邦人の生命財産の保護に専念し、十數倍の支那軍を前にして連日連夜不眠不休の奮戦苦闘を續けて居たが、上海の事態は刻々危殆に瀕し、我が居留民は極度の不安に驅らるるに至つた。然るに海軍兵力の陸上派遣には自ら一定の限度あるを以て遂に廟議

一決し、允裁を経て陸軍を上海に派遣し多數の帝國臣民と巨億の財産保護の萬全を期し、併せて租界防備に關する國際的義務を全うすることとなり、先づ混成一旅團の兵力を二月六日軍艦により上海に向はしめた。

右に關し二月七日帝國政府は左の聲明をなした。

一、東洋ノ平和ヲ確保シ世界ノ平和的發達ニ貢獻スルハ帝國政府ノ一貫セル外交方針ナリ。不幸ニシテ近年隣邦ニ於ケル排外運動ノ暴威ハソノ不統一、不安定ナル政情ト相俟ツテ列國共通ノ憂ヲ醸スニ至リタルガ、國土近接シ利害最モ錯綜セル帝國ハ列國中最大ノ犠牲的地位ニ立ツニ至レリ。而シテ我が方ニ於イテ世界ノ大勢及善隣ノ關係ニ鑑ミ、努メテ友好的態度ニ出ヅルヤ、支那側ニ於テハ却テ乘ズベシトナシ、頻リニ我が權益ヲ蹂躪シ、殊ニ國民政府ト殆ド一心同體ナル黨部指導ノ下ニ機會アル毎ニソノ惡辣深刻ナル排日運動ヲ擴大シ、在留帝國臣民ニ對シ各種ノ暴行迫害ヲ加フルノ實狀ナリ。

二、上海事件ハカカル情勢ノ下ニ勃發セルモノニシテコレヨリ先青島、福州、廣東、廈門等ニ起リタル幾多ノ不敬記事事件乃至暴行事件等トソノ軌ヲ一ニス。即チコレ等ノ事件ヲ通ジテ看取シ得ベキ事實ハ、支那官民ノ我が國及ビ國民ニ對スル侮辱的態度ト在留邦人ニ對スル暴行ナルガ、上海事件ハソノ最モ顯著ナルモノニシテ、民國日報社ハ去ル一月九日、我が皇室ニ對スル不敬記事ヲ掲ゲ、マタ同月十八日我が僧侶等五名ハ何等ノ理由ナクシテ支那暴民ノタメ襲撃ヲ受ケ、内三名ハ重傷ヲ負ヒ一名ハ遂ニ死亡スルニ至レリ、ココニ於イテ過去長日月ノ間排日ニ苦ミ、殊ニ最近ソノ最モ惡辣ナル情勢ニ對シ隱忍ニ隱忍ヲ重ネ來レル我が居留民ノ憤懣ハソノ極ニ達シ、事態極メテ重大化スルニ至レリ。

三、此情況ニ於テ、在上海帝國總領事ハ帝國政府ノ訓令ニ基キ、右暴行事件ヲ局部的ニ解決シ事態ノ擴大ヲ極力防止スベキ方針ノ下ニ一月二十一日上海市長ニ對シ反日會ノ解散ヲ始メ、四項ノ要求ヲ提出セルガ、廿八日午後三時同市長ノ我が方ニ對スル回答ハ右要求ヲ容レタルモノナリシヲ以テ、我が方トシテハ之ニヨリ、事態ノ緩和ヲ期待スルト同時ニ支那側約束ノ履行ヲ監視スルノ地位ニ立ツニ至リタリ。然ルニコレヨリ先盛ンニ上海附近ニ集中セラレタル第十九路軍ハ支那内政上ノ關係ヨリシテ必ズシモ國民政府ノ命令ヲ奉ゼザルモノノ如ク、前記上海市長ノ我が要求應諾ニ拘ラズ租界附近ニ於テ戰備ヲ整フル等ノ行動アリタル一方、便衣隊ソノ他不逞分子ノ租界潛入モアリ、市政府附近ノ形勢マタ不穩トナリ流言蜚語甚ダシクコノ間閩北一帶ノ保安隊モ逃亡シタルタメ居留民ヲシテ極度ノ不安ニ陥ラシメタリ。共同租

界當局ハ右不安状態ニ顧ミ、廿八日午後四時戒嚴令ヲ發シ、列國軍ハ豫テ協定セシ受持區域ノ警備ニ就クニ至レルトコロ我ガ陸戰隊ニ於テ、ソノ受持區域タル開北地方ノ警備ニ就カムトスルヤ、支那側ハ我ガ軍ニ向テ發砲シ攻勢的態度ニ出デタルヲ以テ、我ガ陸戰隊ハ止ムナクコレガ對抗手段ヲ執リ、ココニ日支兩軍ノ衝突トナリ、次デ今日ノ事態ヲ致セリ。

四、右ニヨリ明ナルガ如ク前記暴行事件ト日支兩軍ノ衝突事件トハ全然別個ノ問題ニシテ衝突事件ニ至リテハ元來、ワガ方ノ意思ニ反スルモノナルヲ以テ極力形勢ノ惡化ヲ防止スルニ努メタル結果、英、米、總領事ノ奔走モアリ、廿九日日支兩軍間ニ一旦停戰協定ノ成立ヲ見タル次第ナル處、翌卅日午前ニ至リ、支那側ハ約ニ反シテ再ビ發砲シ、更ニ卅一日午後ノ停戰會議ニ於テ中立地帯ニ關スル協定成立スルマデ停戰ヲ約セルニ拘ラズ、再ビ攻撃ヲ開始シ、ソノ後引續キ攻撃ヲ止メザルノミナラズ、増援軍ノ上海附近集中ヲ繼續シ、我ガ方ニ於テ上海ノ國際都市タルノ地位ニ顧ミ事態不擴大ノ方針ノ下ニ努メテ隱忍ノ態度ニ出ヅルヤ、支那側ニ於テハ、却ツテコレヲ以テ我ガ軍ノ敗戰ナルヤニ宣傳シ、益々攻撃的態度ヲ逞シウスル狀況ナリ。

五、統制ナキ支那ノ現状ニ顧ミ、マタ過去ニ於ケル幾多ノ事例ニ照シ、上海附近ニ集中セル支那ノ大軍ハ無責任ナル政治家等ノ煽動ニヨリ何時如何ナル暴舉ニ出ヅルヤモ測リ難キ一方、今ヤ我ガ陸戰隊ハ十數倍ノ支那軍ヲ控ヘ不眠不休ノ努力ヲ續ケテ、ワガ居留民ハ極度ノ不安ニ驅ラレツツアル狀況ナル處、海軍兵力ノ陸上派遣ニハ自ラ一定ノ限度アルヲ以テ此際陸軍兵力ノ派遣ニヨリ支那軍ノ脅威ヲ去リ、一日モ速ニ上海ノ常態ヲ回復シ、列國民ノ不安ヲ除去スルヲ緊要ト認メ、ココニ所要陸兵ヲ上海方面ニ派遣シ以テ從來ノ海軍ト協力セシメラルルコトトナレル次第ナリ。

六、要之今次帝國陸軍ノ上海方面派遣ノ目的ハ既往ニ於ケル帝國ノ同方面ニ對スル累次ノ海兵派遣ト等シク多數ノ帝國臣民ト巨億ノ財産保護ノ萬全ヲ期シ、併セテ租界防備ニ關スル國際的義務ヲ全ウスルニ存スルヲ以テ、ソノ兵力ハ右目的達成ノタメ必要ナル限度ニ止メ、且ソノ行動ハ列國共同ノ利益ヲ確保スルノ方針ニ則ルベク、從ツテ支那側ニシテ敵對行動ヲ終止セザルカ又ハ、右我ガ軍ノ目的遂行上ノ行動ニ妨害ヲ加フルニ於テハ、コレニ對シ必要ノ對抗手段ヲ行使スベキモ、我ガ方ヨリ進ンデ攻勢ニ出ヅルガ如キコトナキハ勿論ナリ。將又我ガ方ニ於テ上海地方ニ對シ何等政治的野心ヲ有セザルハ固ヨリ同地方ニ於ケル外國ノ權益ヲ侵害スルガ如キ意圖ナキコトハ既ニ聲明セル通りニシテ帝國政府ノ上海地方ニ對シ要望スル所

ハ畢竟列國協調及び相互扶助ノ精神ニヨリ關係各國ト共ニ同地方ノ安寧ト繁榮ノ増進ヲ計リ延テ東洋ノ平和ト福祉トニ貢獻スルニ存ス。

### 第九 混成旅團の上陸

二月六日急遽軍艦により送られたる陸軍某混成旅團の先頭部隊は七日揚子江河口に到着した。

是に於て、横須賀鎮守府所屬の特別陸戰隊一ケ大隊は驅逐艦掩護の下に吳淞砲臺下を強行通過し、七日正午頃吳淞「クリーク」より稍上流の鐵道棧橋より揚陸を完了した。

是と同時に上海陸戰隊指揮官植松少將の率ゐる陸戰隊中約百名及び裝甲自動車若干は揚陸掩護の目的を以て、上海方面より進出し、敵を驅逐しつつ揚陸掩護陣地を占領し、揚陸部隊の戰鬥加入と相俟ちて吳淞「クリーク」南岸に到着し、北岸の敵と川を挟んで對峙した。

上記の揚陸掩護の下に陸軍先遣部隊は逐次到着し、午後三時頃より、夕刻迄に全部の揚陸を完了した。

敵は我が海軍掩護部隊の砲撃及び爆撃により大なる損害を受けたるも「クリーク」橋梁を破壊して頑強に我が進出を阻止した。

陸軍揚陸中は、海軍陸戰隊全正面を擔當し、敵を驅逐したが、陸軍部隊の集結完了後は鐵道線路を境界とし「クリーク」江岸地區を陸戰隊にて其の西方地區を陸軍にて警戒し、揚陸當夜の配備をなした。爾後該部隊は吳淞溝渠を隔てて敵の吳淞砲臺守備部隊に對し、主力を逐次停車場附近に集結し暫く敵を監視しつつ某師團の上陸を待った。

### 第十 先遣師團の上陸

上記混成旅團と共に某師團が上海に派遣された、該師團は、二月九日より宇品港に於て乗船し、その第一梯團は十三日夕、掩護艦隊の制壓射撃の下に吳淞砲臺前を通過し一部を以て吳淞鎮南方鐵道棧橋に主力を以て上海埠頭に到着した。

某師團長は上海埠頭に碇泊するや直ちに左の聲明を發した。

予ハ上海地方ニ在留スル帝國臣民ヲ保護スベキ任務ヲ帶ビ、本日到着セリ。我が海軍陸戰隊ニ對スル支那軍ノ挑戰ニヨリ、上海租界ハ忽チ不安恐怖ノ巷ト化シ、帝國在留民ノ窮狀實に痛心に耐ヘザルモノアリ。本職ハ師團ノ任務ニ鑑ミ海軍ト協力シ速カニ我が在留民ヲ是ノ窮地ヨリ救出セシムコトヲ期ス。是ガ爲メニハ無益ノ交戦ヲ避ケ平和的ニ其目的ヲ達成センコトニ努ムベシト雖



モ、苟モ師團ノ任務遂行ヲ妨害スルコトアラバ斷乎タル處置ヲ取ルニ躊躇セザルベシ。關係列國トハ專ラ協調ヲ旨トシ租界ノ不安ヲ除去スルコトニ努力スベシ。又我ガ師團ノ任務遂行ヲ妨害セザル支那一般ノ民衆ニ對シテハ實ニ同情ニ耐ヘザルモノアリ。我ガ師團ハ飽クマデ彼等ノ平和的生活ヲ尊重スベシ。

右聲明ス。

某師團は二月十四日午前七時より第一梯團の上陸を開始し、その一部を以て江灣鎮東方約六吉米の支那部落に、主力を以て楊樹浦（租界東部日本諸工場地區）に兵力を集中し、又十五日より其一部を以て海軍陸戰隊と交代し、北四川路方面の守備に任じた。第二梯團は十六日朝上海埠頭に到着し、同日中に上陸を終了した。

### 第十一 先遣師團長の和平交渉

前述の如く某師團は二月十六日迄に上海集中を完了したが、同地の特種事情に鑑み、努めて事態を平和的に解決せんとし、師團長は十八日午前其の參謀長をして第十九路軍參謀長と會見せしめ、友誼的勸告を齎らして平和的解決の手段に關し意見の交換を行はしめたが、支那軍は我が公正妥當なる勸告を受諾するに至らなかつた。然しながら師團長は猶も友好的手段によりて局面の展開を謀らんとするの希望を棄てず、更に十八日午前九時第十九路軍長に對し左の通告を交付し、其の再考を求めた。

本職ハ平和友好的手段ニヨリ任務ヲ達成セントスル切ナル希望ニ基キ、茲ニ貴軍長ニ對シ左ノ件ヲ通告ス。

- 一、貴軍ハ速カニ戰鬪行爲ヲ中止シ二月二十日午前七時迄ニ現第一線ノ撤退ヲ完了シ、二月二十日午後五時迄ニ黃浦江西岸地區ニ於テハ租界西北端曹家渡鎮、周家橋鎮及ビ蒲淞鎮ヲ連ヌル線以北、黃浦江東岸地區ニ於テハ爛泥渡及ビ張家樓鎮ヲ連ヌル線（註概ネ上海ノ中央ヲ東西ニ通ズル線）以北租界ノ境界線ヨリ各二十吉米ノ地域（獅子林砲臺ヲ含ム）ノ外ニ撤退ヲ完了シ、且ツ右地域内ニ於ケル砲臺其ノ他軍事施設ヲ撤去シ新タニ是ヲ設ケザルコト。
- 二、日本軍ハ貴軍ノ撤退開始後射撃、爆撃及ビ追撃行動ヲ行ハズ、但シ飛行機ニヨリ偵察ハ是ノ限ニアラズ、又貴軍撤退後ニ於テハ日本軍ハ虹口附近ニ於テ工部局道路地域（虹口公園ノ周圍ヲ含ム）ヲ保持スルニ止ム。
- 三、貴軍ノ第一線撤退完了後日本軍ハ其實行ヲ確認スル爲メ、護衛兵ヲ有スル調査員ヲ撤退地域

ニ派遣ス、右調査員ハ日本國旗ヲ携ヘ識別ニ便ス。

四、貴軍ハ右撤退地域外上海附近ニアル日本人ノ生命財産ヲ完全ニ保護スベク、保護完全ナラザルトキハ日本側ニ於テ適當ノ手段ヲ執ルベシ。

便衣隊ハ一切有效ニ之ヲ禁止スルコト。

五、上海附近（撤兵區域ヲ含ム）ニアル外國人ノ保護ニ關シテハ追テ商議ヲ行フコト。

六、排日運動禁止ニ關シテハ一月二十八日吳市長ノ村井總領事ニナシタル約束ヲ嚴重ニ實行スルコト。

本項ニ關シテハ日本外務官憲ヨリ貴國上海行政長官ニ對シ別ニ交渉スル所アルベシ。

以上ノ諸項ニシテ實行セラレザル場合ニハ、日本軍ハ貴軍ニ對シ自由行動ヲ取ルノ已ムヲ得ザルニ至ルベク、其ノ結果生ズル一切ノ責任ハ貴軍ニアリ。

右に對シ二月十九日午後八時十五分第十九路軍長蔡廷楷から左の要旨の回答があつた。

二月十八日午後九時發書翰承知ス。

本軍ハ中華民國國民政府直轄ノ軍隊ニシテ一切ノ行動ハ、其ノ命令ニ從フベク、提示各節ハ既ニ國民政府ニ報告シ、外交部ヨリ直チニ貴國公使ニ回答セラルベク本軍長ハ未ダ何等ノ指示ニ接セ

ザルモ聯合通信ニヨレバ、國民政府ハ蔡軍長及ビ吳市長ニ對シ左記要旨ノ回答ヲナスベキ旨命令セリト。

一、支那軍ハ租界ノ周圍ヨリ二十軒ニ撤退ス。

二、日本軍ハ同様二十軒撤退ス。

三、吳淞及ビ寶山砲臺ノ永久的武裝解除ハ是ヲ拒絕ス。

依つて師團長は支那軍が我が要求を容るるの誠意なきものと認め豫定の如く行動するに決した。

## 第十二 先遣師團の第一次攻撃

二月二十日午前七時に至るも支那第十九路軍（第六十師、第六十一師、第七十八師、歩兵約三萬三千、砲二十四門）は各方面とも撤退の模様なし、却つて我が飛行機を射撃して明かに對敵行爲を表し、又國民黨政府よりも何等の回答に接せざるを以て某師團は午前七時三十分左の部署を以て攻撃を開始した。

吳淞支隊（歩兵二中隊）

混成旅團

右翼隊（歩兵六大隊、山砲一大隊）

中央隊（歩兵四大隊、山砲一大隊）

左翼隊（海軍陸戰隊）

砲兵隊及び飛行隊

豫備隊

當時我が第三艦隊は吳淞支隊に對する協力、要點の爆撃、劉河鎮方面よりする陽動等により師團に協力した。

師團の第一線各部隊は少數の敵を驅逐しつつ前進し、午前十時頃、江灣競馬場南北の線に達し、續いて右翼隊は江灣鎮東端南北の線に堅固に陣地を占領せる二三千の敵を撃破し、午後一時一部は江灣鎮に進入した。

夕刻に至り右翼方面混成旅團は江灣鎮西北方北孫宅、金嗎宅、孟家屯の線に、師團主力は江灣鎮北方地區より同地東方鐵道線に沿ひ方濱（江灣鎮南方一軒）東側の線に進出した。

是の日夜半迄に敵の第一線は廟巷鎮附近より江灣鎮西側水流を経て上海北停車場附近に亘る既設陣地にあり、江灣鎮中部に於ては一部の敵兵頑強に抵抗を繼續し、又大場鎮附近には有力なる密集

部隊あり、且つ吳淞鎮附近には依然敵兵あること及び大場鎮東端南北の線には第二線陣地其の近く後方にして、大場鎮西端南北の線に第三線陣地あること明かとなつたので、師團長は二十一日の爲め中央隊の主力を右翼隊と混成旅團との中間に轉用せんとし部署の變更を行つた。

二月二十一日午前八時師團は砲撃を開始し、次に江灣鎮の敵に向ひ攻撃に移つた。午前九時三十分頃中部江灣鎮の敵は我が砲火により動搖の色あり左翼隊は一部を市街内の掃蕩に任し、其他を以て市街北側地區より江灣鎮西端南北の線に向ひ前進した。

二十一日の夕に於て、敵は紀家柳（江灣鎮西端の北方約六軒）附近より、西灣、廟巷鎮の各東端を経て、其以南、江灣鎮西端を南北に流るる小流沿岸の諸部落を堅固に占據し、我が第一線は近く其の前面に近迫した。

二月二十二日師團は拂曉より、江灣鎮以北の敵陣地に向ひ攻撃を開始し、午前六時四十分頃混成旅團、先づ廟巷鎮附近の敵陣地を奪取し、續いて漸次其の以南後郭家屯（江灣鎮西端より北方約六百米）の北方に亘る敵陣地を突破したが、戰場附近に便衣隊の出沒頻りにして是が掃蕩を要すると地形水濠多くして道路少く、運動困難なるにより戦果の擴張意の如くならず、夕刻左記の線に進出した。但し江灣鎮及びその西南の敵陣地に對しては一部を以て之が監視に任せしめた。

混成旅團主力 廟巷鎮西端附近  
右 翼 隊 孟家宅、普西の各西端  
左 翼 隊 售家舍、順家宅附近  
山 砲 主力 江灣鎮北方梁殿宅附近  
野戰重砲主力 江灣競馬場附近  
背退したる敵は近く前方の村落に停止した。

二十二日夜半約三大隊の敵兵混成旅團の右側背南孫宅及びその東方地區に向ひ夜襲して來たが、我軍は多大の損害を與へて是を撃退した。

又開北方面に於ては是の夜數回の逆襲と砲撃とを繰返したが、悉く是を撃退した。

是の日早朝混成旅團の廟巷鎮に對する、攻撃戰鬪中、鐵條網破壊の爲め工兵一等兵江下武二、北川亟、作江伊之助の三名は點火したる、爆藥筒を捧げて鐵條網中に突進し、轟然たる爆音と共に血肉共に飛散したが、是により鐵條網中に突撃路を開き歩兵の攻撃を容易ならしめた。これ實に我が軍人精神精華の發露であつて、是に感激せざるものはなかつた。

### 第十三 先遣師團の第二次攻撃

二月二十五日師團は第二次總攻撃を開始した。即ち混成旅團をして、依然廟巷鎮附近の占領地點を保持せしめ、午前六時三十分より先づ右翼隊前面の敵陣地に對し爆撃及び重砲火力の集中を行ひ、午前十時同隊は金家壙南北の敵陣地を奪取した。是の頃より其以南江灣鎮南方に亘る陣地にありし敵も亦動搖を始め、西方に退却した。師團は續いて左翼隊正面後郭家宅及び前郭家宅附近の敵に砲火を集中し、同隊は午後四時過ぎ迄に全く該方面の敵陣地を占領した。

敗走した敵は二十三圓（江灣鎮西北約二軒）附近に集結中、偶ま大場鎮より東進せる督戰隊（退却する友軍を督勵又は懲戒する任務を有する部隊）と衝突し、此の間我が爆撃及び砲撃を受け多大の損害を被つたが、督戰隊の阻止により再び陣地恢復の爲め反轉東進し我が占領地點前の諸部落に現出した。然れども敵は志氣沮喪し活潑なる行動なく、又江灣鎮内に在つて頑強に抵抗した敵も亦午後四時頃より退却した。

猶ほ新なる敵の部隊は、正午頃西方より、又た他の一縱隊は羅店鎮より何れも大場鎮に向ひ前進した。

我が海軍は是の日の攻撃に於て殊に師團に多大の援助を與へ、又我が歩砲の協同は良好に實施せられ、完全に敵陣地を奪取するを得た。兵力及び地形の關係上充分なる戦果擴張を行ふことができなかったが、敵に對し有形無形の大なる打撃を與へたことは確實であつた。

二月二十六日午前六時二十分歩兵某聯隊の若林少尉の指揮する中隊は、師團正面に於て最も堅固に設備せられたる機關銃四を有する嚴家橋の陣地（江灣鎮西北側）に對し、巧みに敵の死角を利用して是を奇襲し完全に占領した。

師團の一部隊は二十七日午後二時十分江灣鎮西端を占領し、斯くて師團は廟巷鎮西端に亘る敵の第一線陣地を完全に攻略し、爾後大場鎮附近の敵の第二線陣地に對し銳意その攻撃を準備した。

#### 第十四 増兵と軍司官の聲明

曩に先遣師團上海派遣當時に於ては第十九路軍（第六十師、第六十一師、第七十八師）以外の支那軍の向背は明かでなかつたが、二月二十二日の戦鬪の結果警衛軍（第八十七師及第八十八師）が第十九路軍と行動を共にし、その兵力頗る増大せること明かとなり。従つて先遣師團の攻撃は兵力並びに地形に鑑み戦況膠着に陥るの恐あり、此の際速かに支那軍を處理して事態の終結を期する爲め

増兵の必要を認むるに至つた。因つて更に某某二個師團其他の部隊を増遣して、上海派遣軍となし、陸軍大將白川義則をして其の指揮を取らしめられた。而して努めて急速に是を輸送する爲め其の一部は巡洋艦及び驅逐艦に塔乗した。

軍司令官は二月二十七日所要の幕僚と共に内地港灣を發し、二月二十九日揚子江口に到着して、軍の揚陸に關し陸海軍の協定を遂げ、尋で三月一日午後一時上海に上陸し、左の如き聲明をなした。

上海派遣軍ヲ指揮シ、帝國海軍ト協力シ、上海附近ニ在留スル帝國臣民ヲ保護センガ爲メ本日茲ニ到着セリ。

惟フニ帝國ハ曩ニ平和的手段ヲ以テ事ヲ處理セント欲シ、凡ユル努力ヲ盡シタルモ其ノ甲斐ナク遂ニ第九師團ノ武力行使トナルヤ支那側ハ更ニ大兵ヲ集メテ戦備ヲ嚴ニシ、飽クマデ我ニ抗セントシツツアリ。此ニ於テ帝國ハ當初ノ目的達成上必要ナル兵力ヲ増派スルノ已ムナキニ至レリ。然レドモ好ンデ交戦ヲ求メ事態ノ紛糾ヲ欲スルモノニアラズ、若シ支那側ニ於テ誠意ヲ以テ我要求ヲ容レ、速カニ其軍ヲ撤退スルニ於テハ我軍モ適時軍事行動ヲ停止スルニ躊躇セザルベシ。又支那一般民衆ニ對シテハ隣邦人タルノ友情ヲ盡スベク、關係列國トハ協調ヲ保持シ、其ノ權益ヲ尊重スベキコト素ヨリ其所タリ。

茲ニ皇軍ヲ率キテ新ニ淞滬ノ地ニ臨ムニ當リ、我が軍派遣ノ目的ニ鑑ミ、努メテ時局ノ擴大ヲ避ケ、戦局ヲ最小限度ニ制限シ、速カニ事態ヲ收拾シ、以テ帝國臣民ノ保護ヲ全ウスルト共ニ東亞ノ秩序ヲ回復センコトヲ期ス。  
右聲明ス。

### 第十五 派遣軍の總攻撃

白川軍司令官は諸般の情況に鑑み、迅速なる攻撃實行を必要なりとし、三月一日を期して總攻撃を再興するに決し、第九師團をしてその準備せる所に從ひ廟巷鎮西方張家橋附近より大行橋（江灣鎮西方約二軒）を経て夏馬灣（江灣鎮西方約二軒）附近に亘る線に進出する如く攻撃せしめ、新に到着したる某師團主力をして三月一日早朝より劉河鎮西北方揚子江本流沿岸に上陸し、且つ成るべく速かに劉河鎮を占據して、大場鎮眞茹方面に對する攻撃を準備する如く部署した。

上記の部署により先遣師團（混成旅團を含み、二月二十九日上陸せる某師團の歩兵三大隊を増加せらる）は新銳の部隊を師團兩聯隊の中間に加入し、三月一日早朝より主として廟巷鎮、江灣鎮間の正面に於て攻撃を行つたが、戦況有利に進捗し、正面約四軒縱深約二軒に亘る敵陣地を奪取し、夕刻其第一線を以て廟巷鎮、田園、四車頭等を経て其南方に亘る線に進出した。是の戦鬪に於て歩兵第七聯隊長林大佐は午後一時頃江灣鎮西方敵陣地攻撃中壯烈なる戦死を遂げた。

先遣師團は同夜更に全正面に亘り、戦線を推進し、實尤巷（廟巷鎮西北五百米）、胡家灣（廟巷鎮西方）、大行橋、孟家巷、楊家宅（江灣鎮西南二軒）の線に達した。

後遣師團主力は、海軍の緊密なる協力の下に、三月一日午前六時より、揚子江本流茜涇附近に上陸を開始した。該方面に在りし敵は約一大隊にして上陸地點には機關銃三を有する約百名の敵が居たが、我が工兵將校一步兵一の戦死を生じたる外損害なく午前中に全部の揚陸を完了し、前進準備を整へ爾後南進し、午後一時より茜涇營の敵を攻撃し、午後五時を占據した。

三月二日先遣師團は、早朝より攻撃を續行し、午後零時三十分大場鎮南北の線に進出し、敵は前線に亘り潰亂状態を以て敗走した。爾後先遣師團は續いて敵を追撃し、午後四時三十分頃灣宅（大場鎮西北三軒）、老人橋（大場鎮西方約二軒）、鐘港（同上南方約一軒）、三七里（同上南方）、王家宅（眞茹驛西方約二軒）の線に次で、第一線部隊は日没頃小南翔（南翔東北約千五百米）及び眞茹に達した。闡北方面に於ける、我が海軍陸戰隊も亦た追撃に移つた。後遣師團主力は二日早朝茜涇營附近を出發して、劉河鎮に向ひ前進し、午後四時半同地を攻略し、爾後嘉定に向ひ敵を追撃した。

是の戦闘間我が陸海軍航空部隊は地上部隊に協力し、隨所敗敵を攻撃し、遺憾なく戦果を收むるに努めた。

三月三日先遣師團は主力を南翔に一部を眞茹に集結して態勢の整理を行ひ、後遣師團は午後主力を以て婁塘方面より一部（吳淞南方上陸部隊）を以て南翔より嘉定の敵を挾撃し、午後五時半同地を占據した。是の日我が海軍陸戰隊（歩兵の一部を屬す）は吳淞砲臺の正面に上陸し、是を攻略した。

### 第十六 戦闘の中止と聲明

三月三日午後軍司令官は支那軍にして敵對行動をなさざる限り、暫らく軍を現在地に止め、戦闘行動を中止する左記の聲明をなした。

帝國陸軍ハ、上海附近ニ派遣セラレタル以來、帝國海軍ト共ニ平和的手段ヲ以テ帝國居留民保護ノ任務ヲ達成センコトニ努力シタルモ、是ノ見地ニヨレル我軍ノ要望不幸ニシテ、支那第十九路軍ノ容ルル所トナラズ、遂ニ戰鬥行爲ヲ惹起スルニ至レリ。今ヤ支那軍ハ帝國陸軍ノ當初要求シタル距離以外ニ退却シ帝國臣民ノ安全ト上海租界ノ平和トハ茲ニ回復ノ徵ヲ認メラルルニ至レル

ヲ以テ本職ハ支那軍ニシテ敵對行動ヲ取ラザル限り、暫ク軍ヲ現在地に止メテ戰鬥行動ヲ中止セントス。

右聲明ス。

## 第五章 國際聯盟に於ける論戰

## 第一 事變と國際聯盟

支那事變は何等計畫なき突發的事變であつたが、是の事變は恰かも瑞西國「ジュネーブ」に於て開かれありし國際聯盟總會の開期中であつたが爲め、著しく歐洲諸國代表の耳目を聳動し、忽ち聯盟の問題となり、且つ支那政府は聯盟の力を借りて、日本に當らんとの方針を以て事變の些事に至るまで事毎に是を誇大し聯盟に訴へたる爲め、聯盟に於て益是を重視するに至り、而して滿蒙の智識就中、日支紛争の性質を諒解せざる歐洲諸國の代表等は當初専ら誇張せる支那代表の言を信じたるにより、我が代表の立場頗る困難であつたが、時間の経過と共に事變の原因及びその真相が鮮明となり、各國代表も亦我が代表の主張に耳を傾くるに至り、聯盟自身も亦是の事變の處理頗る困難なるを覺つたが、唯だ聯盟の面目の保持に腐心したる爲め、事變の處理は意外に紛糾し、今猶ほ是が處理に困難しあるの狀態である。

## 第二 支那代表の理事會召集要求

昭和六年九月十九日「ジュネーブ」の新聞に滿洲事變が報道せられた、時は恰かも聯盟總會中の事として聯盟各員は痛く驚愕し、理事會議長は日本代表より理事會に對し事件の成行を通報せらるゝに於ては右事態鎮靜に資する處大なるべしとなし、右通報方を懇請したるにより、我が芳澤代表は九月十九日午後の理事會に於て左の趣旨の聲明をなした。

本國政府より受けたる第一報は不幸にして極めて簡單であるが、奉天の北方、南滿鐵道沿線に於て日支兩國軍隊の衝突あり、政府は直ちに右地方的事變が不幸なる紛糾を生ぜざる様有ゆる手段を講じつゝありて事態の緩和に極力努力すべき事を信ずる。

是に對し、支那代表施肇基は述べて曰く、

本件の發生は誠に痛心に堪へざる處なるが、唯今迄の報道によれば、本件の發生に付、支那側に何等挑發の事實なし。

と述べた。是に於て議長は兩國代表の聲明に對し、満足の意を表し、殊に日本代表が事態緩和に努むると言つたのを喜び、且つ本件の急速なる解決を希望する旨を述べた。九月二十一日支那代表は



聯盟事務總長に對し左の請求をなした。

奉天事件處理の爲め、聯盟規約第十一條により理事會の招集を要求し、且つ理事會に於て國家間の平和を危殆ならしむるが如き狀態の發展を防止し、事件發生前の狀態に回復し、支那側の受くることあるべき賠償額及び性質を決定せんことを要求す。

九月二十一日夜英、佛の聯盟代表は芳澤代表を訪問し、理事會に於ける本事件解決に至るまでの假機關として左の件を勸告したき意嚮なる旨を傳へた。

- 一、現地最寄の第三國陸軍武官をして實地調査をなさしむること。
- 二、占領地より即時撤兵を實行すること。
- 三、兩國間直接交渉を約せしむること。

是に對し、我が代表は即時撤兵は帝國政府に於て到底承諾せざるべく、又本國政府の訓令到着前に理事會が直ちに右の如き勸告を票決するは穩當ならざるべく、我が代表は反對投票の外なき旨を答へた。

### 第三 第一次理事會の開會

九月二十二日公開理事會に於て、愈々滿洲問題を議することとなり、劈頭支那代表は日本軍が奉天のみならず營口、安東、長春、撫順等を占領し、吉長鐵道を自ら運行し、通信線を切斷し、張學良の私邸を掠奪し、朝鮮の二個師團は目下滿洲に派遣中にして、長春は半ば荒廢に歸し、現に火災中なる等の事を記載せる電報を讀み上げたる後述べて曰く、

滿洲の事態は昨日事務總長に對し、理事會の招集を要請せる書翰提出當時よりも、遙かに險惡となりあるを以て、支那側に於ては規約第十一條に依り本件を理事會の議に上程方を要請したるも事態如何によりては他の條項の適用を要請せねばならないかも計り難く、支那側として要求する所は事件擴大の防止、原狀回復及び賠償決定の三項にして殊に第一第二項は急速なる處置を要求する。

と述べた。右に對し、芳澤代表は滿洲に於ける、我が利權の正當なる條約によりて保有しある事、滿洲に於ける日支兩國軍隊が其の數に於て比較にならぬ程の差異ありし事を數字を擧げて説明し、且つ、曰く、

本事件が支那軍隊の南滿鐵道爆破に起因せること、支那側の無抵抗は事實に反すること、本事件の發生迄の過去の雰囲気醸成の事實を述べ、帝國政府は事態の擴大惡化の意志なく事件の處理は

兩國間の直接交渉に依るを最善とし、第三者の干渉は過早なり。

と述べ、更に芳澤、施兩代表間に押問答があつた。

英國代表は日支共に重要な聯盟國であり、聯盟の精神を尊重し、規約に基づく義務の履行を兩國に對し期待し居るも、本件の原因及び範圍等に就て兩國各主張を異にし直ちに判定することは困難であるが、過去の先例もあることであるから議長から當事國に對し極力事態の悪化を防止する適當なる措置を講じ、占領地より双方の兵力を速かに撤退する様勧告すると共に不戰條約並に華府九國條約の締約國たる米國に對し理事會から參考の爲め議事を通報する事を提議した。

我が芳澤代表は是に對し、帝國政府は國際約定を誠實に遵守しあること、滿洲に於ける我が權益の多大なること、並にその歴史を述べ、是等は歐洲に於て想像し得ざる旨を説明した。

是に對し支那代表は述べて曰く、

事態益々悪化し、占領區域も増大し、日本軍は婦女兒童を殺戮し居るを以て本解決は寸時も猶豫すべからず、現下の急務は占領區域の擴大の中止、占領區域よりの撤兵にあり。

と主張した。

是に於て議長は理事會の執るべき手段に關する提案を提示したるに獨、佛、伊、諾、波、英、西等の代表より賛意を表し、芳澤代表は政府の訓令到着以前に決定するは過早なりと主張したる結果、單に議長の宣言として之を發表することとなし。左記の宣言を可決し（芳澤代表棄權）議長をして日支兩國政府に通告せしむることとなつた。

#### 理事會議長ノ宣言

滿洲ニ於ケル事態ニ關スル聯盟規約第十一條ニ基ツク支那政府ノ訴審査ノ爲メ、本日ノ會議ニ於テ理事會ハ全會一致ヲ以テ左ノ措置ヲ執ルコトヲ予ニ許可シタルコトヲ閣下ニ通告スルノ光榮ヲ有ス。

- 一、現状ヲ惡化シ問題ノ平和條約解決ヲ害スル虞アル一切ノ行爲ヲナサザルベキ緊急通告ヲ支那及ビ日本政府ニ送ルユト。
- 二、各自ノ國民ノ安全及ビソノ財産ノ保護ガ危殆ナラシメラルル事ナクシテ兩國ガ各自ノ軍隊ヲ直チニ撤退シ得ベキ適當ナル手段ヲ支那及ビ日本ノ代表ト意見交換ノ上探求スルコト。
- 三、尙ホ理事會ハ本件ニ關スル理事會議事録及ビ書類ヲ參考ノ爲メ北米合衆國政府ニ送付スルコト。

ヲ決定セリ。予ハ理事會ガ閣下ニ送付スルコトヲ予ニ許可セル右ノ通告ニ應ゼラレ、貴國政府ガ

現状ヲ惡化シ、或ハ問題ノ平和的解決ヲ害スル虞アル何等ノ行爲ヲ爲サザルヤウ、一切ノ措置ヲ執ラルベシトノ確信ヲ有シ、尙予ハ前記第二項實行ノ爲メ、日本及ビ支那代表者ト意見ノ交換ヲ開始セントス。予ハ右意見交換ノ爲メ、英、佛、伊ノ代表者ト協力ス。第三項ノ決定ハ既ニ實行セラレタリ。

右宣言は二十三日我が政府に通告された。

九月二十二日の公開理事會後、議長及び英、佛、獨、伊の理事より成る五國委員會は芳澤代表の出席を求め意見を交換した。是の際英國代表「セシル」卿は現今最も緊要なるは現地の實狀を詳知するにあるを以て調査委員を派遣しては如何、又當坐の思付なるも是が爲め在北京の各國武官を之に任しては如何かと語りたるに對し、我が芳澤代表は滿洲は廣大なるのみならず國民の感情も特に高まりある際として是が效果は疑問である。是に對し他國の干涉を受けたとの感想を與へて却つて事件の解決を困難ならしむるの虞ありて、此の如き案を甘受するや否やは疑はしきも、一應政府の意嚮を確かむべきを約した。此の際佛國代表は日本より調査委員派遣の件を自發的に提議しては如何と言つた。

其の後聯盟に於ては、我が回答の到着する迄調査委員派遣問題を種々討議し、其の間理事會は聯盟

事務總長「ドラモンド」及び杉村事務次長を芳澤代表の許に遣はし、調査委員の編成等に関し内諾を求めたが、芳澤代表は目下本國政府に取次中に承諾を求むるが如きは、我を強要するもので絶對に承諾することを得ないと答へ、翌二十三日夕刻の秘密理事會に於て討議の結果、

日支兩國政府の選定に依る各二名の第三國人及び理事會の任命する三名の第三國人合計七名をして現地を調査し、理事會に報告せしむ。

の案に折合ひ、我が政府に問合はすこととなつた。

帝國政府は右の問題に對しては理事會議長の通告に對する回答を提出する際芳澤代表より帝國政府の態度聲明により明かなるを以て全然その必要を認めず。と申し出でしめた。

是により我が政府の態度判明したるが爲め問題とならなかつた。

#### 第四 帝國政府の回答と聲明

我が政府に於ては豫て、今次事件に関し、中外に對する聲明を準備しあつたが、是と關聯して國際聯盟への回答を作成することとなり、九月二十四日夕閣議に於て聲明書と同時に、左の回答文を決

議した。

右回答は聯盟の通告を俟つまでもなく、帝國としては夫々處理しある處であつて、帝國は日支兩國間直接交渉を以て事件を解決すべき堅き決意を有するを以て、聯盟は日本の態度に信頼し、事件の推移を靜觀する様述べ、體よく是を拒絶したのであつた。

#### 帝國政府ノ回答

- 一、理事會議長通告ノ第一項ニ關シテハ事變發生當初ヨリ我が軍隊ハソノ行動ヲ居留民ノ安全、鐵道ノ保護及ビ軍隊自體ノ安固ニ局限シ居リ、又政府トシテモ終始事態ノ惡化擴大ヲ防グ方針ヲ固ク持シ居ルト共ニ日支兩國間ニ於ケル交渉ニヨリ本件ノ平和的解決ヲ一日モ速カニセシコトヲ專念シ居リ、今後モコノ方針ヲ變更スル意志毫末モナシ。
- 二、尙ホ通告第二項ニツイテハ日本軍隊ハ現在概ネ鐵道附屬地内ニ復歸シアリ、鐵道附屬地外トシテハ警戒ノ必要上吉林並ニ奉天城内ニ多少ノ部隊及ビ數個地點ニ若干兵員ヲ止メ居ルモ右ハ何レモ軍事占領ニハアラズ、即チ右ハ在留邦人ノ安全及ビ鐵道保護ノ必要範圍内ノ最大限度ニマデ撤退シ居ルモノニシテ事態今後ノ改善ニ伴ヒ、更ニ能フ限り鐵道附屬地内ニ復歸セシムル方針ナルヲ以テ右日本政府ノ誠意アル態度ヲ信頼アリタシ。

是の回答文は九月二十三日帝國政府より芳澤代表に發電せられた。支那代表は聯盟の通告を受諾する旨、九月二十三日を以て聯盟に回答した。

九月二十四日夕我が政府は左の聲明書を發表した。

- 一、帝國政府ハ常ニ日華兩國ノ親交ヲ篤クシ共存共榮ノ實ヲ擧グルコトヲ一定ノ方針トシテ終始之ガ實現ヲ期シ苦心努力シ來レリ。不幸ニシテ過去數年間中國官民ノ言動ハ屢我が國民的感情ヲ刺戟スルモノアリ、殊ニ我が國ノ最モ緊要ナル利害關係ヲ有スル滿蒙地方ニ於テ最近不快ナル事件頻發シ、竟ニ我が友好公正ナル政策モ中國側ヨリ同一ノ精神ヲ以テ酬ユル所トナラザルガ如キ印象ヲ我が國民一般ノ心裡ニ與ヘ、物情騷然タルニ當リ、偶九月十八日夜半奉天附近ニ於テ中國軍隊ノ一部ハ南滿洲鐵道ノ線路ヲ破壊シ、我が守備隊ヲ襲撃シ之ト衝突スルニ至レリ。

- 二、當時滿鐵沿線ヲ守備セル日本軍ノ兵力ハ總計僅カニ一萬四百ニ過ギザリシニ反シ、其ノ四邊ニハ二十二萬ノ中國軍隊アリ事態俄カニ急迫ヲ告ゲ是ト共ニ同地方ニ居住スル百萬ノ帝國臣民モ亦重大ナル不安ノ狀ニ陥リタルニ顧ミ我が軍隊ハ機先ヲ制シテ危險ノ原因ヲ艾除スルノ必要ヲ認メ、此ノ目的ノ爲メ迅速ニ行動ヲ開始シテ抵抗ヲ排除シ附近ニ駐屯スル中國軍隊ノ

武装ヲ解キ地方治安ノ維持ニ付テハ中國ノ自治機關ヲ督勵シテソノ任ニ當ラシメタリ。

三、我が軍隊ハ前記ノ目的ヲ遂行スルヤ概ネ鐵道附屬地内ニ歸還集結シ、目下附屬地外ニ在リテハ警戒ノ爲メ奉天城内及ビ吉林ニ若干ノ部隊並ニ數個ノ地點ニ少數ノ兵員ヲ配置スルト雖モ、何レモ軍事占領ニアラス或ハ帝國官憲ガ營口稅關及ビ鹽務署ヲ占領セリト云ヒ、或ハ四平街、鄭家屯間及ビ奉天、新民屯間ノ中國鐵道ヲ管理セリト云フガ如キ流説ハ全然誤傳ニ止マリ長春以北又ハ間島ニ我が軍隊ノ出動セリト云フモ亦事實無根ナリ。

四、帝國政府ハ九月十八日緊急閣議ヲ開キテ此ノ上事態ヲ擴大セシメザルコトニ極力努ムルノ方針ヲ決シ、陸軍大臣ヨリ是ヲ滿洲駐屯軍司令官ニ訓令セリ。九月二十一日長春ヨリ吉林ニ一部隊出動セルモ是レ同地方ノ軍事占領ヲ行ハンガ爲メニ非ズシテ滿鐵ニ對スル側面ヨリノ脅威ヲ除カントセルニ外ナラズ、從ツテ此ノ目的ヲ達スルニ至ラバ我が出動部隊ハ直チニ長春ニ歸還スル筈ナリ。尙九月二十一日ニ至リ滿鐵沿線ノ不安ニ鑑ミ朝鮮駐屯軍ヨリ混成一旅團兵員四千ヲ新ニ滿洲駐屯軍司令官ノ麾下ニ屬セシメタルモ滿洲駐屯軍ノ總兵數ハ尙ホ條約所定ノ制限内ニ止マリ固ヨリ對外關係ニ於ケル事態ヲ擴大セルモノト謂フベカラズ。

五、帝國政府ガ滿洲ニ於テ何等ノ領土的慾望ヲ有セザルハ茲ニ反覆謾説スルノ要ナシ。我が期待スル所ハ畢竟帝國臣民ガ安ンジテ各般ノ平和的事業ニ從事シ其ノ資本又ハ勢力ヲ以テ地方ノ開發ニ參加スルノ機會ヲ得セシメントスルニアリ、自國並ニ自國臣民ノ正當ニ享有スル權利利益ヲ擁護スルハ政府當然ノ職責ニシテ滿鐵ニ對スル危害ヲ排除セントスルモ亦此ノ趣旨ニ外ナラズ、帝國政府ハ固ヨリ日華善隣ノ誼ヲ重ンズルニ於テ既定ノ方針ヲ恪守スルモノナルガ故ニ今次ノ不祥事ヲシテ國交ノ破壊ニ至ラシメズ、更ニ進ンデ禍根ヲ將來ニ斷ツベキ建設的方策ヲ講ゼンガ爲メ誠意中國政府ト協力スルノ覺悟ヲ有ス。之ニ依リテ兩國間現下ノ難局ヲ打開シ禍ヲ轉ジテ福トナスコトヲ得バ帝國政府ノ欣幸之ニ如カザルナリ。

### 第五 理事會の第一回決議

九月二十五日夕公開理事會が開かれた、劈頭議長「レール」氏は日支兩國の回答が迅速に到着し、殊に我が回答中に於て「我が軍隊は目下概ね鐵道附屬地内に歸還集結し云々」と聲明したることとは理事會の満足とする所なるを述べた。

次で、芳澤代表は前記帝國政府の回答及び聲明書を朗讀したる後述べて曰く、二十二日以来數次の聲明に依り事態の真相明白となり、本件の冷靜なる判斷を可能ならしむるを

確信し、特に光輝ある傳統と嚴格なる規律を有する帝國軍隊に對し支那側より忌むべき讒訴を加へたるに對し、憤然抗議をなすものである。

滿洲に在る總兵力は朝鮮よりの増派部隊を合するも條約上認めらるゝ範圍内にあり、又芝罘、青島等に我が軍上陸したりとの情報は事實無根なり。

帝國政府は依然として本件を兩國間の直接交渉に依り、平和的に解決するの熱望を有し、中國政府と直ちに商議を開始するの用意あり。

と述べた。是に對し施支那代表は述べて曰く、

中國政府は、其の軍隊及び人民に對し事態を惡化せしめざることを布告し、該布告は遵守せられある。

占領地の状態は果して日本代表の云ふ如く、事態改善せられ居るや明かならず、故に撤兵は交渉の第一條件である。従つて理事會より日本に對し即時撤兵を勸告し、若し日本にして之を實行せざれば聯盟規約第十五條に依り理事會又は總會の決裁を仰がざるべからざるに至る。

と述べた。

又英國代表は述べて曰く、

日本政府の回答に依り、事態が緩和せられたる事判明したるを以て、第十一條に依る理事會の任務平和の確保は既に盡されたるものと思考す。元來第十一條に依る理事會の任務は決して紛争の解決其の者を爲すにあらず、紛争の解決は當事者間の直接交渉、仲裁裁判、或は規約第十五條に依る聯盟附託に依つて爲さるべきものである。既に軍隊の撤退開始せられたりとせば、第十一條の任務は終了せりとも云ふべく吾人は日本の聲明に信賴せんと欲するを以て日本は出來得る限り速かに撤兵を完了せられんことを望む。

と述べ、尋で議長は述べて曰く、

事態は緩和せられた、日本政府に對しては出來得る限り其の軍隊を附屬地内に撤退せしむべきを望み、支那政府に對しては日本軍の撤退に伴ひ、日本臣民の安全を確保し、附屬地外に於ける適當の措置を執るべき旨の命令を發せんことを望み、且つ今後絶えず報道に接せんことを望む。

と述べ、是の日の理事會は閉會した。

九月二十八日公開理事會が催された、この理事會に於て芳澤代表は述べて曰く、

滿洲に於ける不安状態は緩和されず、然しながら日本軍は撤兵の途にあり、又外國武官、新聞通信員に事件の真相を知らしめ便宜を供與しつつあり、但し日本は滿洲に對し何等領土的目的を有

せず。

と聲明し、是に對し支那代表は述べて曰く、

日本飛行機は京奉線の普通客車を爆撃した。それ故に調査員を派遣することは大に必要なり。……と述べ、是に對し英國代表は曰く、

本件は日支兩國より人を派し現地にて撤兵及び其の他此の種の事項を協議しては如何。

と述べ、是に對し芳澤代表は曰く、

右英國案ならば政府に取次ぎ得べきやに考へらるゝも、第三國人の介入を要する案ならば絶対に是に同意し難し。

と述べ、結局調査員派遣に關しては意見纏らずして散會した。

九月三十日公開理事會が開かれた。而して劈頭議長は述べて曰く、

規約第十一條に示す聯盟の義務は國際の平和を擁護する爲め、適當なる措置を執るにある旨を明定しあるを以て理事會は、今次の問題に付ても右義務を遂行せんが爲め先づ日本軍の附屬地復歸に就き最も重きを置かざるを得ざりしも他方問題の極めて特別なる事情に鑑み殊に日本居留民の生命財産の安全を確保する爲め一定の期間を置くの避くべからざることを認めざるを得ない。理

事會は一方事態の推移を注視するの要あると共に他方現狀に於ては本件を近き將來に開かるべき會合まで延期するを國際平和及び良好なる了解の爲め適當なりと信じ、此の意味に於て左記決議案を提出するものである。

と述べ、是に對し我が芳澤代表は是に同意したるも支那代表施氏は述べて曰く、

十月十四日迄に本決議案の實行せられざるに於ては、理事會は事態に應じ適當なる手段を考究すべく、且つ調査委員及び現地取極めの二方法に對し十分なる考慮を拂はれんことを望み、尙本件に關する兩當事國の各種の責任及賠償の決定に關し理事會の援助を期待することを望み、此の了解の下に決議案に同意するものである。

と述べ、是に對し芳澤代表は支那代表の解釋には同意せずと述べた。

斯くて決議案の裁決に入り、議長は該案の可決を宣言し、茲に理事會を閉じた。

#### 理事會決議

一、理事會議長ガ日支兩國政府ニ發シタ緊急要請ニ對スル兩國ノ回答及び之ニ對シテ既ニ執ラレタル手段ヲ諒承シ。

二、日本ガ滿洲ニ領土的意圖ヲ有セズトノ日本政府ノ聲明ノ重要ナルコトヲ認メ。

三、日本代表が日本政府ハ日本人ノ生命財産ノ安全ガ有效ニ確保セラレル程度ニ應ジテソノ軍隊ノ鐵道地帯ヘノ撤退ヲ既ニ開始シテ居リ、且ツ今後モ可及的迅速ニ繼續スルモノデアルトノ聲明ヲ諒知シ、日本政府ガコノ意圖ヲ出來得ル限り完全且ツ迅速ニ實現スルコトヲ希望シ。

四、支那代表ガ支那政府ハ日本軍隊ノ撤退ガ繼續サレ支那ノ地方當局及ビ警察力ガ復活スルニ從ヒ鐵道地帯外ニアル日本人ノ生命財産ノ安全ニ對スル責任ヲ負フモノデアルト聲明セルヲ諒承シ。

五、兩國政府ガ兩國間ノ平和ト良キ諒解ヲ阻害スベキアラユル行動ヲ回避センコトヲ切望シアルコトヲ確信シ、日支兩國代表ガ事變ノ範圍ノ擴大若クハ事態ノ惡化ヲ防止スベキアラユル必要ナル手段ヲ講ズベシト兩國政府ガ確實ニ言明セラレタルコトヲ諒承シ。

六、兩當事國ニ對シ兩國間ノ正常關係ノ復活ヲ迅速ナラシメンガ爲メニソノ力ノ及ブ限りノコトヲナシ、且ツ是ノ目的ノ爲メニ如上ノ公約ノ履行ヲ繼續且ツ迅速ニ完成センコトヲ要求シ。

七、兩當事國ニ對シ事態ノ進展ニ關スル充分ナル情報ヲ頻繁ニ理事會ニ提供サレンコトヲ要求シ

八、即時ノ會合ヲ必要トスル如キ不慮ノ事件發生セザル限り十月十四日水曜日ヲ以テ「ジュネーブル」ニ再開シソノ際事態ヲ審議スベキコトヲ決議ス。

九、若シ議長ニシテソノ同僚特ニ兩當事國代表ト協議ノ結果議長ガ兩當事國若クハ他ノ理事國ヨリ事態ノ進展ニ關シテ接受セル情報ニ鑑ミ理事會ノ會合ガ最早ソノ必要ナシト認ムルニ至ツタ場合ハ議長ハ十月十四日ニ定メラレタ理事會ノ會合ヲ取消シ得ベキ權能ヲ理事會議長ニ附與ス。

### 第六 議長の通告と帝國の回答

上記の如く九月三十日の聯盟理事會は我が國の爲め比較的有利なる決議をなし聯盟の雰圍氣も亦頗る正常妥當であつたが、十月八日關東軍司令部所屬の偵察飛行機が敵情偵察の爲め錦州の上空を飛翔するや支那兵是を射撃したるにより我が飛行機は自衛上携行せる小爆彈を投下したることが新聞記者等の軍事知識缺乏したる結果、是を以て直ちに錦州爆撃と記し、誇大の報道をなしたるが爲め嘗て歐洲大戰に於て獨軍航空機が行ひたる大規模爆撃に戰慄したる經驗を有する聯盟諸國代表等は是の報道を得て驚愕し戰慄し、是れ正に日本軍の侵略行爲なりとなし、從來我が國の爲め有利なりし聯盟の雰圍氣は俄然惡化し、遂に十月十日聯盟事務總長は理事會議長の通告として左の旨を帝國政府に通牒し來つた。



理事會議長ノ通告

日支兩當事國ガ事態ヲ惡化スベキ一切ノ行爲ヲナサザルベキ旨理事會ニ於テ約セルコトニ付キ兩國ノ注意ヲ喚起シ、且ツ當事國ガ理事會ニ與ヘタル保障（九月三十日ノ決議）ニ全然合致スル措置ヲ執ルベシトノ固キ希望ヲ有スル。

右理事會議長通告に對し十月十二日帝國政府は左の回答を發した。

帝國政府ノ回答

一、滿洲事件ニ際シ帝國政府ハ當初ヨリ事態ヲ擴大セシメザルニ努メ、附屬地外ニ出動セル我が軍隊ハ南滿洲鐵道ノ安全及ビ同地方ニ於ケル帝國臣民ノ生命財産ノ安固ニシテ確保セララルニ於テハ是ヲ附屬地内ニ復歸セシムル方針ヲ一貫スルト共ニ今次事件ノ圓滿解決ハ日華兩國ノ直接交渉ニ待ツノ外ナキヲ信ジ、右趣旨ヲ以テ聯盟理事會議長ノ通告ニ回答シ、且ツ理事會最終ノ決議ニ參加シタリ。

二、今ヤ滿洲ニ於ケル軍事行動ハ大體一段落ヲ告ゲ事態ハ特ニ異狀ノ發展アルヲ認メズ、或ハ日本軍ガ滿鐵沿線ニ於テ中國兵匪ノ暴虐的襲撃ノ渦中ヨリ多數鮮人ヲ救援センガ爲メ一時出動シテ之ヲ保護收容シ直チニ原地ニ復歸セル事實ノ如キ或ハ最近錦州ニ於テ敗殘軍隊ヲ糾合シ

テ滿鐵沿線ノ治安ヲ攪亂スルノ策動アリトノ報ニ接シ、之ガ偵察ニ赴キタル日本軍飛行機ガ中國軍隊ノ狙撃ヲ受ケタル結果之ニ對抗シテ爆撃ヲ行ヒタル事實ノ如キハ爲ニ新ナル事態ヲ現出シタモノトスル觀測モナキニ非ザルベシト雖モ、右鮮人ガ現實ニ危害ニ暴露セラレタル場合ニ就テハ人道上日本軍ガ之ヲ默過シ得ザルコト云フヲ俟タズ、錦州事件モ亦現地ノ情勢ヲ諒解スレバ直チニ首肯シ得ラルベシ、即チ曩ニ日本軍ガ在滿中國軍隊ノ挑發ヲ受ケ、自衛的の反撃ヲ加ヘタル以來現場ノ興奮セル事態ハ未ダ何等緩和セラレタルモノナク固ヨリ戰爭状態ニ在ラザルハ明瞭ナルモ日本軍トシテハ前記中國軍隊ノ行動ニ對シ偵察ヲ遂ゲ、凡有ル警戒ヲ加ヘザルヲ得ズ、此ノ現状ニ於テ錦州事件ノ發生ヲ見ルニ至レルモノナリ。斯ノ如キ發生的事實ヲ以テ直チニ事態ヲ擴大スル性質ヲ有スルモノト認ムルハ真相ヲ誤レルモノト思考ス。

三、日本軍艦ガ長江方面ニ出動セル爲メ事態ヲ擴大シツツアリトノ報道ニ關シテハ事實ハ全く是ニ反シ却ツテ中國自ラ其ノ各地ニ於ケル排日運動ニヨリ事態ヲ擴大セシメツツアルニ對シ、日本ハ絶エズ隱忍自制ノ態度ヲ持シ、若干ノ危險地方ニ在リテハ既ニ領事館員及ビ在留邦人ノ引揚ヲ實行セリ。今次排日運動ニ就キ支那政府ニ抗議セルト前後シテ軍艦ヲ上海方面ニ派

遣シタルモ是全ク在留邦人ノ生命財産ノ脅威ニ對スル不安ヲ除去シ、萬一ノ場合之ガ保護ニ任ゼンガ爲ニ外ナラズシテ列國ガ同様ノ場合ニ處スベキ慣例ノ範圍ヲ出デズ。

四、先般ノ聯盟理事會ニ於ケル討議ノ模様竝ニ決議ニ徵スルニ現ニ滿鐵附屬地外ニ出動スル日本軍隊ノ撤兵ト共ニ速ニ中國官憲ガ之ニ代リテ治安維持ニ當リ得ルモノノ如ク考フルモノアリト雖モ、現場ノ狀況ハ上述ノ通りニシテ地方治安ノ維持ハ事實上斯ノ如ク簡單ニ確保シ得ラルベキ事態ニ在ラザルノミナラズ、現ニ最近ニ於テハ今次衝突事件發生ノ現地ト距リタル中國各地方ニ於テサヘ邦人ノ生命財産ニ對スル脅威益々加ハリ、新ニ軍艦増派等ノ必要ヲ生ジツツアルニ顧ミレバ右現地ニ於テ日本軍隊ノ滿鐵附屬地内ニ全部歸還スル方針ノ實行ガ如何ニ困難ナルカヲ察シ得ベシ。

五、帝國政府ノ所見ヲ以テスレバ目下最先ノ急務ハ日華双方協力シテ國民的感情ノ緩和ヲ圖ルニアリ、之ガ爲メニハ速カニ兩國間ニ於テ正常關係確立ノ基礎タルベキ數點ノ大綱ヲ協定スルコトヲ要ス。右大綱ノ協定ヲ了シ、從ツテ國民的感情ノ緩和ヲ見ルニ至ラバ日本軍隊ハ茲ニ安ンジテ全部滿鐵附屬地ニ歸還スルコトヲ得ベシ、帝國政府ハ前顯根本的大綱ノ協定ニ付責任アル中國代表者ト直チニ會商ヲ開始スルノ用意ヲ有ス。

### 第七 第二次理事會の開會

上記十月十二日の帝國政府の國際聯盟に對する委曲を盡せる回答文は、毫も理事會各國代表の心を動かすに足らずして、聯盟は日本軍の行動を疑うた。而して十月十四日開かるべき豫定を一日繰上げ、その前日即ち十三日之を開くこととなつた。是れ支那代表の要請に應じたるものであつた。支那代表は是の理事會に於て述べて曰く、

過般理事會決定の際支那側の希望せる如く日本軍が十四日迄に撤兵を完了せざるのみならず却つて錦州爆撃の如き新事件の發生を見たるが、日本軍が附屬地若くは支那領土外に撤兵し事變前の状態に回復することを要す。

と力説して從來の主張を繰返し、且つ蒋介石等の布告の内容を説明して、聯盟の公平なる裁決を待つ旨を繰返した。是に對し我が芳澤代表は支那領土外への撤兵を云々するの條理に外れたることを指摘し、蔣の布告は有名無實なるのみならず自ら經濟絶交を決議せる國民黨の會合に出席せるを難じ、支那側の無稽の宣傳を駁し、次で錦州事件の真相、滿洲と帝國との歴史的關係を詳細に説明したる後、帝國政府が居留民の生命財産保障に伴ひ撤兵すべく確乎たる方針に變化なきも、今次の如

き問題を解決するには理論を離れて實際に即することを要する。理事會の急務は兩國民の感情緩和を圖るの方策を探求するにあり、此の意味に於て日支兩國間に直接交渉の必要を力説して來たのであると論駁した。

芳澤代表の論駁に對して支那代表は曰く、

排日運動は日本軍が支那領土を占領する限り之を取り去ることは困難である。過日の錦州事件は益々是を激成するものである。又排貨運動に關しては國民がその欲せざるものを強制すること能はぬ。且つ十月十三日日本軍飛行機が打虎山溝幫子を爆撃したるの報がある。又日支直接交渉に關しては支那は飽くまで撤兵の完了せざる限り之が開始は不可能である。

と述べた。是に對し我が芳澤代表は曰く、

排日運動の事實として客年三月より本年二月まで日本軍艦及商船等の支那領水内に於て百四十五回の射撃を受けた。又本事件以來上海の小學兒童に對する投石事件九十六回に及んだ。錦州事變は優勢なる支那軍により少數の日本軍が挾撃せらるゝ惧あるより起りたるものである。若し日支間に於て大綱に就き協定を遂げ事件を緩和せざる限り撤兵は不可能である。

と述べた。是等の論争に對し理事會議長「ブリアン」氏は曰く、

日本政府の何等領土的野心なきこと、在外臣民の生命財産の安固を念とせること、支那側に付ては排日運動により復讐の底意なきこと明瞭なるが、理事會としては極めて重大なる危機に直面しあるを以て兩當事國としては新なる事端を起さざる事を切望すると共に理事會に對し信用を置き平和的解決に盡されたい。

と述べて理事會を閉じた。

### 第八 オブザーバー問題と帝國の質問

國際聯盟理事會議長「ブリアン」氏は本問題解決の爲め、米國の援助を得るを必要と思考したるが如く、十月十四日、理事會議長は理事會に米國代表を「オブザーバー」として、列席せしむる件に就き芳澤代表の意見を聞いたが、芳澤代表は其の目的を尋ね同意せず、又別に澤田氏が「ドラモンド」事務總長と會見の結果依然米國代表を「オブザーバー」として理事會に出席せしむるの考あることを知り、帝國政府は十月十五日米國の「オブザーバー」は發言權をも與へんとするものなるを以て所謂聯盟の基礎法にも關することなれば全會一致なることを要し帝國代表は斷然反對すべき旨を訓令した。

十月十五日公開理事會が開かれ、米國の「オブザーバー」出席問題が討議せられ、芳澤代表は是に反對して全會の一致を見ざりしに拘らず、議長は本件を手續上の問題であるとなし、是を招請することに決した。

之に關し十月十七日帝國政府は芳澤代表を通じて理事會議長に左の如き質問書を送つた。

## 日本政府質問書

- 一、帝國政府ハ從來誠實ニ國際聯盟ノ事業ニ協力シ常ニソノ權威ヲ増進スルニ努メタリ。然レドモ聯盟ノ行動ハ規約ノ定ムルトコロヲ恪守シ慎重嚴正ナラザルベカラズ、一時的便宜ノ見地ニ制セラレテ規約ノ條規ヲ輕視スルガ如キハ決シテ聯盟ノ權威ヲ保持スル所以ニ非ルベシ。
- 二、今回理事會ガ米國ニ對シ「オブザーバー」ノ出席ヲ招請センコトヲ議セルニ當リ帝國代表者ハ非聯盟國ノ「オブザーバー」出席ガ聯盟規約ノ條規ト兩立スルヤ否ヤ又右招請問題ハ規約ノイハユル手續事項ト認メラルベキヤ否ヤニツキ規約ノ解釋ニツキ疑惑ノ存スルトコロヲ仔細ニ開陳シ、理事會ノ考慮ヲ求メタルニ拘ラズ理事會ハ各論點ノ審議ヲ盡サズ、又コレヲ法律家委員會ニ附託セントスル帝國代表者ノ提議ヲモ斥ケ、理事會議長ハ是等法律問題ヲ他日ニ留保シ直チニ米國代表招請問題ノ採決ニ入り、帝國代表者ノ反對ヲ無視シ本案ヲ過半数ニ

ヨリ票決シ得ベキ手續事項ナリト斷定シ、過半数ヲ以テ可決ヲ宣言セリ。

- 三、米國ハ不戰條約當事者タルノ故ヲ以テ同條約ノ適用ニ關スル限り理事會ニ於テ發言ヲ有セシムベシトノ說アルモ帝國政府ハ現下ノ事態ガ直チニ日華兩國ノ開戦ニ至ル如キ危險ナキコトヲ確信スルノミナラズ、不戰條約ハ非聯盟國ヲ包含ム數十ヶ國間ノ條約ニシテ獨リ米國代表者ニ限り出席發言ノ機會ヲ有セシムベキヤ、コレ又困難ナル問題ヲ生ズベク、又以テ米國招請ガ單純ナル手續事項ニ非ルコトヲ見ルベシ。

- 四、凡ソ議案ガ全會一致ヲ要スベキ事項ナリヤ過半数ニヨリ票決シ得ベキ事項ナリヤノ先決問題ヲ他日ニ留保シテ直チニ過半数ニヨリ可決ストイフガ如キハ果シテ慎重嚴正ナル行動トイフベキカ帝國政府ハ深く惑ナキ能ハズ、又他日留保セラレタル法律問題ハ如何ナル機會ニ於テ討議セラルベキヤ、又ソノ討議ノ結果ト十五日ノ票決トノ關係如何、帝國ハ今回提起セラレタル問題ノ全體ニ互リ態度ヲ決スルニ先立チ右諸點ニ對スル理事會議長ノ意見ヲ承知センコトヲ望ム。

## 第九 五大綱目の提出と理事會案

帝國政府は「オブザーバー」問題に關し理事會議長に對し質問書を提出してその反省を催すと同時に、將來の交渉に於て基礎條件たるべき左記五大綱目を國際聯盟に提出した。

五 大綱目

- 一、侵略的行動ニ出デザルコトヲ宣言スルコト
- 二、敵對的運動抑壓ノタメ總テノ可能性アル手段ヲ取ルコト
- 三、日本ハ支那ノ領土保全ヲ確認スルコト
- 四、支那ハ滿洲ノ各地ニ居住シ若クハ旅行シ平和的業務ニ従事スル日本臣民ニ有效ナル保護ヲ與フルコト
- 五、兩國政府ハ滿洲ニ於ケル鐵道ニ關スル現存日支條約ノ規定實施ノ爲メ必要ナル取極ヲ結ブコト

十月十五日の公開理事會後各國代表は連日秘密會議を催し、日支兩國代表と屢々交渉する所ありしも、兩國の主張は根本的に相異があつて容易に決しなかつたが、十月二十日に至つて理事會より事件解決に關する左記三案を我が芳澤代表に内示した。

第一案 帝國ノ提示シタル五大綱目ハ九月三十日ノ理事會決議ノ範圍ニ入ルモノト解シ理事會ハ

直チニ日支兩國ノ撤兵及ビ右五大綱目ニ付キ直接交渉ヲ開始センコトヲ懲慚シ、一旦理事會ヲ三週間延期ス

第二案 日本代表ハ理事會ニ於テ五大綱目ニ付原則上ノ協定ヲ遂グル必要アルコトヲ述べ、支那代表之ヲ正式ニ受諾スルコトヲ聲明シ、然ル後一旦理事會ヲ三週間延期ス

第三案 第一第二案トモ受諾セラレズ、公開理事會ヲ開キ兩當事國ニ日支ヲ除キタル理事國ノ決議シタル原案ヲ示シ、之ニ對シ意見ヲ表示セシム

上記の三案は我が政府に致され政府は十月二十二日芳澤代表に對し前記第一案を採用するも三週間内に之等折衝を了することを事實上に約束する如き形式を避くべきことを訓令した。

第十 十二國理事會の決議案

前記國際聯盟の三個の提案に對する帝國政府の回答未だ到着せざるに先ち、十月二十二日公開理事會を催し日支兩國を除きたる十二國理事會の決議案を我が代表に示した。

十二國理事會ノ決議案

國際聯盟理事會ハ去ル九月三十日ノ會議ニ於テ、可決セラレタル決議ノ趣旨ヲ追及シ、且ツ支那

政府が國際聯盟規約第十一條ニヨル訴ヲナシタルノミナラズ日支兩國政府ニ對シ各國政府ヨリ不戰條約第二條ノ規定スル義務ニツキ注意ヲ喚起セル事實ニ鑑ミ、ココニ左記諸點ヲ想起スルモノデアル。

- 一、九月三十日ノ決議中ニ於テ日支兩國政府が理事會ニ對シテナシタル誓約及ビ特ニ日本代表ガナシタル日本政府ハ引續キ日本人ノ生命財産ノ安全ガ有效ニ保障サレルニ從ヒ引キ續キ出來得ル限リ迅速ニ鐵道附屬地ニ向ツテ軍隊ヲ撤退スベキ旨ノ聲明、竝ニ支那代表ガナシタル支那政府ハ鐵道地帯外ノ地域ニ於ケル日本人ノ生命財産ノ安全ニ對スル責任ヲトルベキ旨ノ聲明及ビ滿洲ニ住ム日本人ノ有效ナル保護ヲ意味スル誓約ヲ想起ス。
- 二、日支兩國政府ハ現在ノ事態ヲ更ニ惡化セシムル恐アル一切ノ方策ヲ執ルベキ事ヲ差シ控フベキコトヲ確言シタルニヨリ、從ツテ一切ノ攻撃的政策若クハ行動ニ訴ヘザルベキ義務ヲ負ヒ且ツ敵對煽動取締ノ方策ヲ執ルベキ義務ヲモ負フモノナルコトヲ想起ス。
- 三、日本代表ガ日本ハ滿洲ニ何等領土的企圖ヲ有セザル旨ヲ聲明シタル事實ヲ想起シ、コノ聲明ハ國際聯盟規約竝ニ締約國ガ支那ノ獨立及ビ領土的行政的保全ヲ尊重スベキ事ヲ約スル「ワシントン」九國條約（一九二二年）ノ規定ニ一致スルモノナルコトヲ認ム。

四、理事會ハ如上ノ確言竝ニ誓約ヲ履行スルコトガ日支兩當事國間ノ正常關係ヲ回復スル上ニ必要缺クベカラザルモノナルヲ確信シ、日支兩國政府ニ對シ以下ノ各項ヲ要求スル

(甲) 日本政府ハ直チニソノ軍隊ノ鐵道附屬地ヘノ撤退ヲ開始シ、且ツ之ヲ漸進的ニ繼續シテ理事會ノ次期會合日（十一月十六日）迄ニ全部ノ撤退ヲ實行スルコト

(乙) 支那政府ハソノ一般的誓約ヲ實行スル爲メ滿洲ニ居住スル全日本人ノ生命ノ安全ニ對スル責任ヲ執リ、且ツ撤兵ニヨツテ影響サレル領域ヲ接受スル爲メコノ地域ニ於ケル日本人ノ生命財産ノ安全ヲ確保スルガ如キ取極ヲ行フコト、更ニ支那政府ハ如上ノ目的ヲ遂行スベキ支那官憲ト他ノ外國代表者トガ協力スルコトニ同意シ、コレ等ノ外國代表者ヲシテ支那官憲ニヨル右取極メノ實行ヲ注視スル事ヲ得セシムベキコト

五、理事會ハ日支兩國政府ガ各直チニ代表者ヲ任命シ、撤兵ニ關スル一切ノ諸點ヲ實行スベキ細目ノ取極ヲナシ、且ツ撤兵サレタル領域ノ接收ヲ行ヒ、此ノ實行ガ遲滯ナク圓滑ニ進行スルノ途ヲ講ズベキコトヲ勸告ス。

六、理事會ハ日支兩國政府ガ撤兵ノ完了次第直チニ兩國間ノ未決問題特ニ最近ノ事變ニヨリテ生ジタル諸問題竝ビニ滿洲ノ鐵道狀態ニ起因スル現存諸難點ニ關スル諸問題ニツキ直接交渉ヲ

開始スベキコトヲ勸告ス。コノ目的ノ爲メ理事會ヲ兩當事國ガ和協委員會若クハ此ノ種ノ常設機關ヲ設立スベキコトヲ提議ス。

七、理事會ハ來ル十一月十六日マデ休會シ同日再ビ事態ノ審議ヲ再開スベキ事ヲ決定ス但シ議長

ニ對シ必要ト認ムル場合ハ右期日ヨリモ早ク會議ヲ招集シ得ベキ權限ヲ賦與スルモノトス。

右の決議案に對し、我が芳澤代表は帝國政府回答の到着まで延期を希望し、支那代表亦本國政府に請訓の要ありとし、翌二十三日午後開會することに決し散會した。

### 第十一 帝國政府の修正案と決議の不成立

十二國理事會に於ける決議案を討議する爲め、十月二十三日午後公開理事會を開催した。是の理事會に於て議長は日支兩國の意見を求めた。

支那代表は是に同意する旨の回答をなしたるも、我が芳澤代表は期限附撤兵は根本に於て我が方策と相容れずとして是に反對すると共に左の帝國政府の修正案を提出した。

#### 帝國政府ノ修正案

十月二十二日ノ理事會決議案ニ對スル日本ノ修正案ハ八項ヨリ成リ、第一項ヨリ第三項迄ハ第三

項ニ於テ原案ニ「聯盟規約及ビ九ヶ國條約ノ規定ニ一致スル」トアルヲ「條約ノ精神ニ一致スル」ト修正シタ外全然同一デアルガ、第四項以下ハ全然面目ヲ異ニシテ居ル、修正案ノ第四項以下左ノ如シ。

四、理事會ハ今尙ホ鐵道地域外ノ或地方ニ駐屯シ居レル日本軍隊ヲ日支兩國政府間ニ正常關係ヲ

支配スル基本的諸原則ニ關シ豫メ諒解ヲ遂ゲルコトニ依リ換言スレバ日本臣民ノ生命ノ安全

ソノ財産ノ保護ヲ確約スルコトニヨリ感情ノ緩和ト情勢ノ宥和トヲ得ルト共ニ鐵道附屬地内

ニ撤兵スベキコトヲ約シタル十月十三日日本代表ノ宣言ヲ諒知ス。

五、理事會ハ日支兩國政府ニ對シ第四項ニ指示スル諒解ヲ實現スベキ目的ヲ以テ即時相共ニ會商スベキコトヲ勸告ス。

六、理事會ハ日支兩國政府ガ撤兵實行細目ヲ決定スル爲メ互ニ代表ヲ任命スベキコトヲ勸告ス。

七、理事會ハ日支兩國政府ニ對シ兩者ノ間ニ於ケル交渉經過竝ニ本決議ノ實行狀態ヲ理事會ニ絶

エズ通告スベキコトヲ要請ス。

八、理事會ハ議長ニ對シ如上ノ通告ヲ檢討シタル後本決議ノ實行ヲ確保スルニ關シ必要ト判斷スル一切ノ手段ヲトリ且ツ事態ノ推移ヲ更ニ審査スベキ目的ヲ以テ何時ニテモ理事會ヲ招集ス

ベキ權限ヲ賦與ス。

石の修正案は我が代表により提出せられ、是に關する意見を闘はし、且つ英國及び支那代表は我が芳澤代表と問答を交換した。

又議長「ブリアン」氏は聯盟が遠き極東の紛争に適當なる措置を議するは容易の業にあらず、是の事件を聯盟に於て受理したる時既に今日の難關に遭遇するの運命にありと述べて散會した。

十月二十四日公開理事會は開かれた、是の理事會に於て、我が代表と英國代表との間に我が修正案に對する問答を續行し、就中第四項に示せる基本的諸原則の意義に就いて英代表は執拗に質したるも、我が代表は斯の如き事項は理事會に於て論議すべきにあらずとして遂に答へなかつた。

次で議長は理事會の原案と日本の修正案との間に多大の隔りあり、日本の修正案は内容に於て危懼の念を禁じ得ずとなし、我が芳澤代表は修正案の正當なる理由を述べたが、議長は原案を票決に付することとなし、その結果十三對一を以て該決議案は不成立となつた。斯くて理事會は退散し、十一月十六日を期して會合することとなつた。

## 第十二 帝國政府の聲明

十月二十四日の理事會に於ける決議不成立に關し帝國政府は左の聲明をなし態度を明かにした。

### 帝國政府ノ第二次聲明

- 一、十月二十二日聯盟理事會ニ提出セラレタル帝國軍隊ノ滿鐵附屬地内歸還問題竝ニ日華直接交渉開始問題ニ關スル決議案ニ對シ日本理事會ハ數項ニ亘タル修正案ヲ提出シ、十月二十四日採決ノ結果右修正案竝ニ決議案ハ何レモ全會一致ノ同意ヲ得ズシテ不成立ニ終レリ。
- 二、今次ノ滿洲事變ハ全ク中國軍憲ノ挑發的行動ニ起因セルコト、帝國政府ノ累次宣明セル所ニシテ帝國軍ノ少數部隊ガ目下尙ホ滿鐵附屬地外數箇ノ地點ニ駐マルハ帝國臣民ノ生命財産ノ保護ノ爲メ萬已ムヲ得ザルニ出デタルモノナリ、固ヨリコレガ爲メニ帝國ガ紛争解決條件ヲ中國ニ強制スルノ手段トナリ得ベキモノニ非ズ、兵力的威壓ヲ以テ中國トノ交渉ニ臨マントスル如キハ毫モ帝國政府ノ豫想セザル所ナリ。
- 三、帝國政府ハ夙ニ日華問題ノ大局ヲ考察シ、ソノ密接複雑ナル政治的竝ニ經濟的關係ヲ構成スル各種ノ分子中帝國ノ國民的生存ニ關スル權益ハ絶對ニコレガ變改ヲ許サザルノ決意ヲ示シ既ニ各般ノ機會ニ於テコノ趣旨ヲ言明セリ。不幸ニシテ近時中國ニ於ケル所謂國權回復ノ運動漸次極端ニ奔リ、且ツ排日ノ思想ハ諸學校ノ教科書中公然鼓吹セラレテ根柢既ニ深ク今ヤ



條約又ハ歴史ヲ無視シテ帝國ノ國民的生存ニ關スル權益サヘ著々破壊セントスルノ傾向歴然タルモノアリ、コノ際帝國政府ニ於テ單ニ中國政府ノ保障ニ依頼シ軍隊全部ノ滿鐵附屬地内歸還ヲ行フガ如キハ事態ヲ更ニ惡化セシメ帝國臣民ノ安全ヲ危險ニ暴露スルモノニシテ多年ノ歴史竝ニ中國現下ノ國情ハ明ニソノ危險ノ實在ヲ證ス。

四、從ツテ帝國政府ハ在滿帝國臣民ノ安全ヲ確保センガ爲メニハ先ヅ兩國ノ國民的反感及ビ疑惑ヲ除ク方法ヲ講ズルノ外ナキヲ認メ、コレニ必要ナル基礎的大綱ヲ中國政府ト會商スルニ用意アル旨十月九日外務大臣ノ在東京中國公使宛公文中ニ言明シ、聯盟理事會ニモコレヲ通報セリ。帝國政府ハ時局收拾ノ道ガ一ニ以上ノ見地ニ基クベキヲ確信シ、理事會ノ討議ニ當リテ終始一貫之ヲ主張セリ。ソノ會商セントスル大綱トシテ帝國政府ノ考慮スル所ハ

- 一、相互的侵略政策及ビ行動ノ否認
- 二、中國領土保全ノ尊重
- 三、相互ニ通商ノ自由ヲ妨害シ國際的憎惡ノ念ヲ煽動スル組織的運動ノ徹底的取締
- 四、滿洲ノ各地ニ於ケル帝國臣民ノ一切ノ平和的業務ニ對スル有效ナル保護
- 五、滿洲ニ於ケル帝國ノ條約上ノ權益尊重

ニ關スルモノナリ。帝國政府ハ右各項ガ全然國際聯盟ノ目的及ビ精神ニ合致シ、極東平和ノ根蒂ヲナスベキ當然ノ原則ナルヲ以テ固ヨリ世界公論ノ支持ヲ受クベキコトヲ疑ハズ、聯盟理事會ニ於テ帝國代表者ガコレヲ議題トセザリシハソノ性質上日華直接交渉ノ問題タルベキモノト認メタルガ爲メナリ。

五、熟ラ日華兩國ノ前途ヲ考フルニ今日ノ急務ハ双方協力シテ速カニ時局ノ收拾ヲ計リ以テ共存共榮ノ大道ニ歩ヲ進ムルニアリ、帝國政府ハ前顯兩國間ニ於ケル正常關係確立ノ基本的大綱協定問題竝ニ軍隊ノ滿鐵附屬地内歸還問題ニ關シ中國政府ト商議ヲ開始スルノ用意ヲ有スルニ於テ今尙ホ變ル所ナシ。

### 第十三 十一月十六日迄の經過

十月二十四日の理事會に於てその決議は不成立に歸したが、同日より十一月十六日に至る理事會再會までの期間に於て國際聯盟の各理事は事件の解決困難なることと、滿蒙に於ける日支兩國の複雑なる關係とを漸次了解したる如きであつた。

然しながら、支那代表施氏は十月二十四日の決議が我が芳澤代表の反對ありしに拘らず成立したる

ものと解し、十月二十六日理事會議長に對し支那は仲裁條約の如き形に於て紛争調停の協議を爲す用意ありとの書面を提出し、更に十一月一日同氏より事務總長に對し支那は日本軍撤退後の治安維持の爲め軍隊を錦州に集結しありと報じ、更に十一月三日同氏は聯盟に對し日本軍の撤退せざることを訴へ、又同月四日同氏は聯盟各理事に對し支那は理事會決議に基き接受委員を任命せるに日本は決議不成立の旨回答せりと通報し、日本が決議に服せざることを訴へたが皆な是れ支那代表が聯盟規約を正當に理解せざることを告白するものであつた。

然しながら、理事會議長「ブリアン」氏も亦た十月二十四日の決議が成立せざるも右決議が道德的效力あるものとなし、十一月四日同氏は日本政府の聲明に對し左の意味の回答をなした。

十月二十四日ノ決議案ハ不成立ニ歸シタリト雖モ道德的效力ヲ有スルモノデアル。日本代表ハ九月三十日ノ理事會ニ於テハ條約上ノ諸權利ト生命財産ノ安全トガ關係アリトハ明示セザリキ。從ツテ日支兩國ハ代表者ヲ任命シ撤兵其ノ他ノ細目ノ解決ニ當ルベキコトヲ勸告セル點ニ注意ヲ促スモノデアル。

是の回答と同時に理事會議長は我が芳澤代表に對し日本軍の撤退に關し日支協力の爲め至急代表を任命せられたしと通告した。

斯様なる理事會議長の回答及び通告に對し、我が政府は十月二十四日の決議が不成立なることの正當なる見解を持し、是等に耳を傾くることなく其の所信を斷行し、且つ馬占山軍が嫩江鐵道橋を破壊し、且つその修理に任じたる技術者及び守備兵を射撃したるを以て十一月四日及び五日の兩日馬占山軍を攻撃し、是を昂々溪方向に撃退した。

是の件に對し十一月五日支那代表施氏は聯盟事務總長に對し、嫩江に於ける日支衝突は日本軍の挑戦によるものなることを通告し、是に對し我が芳澤代表は聯盟事務局に對し、左の意味の回答をなした。

日本軍は鐵橋修理完了次第撤兵する筈なりしに、馬占山軍は不意に日本軍を射撃し爲めに日本軍は八十五名の死者を出した。依つて是の馬占山軍を攻撃し退却せしめたるものである。

斯くて十一月七日に至り理事會議長「ブリアン」氏は我が芳澤代表に對し、滿鐵地帯より五百軒も距りたる地點迄前進するは日本の聲明に反すと詰りたるに對し、芳澤代表は洮昂鐵道は日本が敷設したる鐵道であり、而して該鐵道の橋梁が破壊せられたる爲であると説明した。

又十一月七日支那代表施氏は日本軍が營口の鹽稅を差し押へたりと聯盟に訴へたるにより理事會議長は我が芳澤代表に對して曰く、日本軍が營口の鹽稅を差し押へたりとの報あり、右は明かに日本

が理事會に於てなしたる誓約に反するものである。予は日本政府が事件擴大防止の爲め一切の手段を講じ又必要なる情報を提供せられんことを望むと述べたるにより、芳澤代表は是に對し右は全く支那側の宣傳であつて事實にあらざる旨を答へた。

其の後日本軍と馬占山軍との對峙の形勢を見て理事會議長は事態を重大視し、十一月十二日に至り事務總長を通じて日支兩國に對し嫩江鐵橋及び昂々溪に派遣すべき「オブザーバー」に種々便宜を提供さるべしとの文書を發し、又聯盟は東京及び南京に夫々連絡交渉の爲め事務局員を派遣することに決し、東京へは官房長「ウォルターズ」氏南京へは書記官「アンリーボンネー」氏を派遣することに決した。

以上の外日本政府は駐英大使松平氏及び駐伊大使吉田氏をして聯盟の帝國代表芳澤氏を補佐せしむることとなし。上記兩氏は十月二十四日以後英、伊兩國代表等と會見し、我が主張を貫徹するに努力した。

#### 第十四 第三次理事會の開會

十月二十四日より十一月十六日に至る約三週間に於て滿蒙に於ける日支の關係が漸く世界に諒解せ

られ、支那の宣傳が概ね虚構であつたことが覺知せられ、而して世界の輿論は漸く我が日本に好轉するに至つた。是の如き形勢裡に十一月十六日の理事會が開かれた。

聯盟理事會の各員は是の事件の解決が頗る困難であり、十月二十四日の決議が不適當であつたことを理解し、十六日の理事會に於て一大衝突が惹起せざるやを痛心し、理事會議長は極度の不安を懷きたる如くであつた。

十一月十六日午後四時公開理事會は佛國外務省時計の間に於て開かれたが、議長「ブリアン」氏は十月二十四日以来の経過を報告したのみで忽ち散會を宣し、二十一分間にて終了し世界をして啞然たらしめた。

上記の如く十一月十六日に於ける公開理事會は僅々二十一分にして散會となつた。爾後連續日支兩國を除く十二國理事より成る、秘密會議を開き、先づ日本政府の第二次聲明に於ける五大綱目につき研究をなすことに決し、而して理事會議長の要求により十一月十八日我が芳澤代表は日支兩國間諸條約に關する參考書類を提出し、且つ同日の十二國理事會に於て議長の要求により芳澤代表は我が政府聲明の五大綱目の説明をなした。而して議長は日本は五大綱目成立後にあらざれば撤兵せざるやと問ひ、我が芳澤代表は協定成立後にあらざれば撤兵は不可能なりと答へた。

然るに是の會議に於て支那代表施氏は、大正四年（一九一五年）の日支條約（二十一ヶ條條約）の無効を主張し、翌十九日の十二國理事會に於ても同氏は上記條約は現在及び將來とも承諾せずと斷言した。斯くして日支兩國間の條約問題は紛糾して解決するを得ず、而して日本政府主張の五大綱目の研究もその目的を達せずして停頓するに至つた。

### 第十五 調査委員派遣案と中立地帯案の討議

上記の如く國際聯盟は各所に於て難關に遭遇し、滿蒙問題解決に關し匙を投ぐるの外なきに至つた。然しながら既に一旦是の問題に容喙したる以上是より手を引くことは、國際聯盟の體面に關し如何にしてその面目を保つべきやに腐心するに至つた。是の間我が松平駐英大使及び米國駐英大使「ドース」氏等の斡旋により聯盟に面目を保たしむる目的を以て支那に調査委員を派遣するの案を日本より提出しては如何とのことにて我が芳澤代表は日本政府に訓令を請うた。是に於て我が政府は是の案に同意する旨回答したるにより芳澤代表は該案を理事會議長に提出した。是に於て議長は大に是を喜び、忽ち該案を十二國理事會に於て議することとなし十一月二十日同會議を招集して調査委員派遣案を討議し、且つ議長は芳澤代表に對し右調査委員の活動中は武力の行使を中止し休戦を

なすことの承諾を求めたが芳澤代表は個人として同意なるも政府の訓令を仰ぎたる上回答すべしと答へた。是に於て同理事會は調査委員派遣案に同意し、且つ支那代表の意向を聞くことに決した。芳澤代表の請訓により我が政府が與へたる訓令に基き十一月二十一日の理事會に於て芳澤代表は該調査委員は日本軍の行動及び日支兩國政府の直接交渉に容喙し得ざるものならば賛成するの旨を通告した。而して支那代表施氏は該調査委員派遣案に同意し、且つなるべく速かに日本軍の撤兵を要求した。

尋で十一月二十三日、十二國理事會は開かれ、大要左の如き理事會の決議案を日支兩代表に手交した。

- 一、日本軍ノ可及的速カナル撤兵
- 二、事態惡化防止ノ爲メ敵對行爲ヲ差シ控フルコト
- 三、調査委員ハ三名ニシテ日支兩國ヨリ各一名ノ協力者ヲ出スコト
- 四、調査委員ハ單ニ國際關係ヲ調査スルノミニテ日本軍ノ行動及ビ日支兩國ノ直接交渉ニハ容喙セザルコト

是の決議案に對し十一月二十五日の十二國理事會に於て、芳澤代表は理事會議長に對し事態惡化防